

岡崎市消防用設備等技術基準 (通則・運用・特例基準編 2024)

岡崎市消防本部

目次

第1章 通則

- 1-1 令別表第1に掲げる防火対象物の取扱いについて・・・1
- 1-2 消防用設備等の設置単位について・・・7
- 1-3 消防用設備等の設置単位について(図解)・・・11
- 1-4 令第8条の解説・・・19
- 1-5 令8区画及び共住区画の構造並びに
当該区画を貫通する配管等の取扱いについて・・・23
- 1-6 令8区画及び共住区画を貫通する配管等に関する運用について・・・31
- 1-7 令第9条の解説・・・37
- 1-8 無窓階の解説・・・41
- 1-9 避難上又は消火活動上有効な開口部の判断基準について・・・43
- 1-10 「避難口」及び「消防隊進入口」に設置する
電気錠の指導基準について・・・55
- 1-11 内装制限の解説・・・57
- 1-12 既存防火対象物に対する新基準の適用除外・・・59
- 1-13 電気設備が設置されている部分等における
消火設備の取扱いについて・・・61
- 1-14 建築確認時における共同住宅等の収容人員の算定について・・・65
- 1-15 高齢者施設に係る用途判定について・・・67

第2章 特殊な建築物に対する指導

- 2-1 消防活動用空地等の設置指導基準について・・・69
- 2-2 高層建築物等の屋上に設けるヘリコプター緊急離着陸場等の
設置に関するガイドラインの制定について・・・77
- 2-3 駅施設等に対する防火管理及び消防用設備等の
設置指導要領について・・・123

第3章 特例基準

- 3-1 消防用設備等の設置及び維持に関する特例基準について・・・127

第4章 届出等

- 4-1 消防用設備等に係る軽微な工事に関する運用について・・・145

<法令等の用語>

- 1 法とは、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）をいう。
- 2 令とは、消防法施行令（昭和 36 年政令第 37 号）をいう。
- 3 規則とは、消防法施行規則（昭和 36 年自治省令第 6 号）をいう。
- 4 条例とは、岡崎市火災予防条例（昭和 37 年 7 月 1 日条例第 20 号）をいう。
- 5 条例規則とは、岡崎市火災予防規則（昭和 38 年 2 月 1 日規則第 1 号）をいう。
- 6 建基法とは、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）をいう。
- 7 建基令とは、建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）をいう。
- 8 主要構造部とは、建基法第 2 条第 5 号に規定する主要構造部をいう。
- 9 耐火構造とは、建基法第 2 条第 7 号に規定する耐火構造をいう。
- 10 防火構造とは、建基法第 2 条第 8 号に規定する防火構造をいう。
- 11 防火戸とは、建基法第 2 条第 9 号の 2 ロに規定する防火設備であるものをいう。
- 12 特定防火設備である防火戸とは、建基令第 112 条第 1 項に規定するものをいう。
- 13 不燃材料とは、建基法第 2 条第 9 号に規定する不燃材料をいう。
- 14 準不燃材料とは、建基令第 1 条第 5 号に規定する準不燃材料をいう。
- 15 難燃材料とは、建基令第 1 条第 6 号に規定する難燃材料をいう。
- 16 令別表対象物とは、令別表第 1 (1)項から(15)項までに掲げる防火対象物をいう。
- 17 令 8 区画とは、令第 8 条に規定する開口部のない耐火構造の床又は壁の区画をいう。
- 18 専用不燃区画とは、不燃材料で造った壁、柱、床及び天井（天井のない場合にあっては、屋根）で区画され、かつ、窓及び出入口に防火戸を設けた専用の室をいう。
- 19 専用不燃区画（自閉式等）とは、不燃材料で造った壁、柱、床及び天井（天井のない場合にあっては、屋根）で区画され、かつ、窓及び出入口に防火戸（随時開くことができる自動閉鎖装置付きのもの又は随時閉鎖することができ、かつ、煙感知器の作動と連動して閉鎖することができるものに限る。）を設けた専用の室をいう。
- 20 共住区画とは、特定共同住宅等の位置、構造及び設備を定める件（平成 17 年消防庁告示第 2 号）に規定する特定共同住宅等の住戸等の床又は壁の区画をいう。
- 21 常時閉鎖式防火戸とは、随時開くことができる自動閉鎖装置付きの防火戸をいう。
- 22 煙感知器連動閉鎖式防火戸とは、随時閉鎖することができ、かつ、煙感知器の作動により自動的に閉鎖する防火戸をいう。
- 23 航空法とは、航空法（昭和 27 年 7 月 15 日法律第 231 号）をいう。
- 24 航空法規則とは、航空法施行規則（昭和 27 年運輸省令第 56 号）をいう。
- 25 竪穴区画とは、建基令第 112 条第 9 項に規定する区画をいう。

第1章 通 則

1-1 令別表第1に掲げる防火対象物の取扱いについて

第1 令第1条の2第2項後段に規定する「管理についての権原、利用形態その他の状況により他の用途に供される防火対象物の部分の従属的な部分を構成すると認められる」部分とは、次の1又は2に該当するものとする。

1 令別表対象物の区分に応じ、別表（A）欄に掲げる当該防火対象物の主たる用途に供される部分に機能的に従属していると認められる同表（B）欄に掲げる用途に供される部分で、次の(1)から(3)までの全てに該当するもの。

(1) 当該従属的な部分についての管理権原を有する者が主たる用途に供される部分の管理権原を有する者と同一であること。

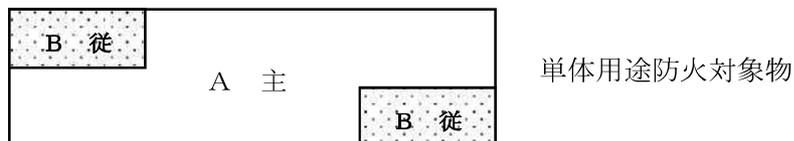
(2) 当該従属的な部分の利用者が主たる用途に供される部分の利用者と同一であるか又は密接な関係を有すること。

なお、密接な関係を有するとは、主たる用途に供される部分を利用する者が、主に従属的な部分を利用する場合をいう。

(3) 当該従属的な部分の利用時間が主たる用途に供される部分の利用時間とほぼ同一であること。

なお、従属的な部分の利用時間が主たる用途の利用時間の範囲内ならば、当該従属的な部分の利用時間は当該主たる用途の利用時間とほぼ同一とみなす。

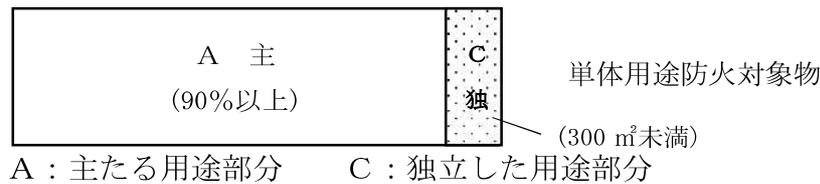
参考図



A：主たる用途部分 B：従属的な用途部分

2 主たる用途に供される部分の床面積の合計（他の用途と共用される廊下、階段、通路、便所、管理室、倉庫、機械室等の部分の床面積は、主たる用途に供される部分及び他の独立した用途に供される部分のそれぞれの床面積に応じ按分するものとする。以下同じ。）が当該防火対象物の延べ面積の90パーセント以上であり、かつ、当該主たる用途以外の独立した用途に供される部分の床面積の合計が300平方メートル未満である場合における当該独立した用途に供される部分（令別表第1(2)項ニ、(5)項イ又は(6)項イ(1)から(3)まで、ロ若しくはハに掲げる防火対象物（利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。）の用途に供される部分を除く。）。

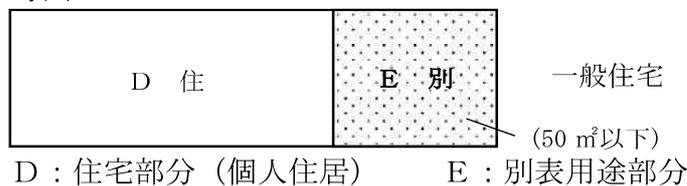
参考図



第2 一般住宅（個人の住居の用に供されるもので、寄宿舍、下宿及び共同住宅以外のものをいう。以下同じ。）の用途に供される部分が存する防火対象物については、前記第1によるほか、次により取り扱うものであること。

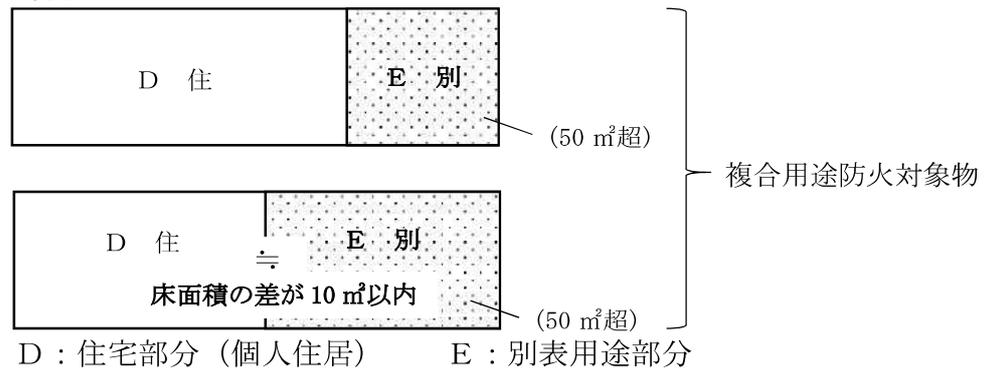
- 1 令別表対象物の用途に供される部分の床面積の合計が50平方メートル以下の場合、一般住宅の用途に供される部分の床面積の如何にかかわらず当該防火対象物（防火管理者の選任を必要とするもの又は令別表第1(2)項ニ、(5)項イ若しくは(6)項イ(1)から(3)まで、ロ若しくはハの用途に供する部分が存する防火対象物（利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。）を除く。）は、一般住宅に該当するものであること。この場合において、当該防火対象物が防火管理者の選任を必要とするもの又は同表1(2)項ニ、(5)項イ若しくは(6)項イ(1)から(3)まで、ロ若しくはハの用途に供する部分が存する防火対象物（利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。）にあっては2に準じて用途を判定するものであること。

参考図



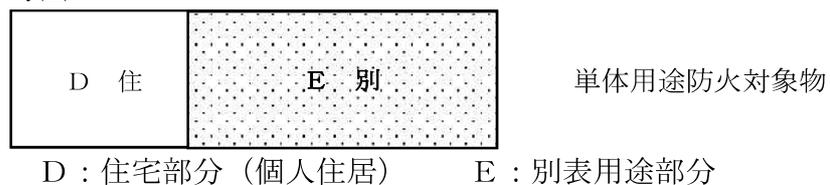
- 2 令別表対象物の用途に供される部分の床面積の合計が50平方メートルを超える場合は、次の(1)又は(2)によること。
 - (1) 令別表対象物の用途に供される部分の床面積の合計が一般住宅の用途に供される部分の床面積の合計よりも小さい場合又はおおむね等しい場合（床面積の差が10平方メートル以内）は、当該防火対象物は、複合用途防火対象物に該当するものであること。

参考図



(2) 令別表対象物の用途に供される部分の床面積の合計が一般住宅の用途に供される部分の床面積の合計よりも大きい場合は、令別表対象物（令別表対象物の用途が前記(1)により複合用途防火対象物と判定される場合にあつては、複合用途防火対象物）に該当するものであること。

参考図



第3 令別表対象物の用途に供される部分の床面積の合計が50平方メートル以下の防火対象物（防火管理者の選任を必要とするもの又は令別表第1(2)項ニ、(5)項イ若しくは(6)項イ(1)から(3)まで、ロ若しくはハの用途に供する部分が存する防火対象物（利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。）を除く。）については、一般住宅として取り扱うものであること。

第4 平成28年4月1日において現に存する防火対象物又は新築、増築、改築、移転、修繕若しくは模様替えの工事中の防火対象物に対してこの運用基準を適用した場合に混乱を生ずると認められるときは、従前の運用基準により判定してもよいものであること。

別表

区分		(A)主たる用途部分	(B)従属的用途部分
(1)項	イ	舞台部・客席・映写室・ロビー・切符売場・出演者控室・大道具・小道具室・衣装部屋・練習室	専用駐車場・売店・食堂・喫茶室
	ロ	集会室・会議室・ホール・宴会場	食堂・喫茶室・専用駐車場・図書室・展示室
(2)項	イ	客席・ダンスフロア・舞台部・調理室・更衣室	託児室・専用駐車場
	ロ	遊技室・遊技機械室・作業室・更衣室・待合室・景品場・ゲームコーナー・ダンスフロア・舞台部・客席	売店・食堂・喫茶室・専用駐車場
	ハ	客室・通信機械室・リネン室・物品庫・更衣室・待合室・舞台部・休憩室・事務室	託児室・専用駐車場・売店
	ニ	客室・通信機械室・物品庫・更衣室・待合室・舞台部・休憩室・事務室	託児室・専用駐車場・売店
(3)項	イ	客席・客室・厨房	結婚式場・専用駐車場
	ロ	客席・客室・厨房	結婚式場・専用駐車場
(4)項		売場・荷さばき室・商品倉庫・食堂・事務室	催事場・写真室・遊技場・結婚式場・専用駐車場・美、理容室・診療室・集会室
(5)項	イ	宿泊室・フロント・ロビー・厨房・食堂・浴室・談話室・洗濯室・配膳室・リネン室	娯楽室・宴会場・結婚式場・バー・会議室・ビアガーデン・両替所・旅行代理店・専用駐車場・美、理容室・売店
	ロ	居室・寝室・厨房・食堂・教養室・休憩室・浴室・共同炊事場・洗濯室・リネン室	売店・専用駐車場
(6)項	イ	診療室・病室・産室・手術室・検査室・薬局・事務室・機能訓練室・面会室・談話室・研究室・厨房・付添人控室・洗濯室・リネン室・医師等当直室	食堂・売店・専用駐車場
	ロ	居室・集会室・機能訓練室・面会室・食堂・厨房	売店
	ハ	教室・職員室・遊技室・休養室・講堂・厨房・体育館	食堂
	ニ	居室・集会室・機能訓練室・面会室・厨房・診療室・作業室・教室・職員室・遊技室・休養室・講堂・体育館	食堂・売店
(7)項		教室・職員室・体育館・講堂・図書室・会議室・厨房・研究室・クラブ室・保健室	食堂・売店

(8)項		閲覧室・展示室・書庫・ロッカー室・ロビー・ 工作室・保管格納庫・資料室・研究室・会議 室・休憩室	食堂・売店
(9)項	イ	脱衣場・浴室・休憩室・体育室・待合室・マ ッサージ室・ロッカー室・クリーニング室	食堂・売店
	ロ	脱衣場・浴室・休憩室・クリーニング室	専用駐車場
(10)項		乗降場・待合室・運転指令所・電力指令所・ 手荷物取扱所・一時預り所・ロッカー室・仮 眠室	売店・食堂・旅行案内所
(11)項		本堂・拝殿・客殿・礼拝堂・社務所・集会室	宴会場・厨房・結婚式場・ 専用駐車場
(12)項	イ	作業所・設計室・研究室・事務室・更衣室・ 物品庫	売店・食堂・専用駐車場・ 託児室
	ロ	撮影室・舞台部・録音室・道具室・衣裳室・ 休憩室	売店・食堂・専用駐車場
(13)項	イ	車庫・車路・修理場・洗車場・運転手控室	売店・食堂
	ロ	格納庫・修理場・休憩室・更衣室	専用駐車場
(14)項		物品庫・荷さばき室・事務室・休憩室	売店・食堂・専用駐車場
(15)項		事務室・休憩室・会議室	売店・食堂・専用駐車場・ 診療室

(注) 本表(A)欄及び(B)欄に列挙されている用途は、当該用途と態様が極めて類似しているものをそれぞれ含むものとする。

1-2 消防用設備等の設置単位について

第1 消防用設備等の設置単位は、建築物である防火対象物については、特段の規定（令第8条、第9条、第9条の2、第19条第2項、第27条第2項）のない限り、棟であり、敷地ではないこと。

第2 建築物と建築物が渡り廊下（その他これらに類するものを含む。以下同じ。）、地下連絡路（その他これに類するものを含む。以下同じ。）又は洞道（換気、暖房又は冷房の設備の風道、給排水管、配電管等の配管類、電線類その他これらに類するものを布設するためのものをいう。以下同じ。）により接続されている場合は、原則として一棟であること。ただし、次の1から3のいずれかに該当する場合は、別棟として取り扱って差し支えないものであること。

1 建築物と建築物が地階以外の階において渡り廊下で接続されている場合で、次の(1)から(3)までに適合している場合

(1) 渡り廊下は、通行又は運搬の用途のみに供され、かつ、可燃性物品等の存置その他通行上の支障がない状態にあるものであること。

(2) 渡り廊下の有効幅員は、接続される一方又は双方の建築物の主要構造部が木造である場合は3メートル未満、その他の場合は6メートル未満であること。

(3) 接続される建築物相互間の距離は、1階にあっては6メートル、2階以上の階にあっては10メートルを超えるものであること。ただし、次のアからウまでに適合する場合は、この限りでない。

ア 接続される建築物の外壁及び屋根（渡り廊下の接続部分からそれぞれ3メートル以内の距離にある部分に限る。次のイにおいて同じ。）については、次の(ア)又は(イ)によること。

(ア) 耐火構造又は防火構造で造られていること。

(イ) (ア)以外のものについては、耐火構造若しくは防火構造の塀その他これらに類するもの又はスプリンクラー設備（閉鎖型）若しくはドレンチャー設備で延焼防止上有効に防護されていること。

イ アの外壁及び屋根には開口部を有しないこと。ただし、面積4平方メートル以内の開口部で防火戸が設けられている場合にあっては、この限りでない。

ウ 渡り廊下については次の(ア)又は(イ)によること。

(ア) 吹抜け等の開放式であること。

(イ) (ア)以外のものについては次のaからcまでに適合するものであること。

a 建基令第1条第3号に規定する構造耐力上主要な部分を鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造とし、その他の部分を不燃材料又は準不燃材料で造ったものであること。

b 建築物の両端の接続部に設けられた出入口の部分の面積はいずれも4平方メートル以下であり、当該部分には防火戸で、随時開くことができる自動閉鎖装置付きのもの又は煙感知器の作動と連動して自動的に

閉鎖する構造のものを設けられていること。

- c 次の自然排煙用開口部又は機械排煙設備が排煙上有効な位置に、火災の際容易に接近できる位置から手動で開放できるように又は煙感知器の作動と連動して開放するように設けられていること。ただし、スプリンクラー設備（閉鎖型）又はドレンチャー設備が延焼防止上有効な方法により設けられている場合にあってはこの限りでない。

- (a) 自然排煙用開口部については、その面積の合計が1平方メートル以上であり、かつ、屋根又は天井に設けるものにあつては、渡り廊下の幅員の3分の1以上の幅で長さ1メートル以上のもの、外壁に設けるものにあつては、その両側に渡り廊下の3分の1以上の長さで高さ1メートル以上のものその他これらと同等以上の排煙上有効な開口部を有するものであること。

- (b) 機械排煙設備にあつては、規則第30条の規定に基づき設置されていること。

2 建築物と建築物が地下連絡路（天井部分が直接外気に常時開放されているもの（いわゆるドライエリア形式のもの）を除く。以下同じ。）で接続されている場合で、次の(1)から(8)までに適合する場合

- (1) 接続される建築物又はその部分（地下連絡路が接続されている階の部分を含む。）の主要構造部は、耐火構造であること。

- (2) 地下連絡路は、通行又は運搬の用途のみに供され、かつ、可燃物品等の存置その他通行上支障がない状態にあるものであること。

- (3) 地下連絡路は、耐火構造とし、かつ、その天井及び壁並びに床の仕上げ材料及びその下地材料は、不燃材料であること。

- (4) 地下連絡路の長さ（地下連絡路の接続する両端の出入口に設けられた防火戸相互の間隔をいう。）は6メートル以上であり、その幅員は6メートル未満であること。ただし、双方の建築物の接続部にスプリンクラー設備（閉鎖型）又はドレンチャー設備が延焼防止上有効な方法により設けられている場合は、この限りでない。

- (5) 建築物と地下連絡路とは、当該地下連絡路の両端の出入口の部分を除き、開口部のない耐火構造の床又は壁で区画されていること。

- (6) (5)の出入口の開口部の面積は4平方メートル以下であること。

- (7) (5)の出入口には、特定防火設備である防火戸で随時開くことができる自動閉鎖装置付きのもの又は随時閉鎖することができ、かつ、煙感知器の作動と連動して閉鎖するものが設けられていること。

- (8) 地下連絡路には、1(3)ウ(イ)c(b)により排煙設備が設けられていること。ただし、スプリンクラー設備（閉鎖型）が設けられている場合は、この限りでない。

3 建築物と建築物が洞道で接続された場合で、次の(1)から(5)までに適合する場合

- (1) 建築物と洞道とは、洞道が接続されている部分の開口部及び当該洞道の点検又は換気のための開口部（接続される建築物内に設けられるもので2平方メートル以下のものに限る。）を除き、開口部のない耐火構造の床又は壁で区画されていること。
- (2) 洞道は耐火構造又は防火構造とし、その内側の仕上げ材料及びその下地材料は不燃材料であること。
- (3) 洞道内の風道、配管、配線等が建築物内の耐火構造の壁又は床を貫通する場合は、当該貫通部において、当該風道、配管、配線等と洞道及び建築物内の耐火構造の壁又は床とのすき間を不燃材料で埋めてあること。ただし、洞道の長さが20メートルを超える場合にあっては、この限りでない。
- (4) (1)の点検のための開口部（建築物内に設けられているものに限る。）には、防火戸（開口部の面積が2平方メートル以上のものにあっては、自動閉鎖装置付きのものに限る。）が設けられていること。
- (5) (1)の換気のための開口部が常時開放状態にあるものにあっては、防火ダンパーが設けられていること。

第3 その他

この運用基準について疑義を生じた場合は、予防課長と協議すること。

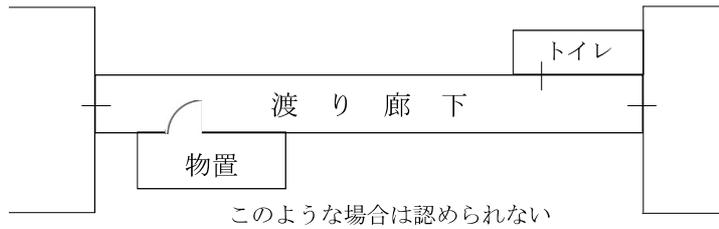
1-3 消防用設備等の設置単位について (図解)

第1 地階以外の階において渡り廊下で接続される場合

次の1から3までの全てに適合すれば別棟とみなしてよい。

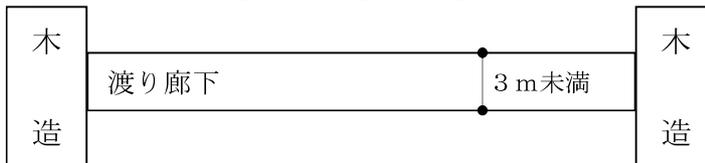
1 使用方法

- (1) 通行又は運搬以外の用途に供しないこと。
- (2) 可燃物品等の存置その他通行上支障のないこと。

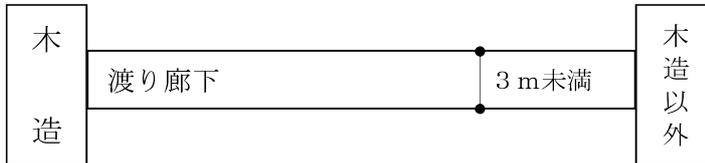


2 有効幅員

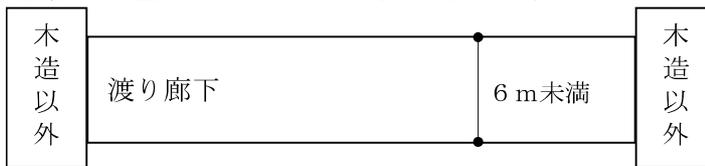
- (1) 建築物の主要構造部が木造と木造の場合



- (2) 建築物の主要構造部が木造と木造以外の場合

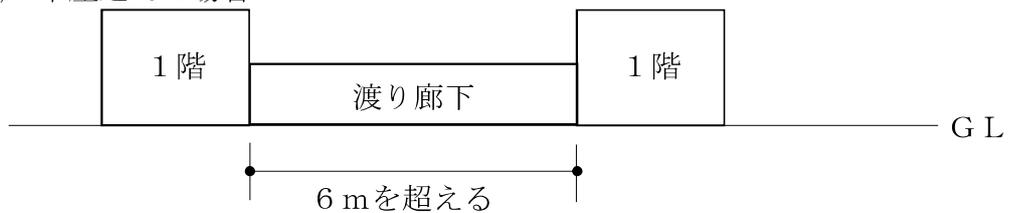


- (3) 建築物の主要構造部が木造以外と木造以外の場合

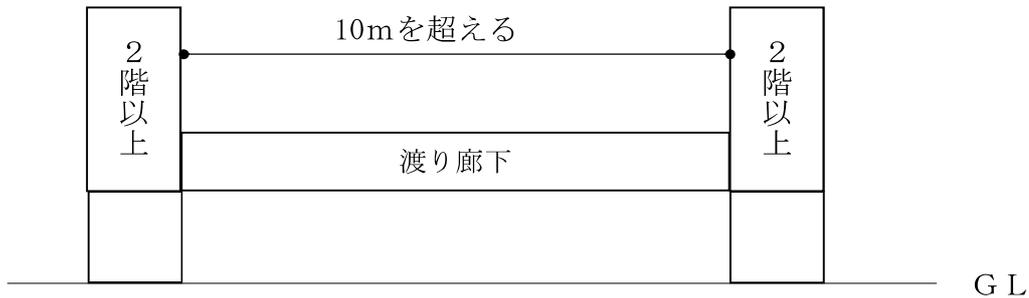


3 建築物相互間の距離

- (1) 平屋建ての場合



(2) 2階以上の場合（渡り廊下が1階にある場合は、(1)を準用する。）



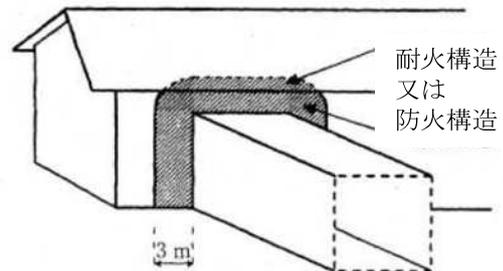
4 3に適合しない場合の条件付き別棟

次の(1)から(3)までに適合すれば別棟とみなしてよい。

(1) 建築物の条件

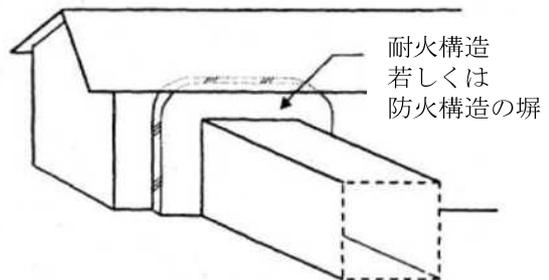
ア又はイによること

ア 渡り廊下の接続部分から3メートル以内の距離にある部分（）の屋根及び外壁は耐火構造又は防火構造とすること。

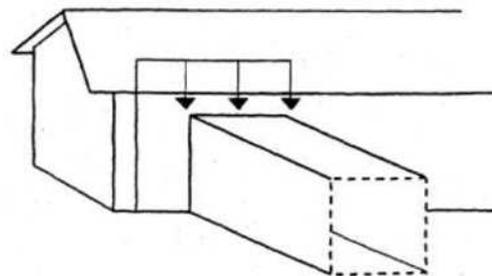


イ ア以外の場合は次の(ア)又は(イ)によること。

(ア) 渡り廊下の接続部分から3メートル以内の距離にある部分を延焼防止上有効に保護する耐火構造若しくは防火構造の塀(自立構造のもの)を設けること。



(イ) 渡り廊下の接続部分から3メートル以内の距離にある部分を延焼防止上有効に保護するスプリンクラー設備(閉鎖型)又はドレンチャー設備を設けること。

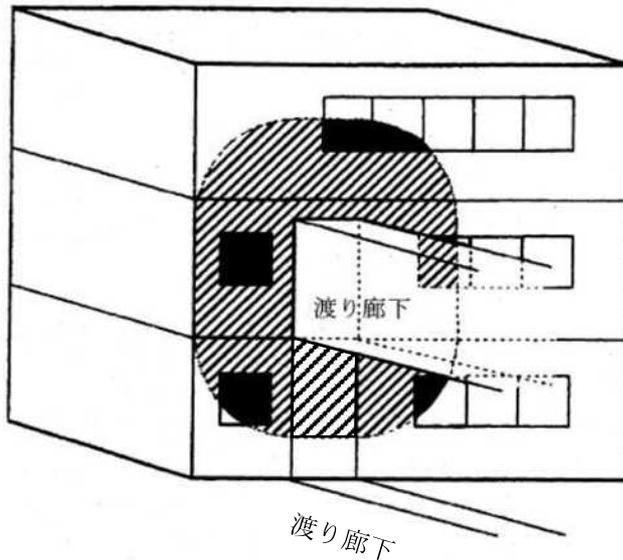


(2) 建築物の開口部の条件

渡り廊下の接続部分から3メートル以内の距離にある部分()には、開口部を設けないこと。ただし、次のア及びイを満足する場合は、開口部を設けることができる。

ア 開口部()の面積の合計は4平方メートル以下であること。

イ 防火戸とすること。

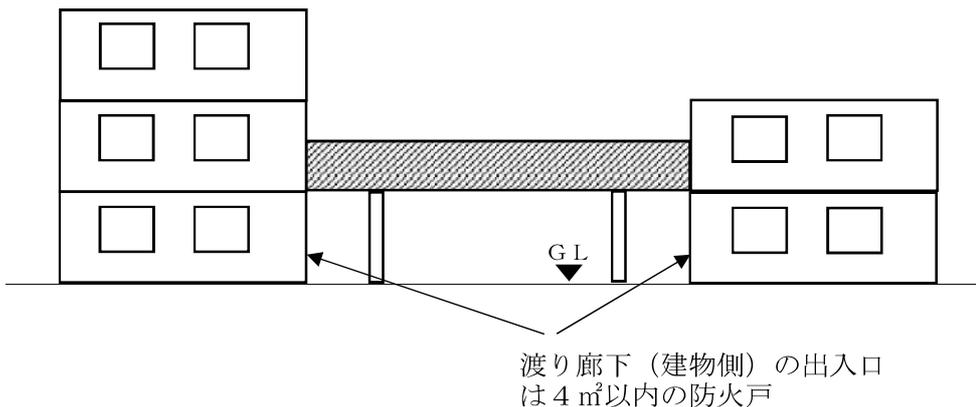


注：2階の接続部分から捉えた場合

(3) 渡り廊下の条件

ア 開放式の場合

渡り廊下の建物側の出入口は、防火戸とすること。



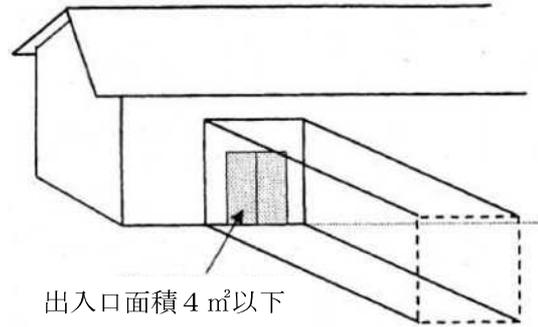
イ 非開放式の場合

(7) 構造

構造耐力上主要な部分を鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造とし、その他の部分を準不燃材料で、造ったものであること。

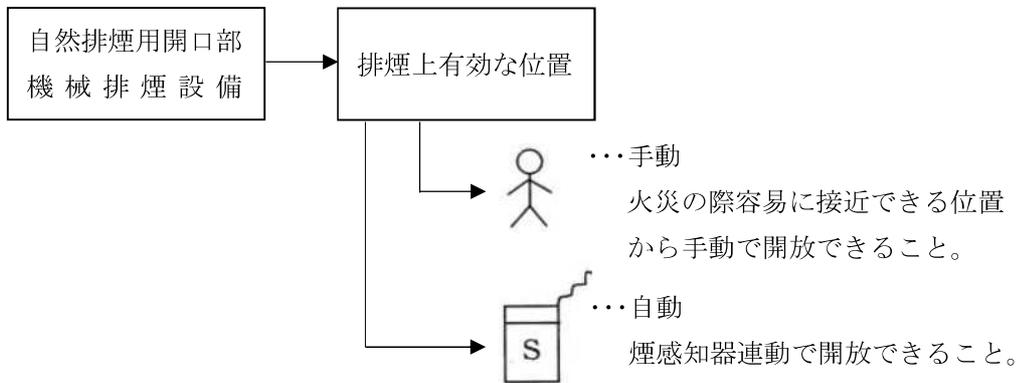
(イ) 接続部の出入口

- a 両端の出入口の面積は、いずれも4平方メートル以下であること。
- b 出入口は防火戸で、随時開くことができる自動閉鎖装置付きのもの又は煙感知器連動で閉鎖するものものとする。



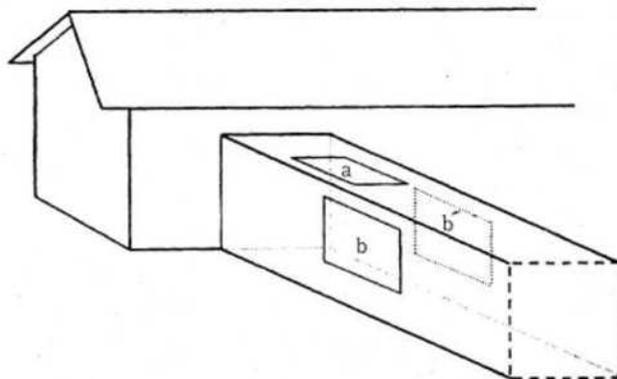
(ウ) 排煙

自然排煙用開口部又は機械排煙設備を設置すること。ただし、スプリンクラー設備（閉鎖型）又はドレンチャー設備が設けられているものについては設置を免除する。

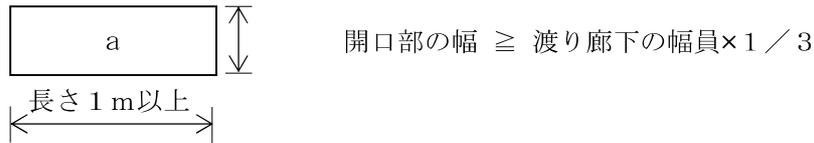


a 自然排煙用開口部

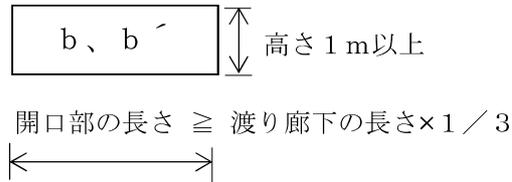
開口部の面積($a \text{ m}^2 + b \text{ m}^2 + b' \text{ m}^2$)の合計は1平方メートル以上とすること。



(a) 屋根又は天井に設ける開口部



(b) 外壁に設ける開口部（両側に設置）



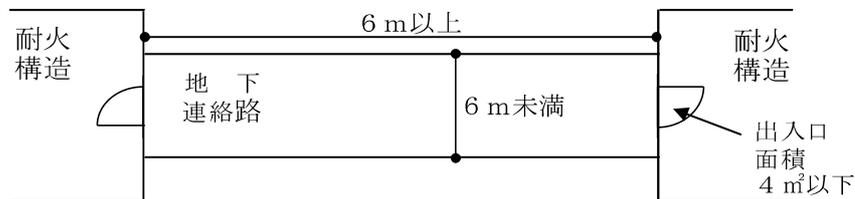
b 機械排煙設備

規則第30条の規定に基づき設置されていること。

第2 地下連絡路で接続される場合

次の1から7までに適合すれば別棟とみなしてよい。

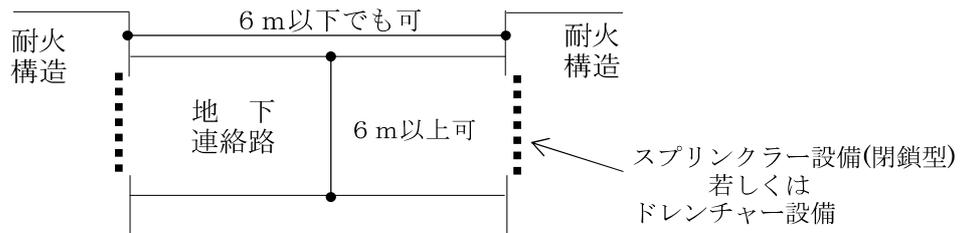
- 1 接続される建築物又はその部分（地下連絡通路が接続されている階の部分を含む。）の主要構造部は耐火構造
- 2 通行又は運搬の用のみに供されること。可燃性物品等は置かず、通行の支障の無いようにしておくこと。



3 地下連絡路の長さ（両端出入口の防火戸間の距離）

長さ ≥ 6 mかつ幅員 < 6 m

ただし、双方の建築物の接続部にスプリンクラー設備（閉鎖型）又はドレンチャー設備が設けた場合は、地下連絡路の長さを6メートル以下、幅員を6メートル以上とすることができる。

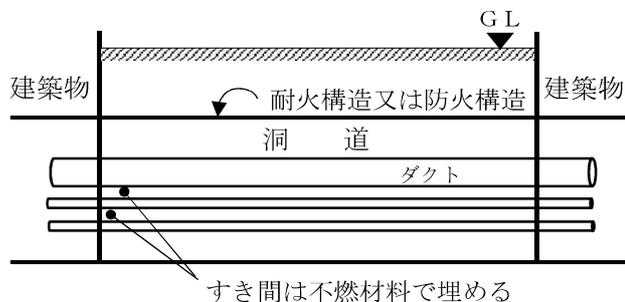


- 4 建築物と地下連絡路とは、両端の出入口部分を除き開口部のない耐火構造の壁又は床で区画されていること。
- 5 地下連絡路の出入口
出入口の面 $\leq 4 \text{ m}^2$
- 6 地下連絡路は耐火構造で、かつ、その天井・壁の仕上げを下地とも不燃材料とする。
- 7 スプリンクラー設備（閉鎖型）が設けられていないときには、非常電源付きの機械排煙設備を設け、煙を有効に排除できること。

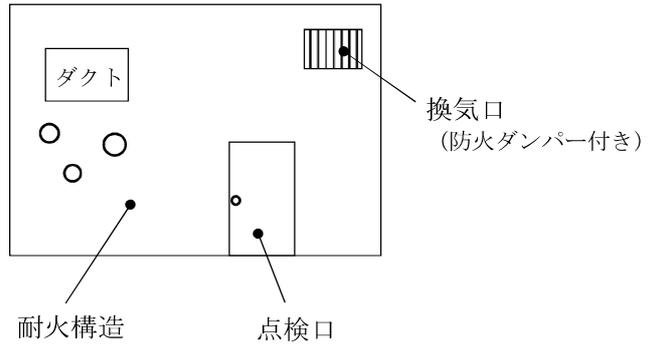


第3 洞道で接続される場合

洞道とは、換気、暖房又は冷房の設備の風道（以下「ダクト」という。）、給排水管、配電管等の配管類及び電線類その他これらに類するものを布設するためのものをいう。



- 1 洞道は耐火構造又は防火構造とし、その内側の仕上げは下地とも不燃材料であること。
- 2 点検又は換気のための開口部
大きさ $\leq 2 \text{ m}^2$ （ただし、2平方メートル以上のものは自閉装置付き）
点検のためには防火設備である防火戸
換気のためには防火ダンパーをつける。
- 3 洞道内のダクトその他の配管、配線等の壁・床の貫通部のすき間は不燃材料で埋めてあること。ただし、洞道の長さが20メートル以上のときはこの限りでない。



1-4 令第8条の解説

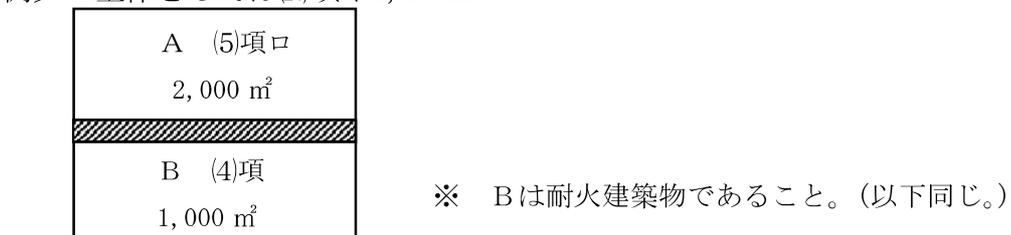
第1 令8区画の規定については、次によるものとする。

1 開口部のない耐火構造の壁又は床で区画された部分ごとにその用途、面積に応じて消防用設備等を設置すること。

〔例〕 <全体としては(16)項イ3,000㎡>



〔例〕 <全体としては(16)項イ3,000㎡>

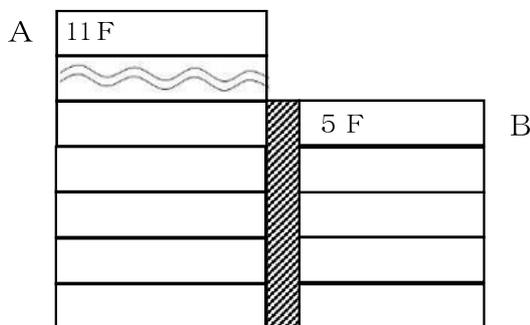


A→延べ面積2,000平方メートルの(5)項口の防火対象物として該当する消防用設備等を設置する。

B→延べ面積1,000平方メートルの(4)項の防火対象物として該当する消防用設備等を設置する。

2 開口部のない耐火構造の壁又は床で区画された部分ごとにその階又は階数に応じて、消防用設備等を設置すること。ただし、床で上下に水平区画されたものの上の部分の階又は階数の算定にあつては、下の部分の階数を算入すること。

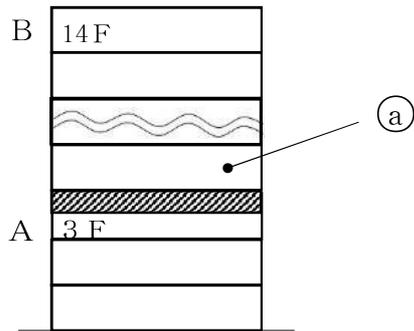
〔例〕



A→階数11の防火対象物として該当する消防用設備等を設置する。

B→階数5の防火対象物として該当する消防用設備等を設置する。

〔例〕



A→階数3の防火対象物として該当する消防用設備等を設置する。

B→階数14の防火対象物として、また、(a)部分は4階として該当する消防用設備等を設置する。

3 令8区画の構造等及び令8区画を貫通する配管等

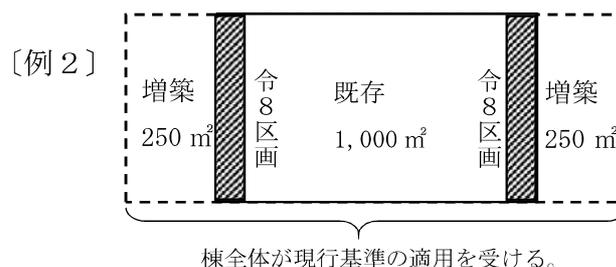
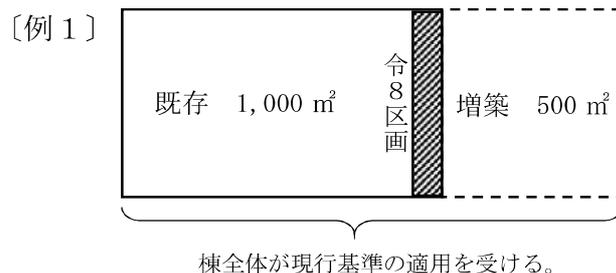
令8区画の構造等及び令8区画を貫通する配管等の取扱いについては、「1－5 令8区画及び共住区画の構造並びに当該区画を貫通する配管等の取扱いについて」によること。

第2 留意事項

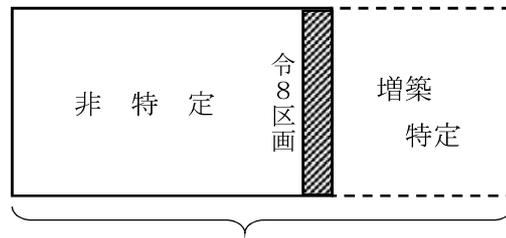
1 令第8条の規定は、令第3節すなわち消防用設備等の設置及び維持の技術上の基準について適用されるものであり、防火管理、防災等の規定に関しては適用されない。

2 令第8条により、令第3節において各部分が別の防火対象物とみなされても、防火上完全に安全というわけではないので非常事態を報知する非常警報設備等を設置する場合は、できる限り令第9条かっこ書の趣旨を生かし、全体に設置することが望ましい。

(1) 令8区画を設けて増築等をした場合の法第17条の2の5第2項第2号の関係



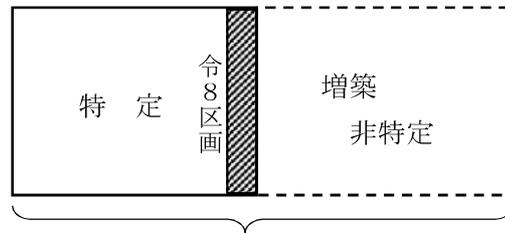
- (2) 令8区画を設けて増築等をした場合の法第17条の2の5第2項第4号の関係
〔例1〕



棟全体が現行基準の適用を受ける。

- ※ 消防用設備等の設置については、非特定部分と特定部分が、令8区画されているので、それぞれの基準を適用する。

〔例2〕



棟全体が現行基準の適用を受ける。

- ※ 消防用設備等の設置については、特定部分と非特定部分が、令8区画されているので、それぞれの基準を適用する。

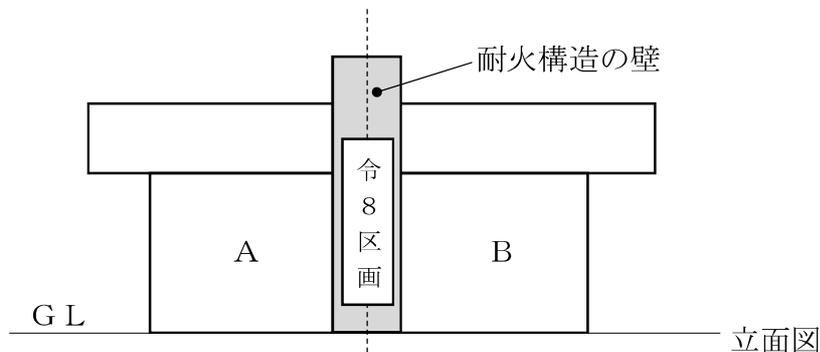
1-5 令8区画及び共住区画の構造並びに当該区画を貫通する配管等の取扱いについて

第1 令8区画の構造等

令8区画の構造等については、「開口部のない耐火構造の床又は壁による区画」とされていることから、次の1から4に示す構造等を有すること。

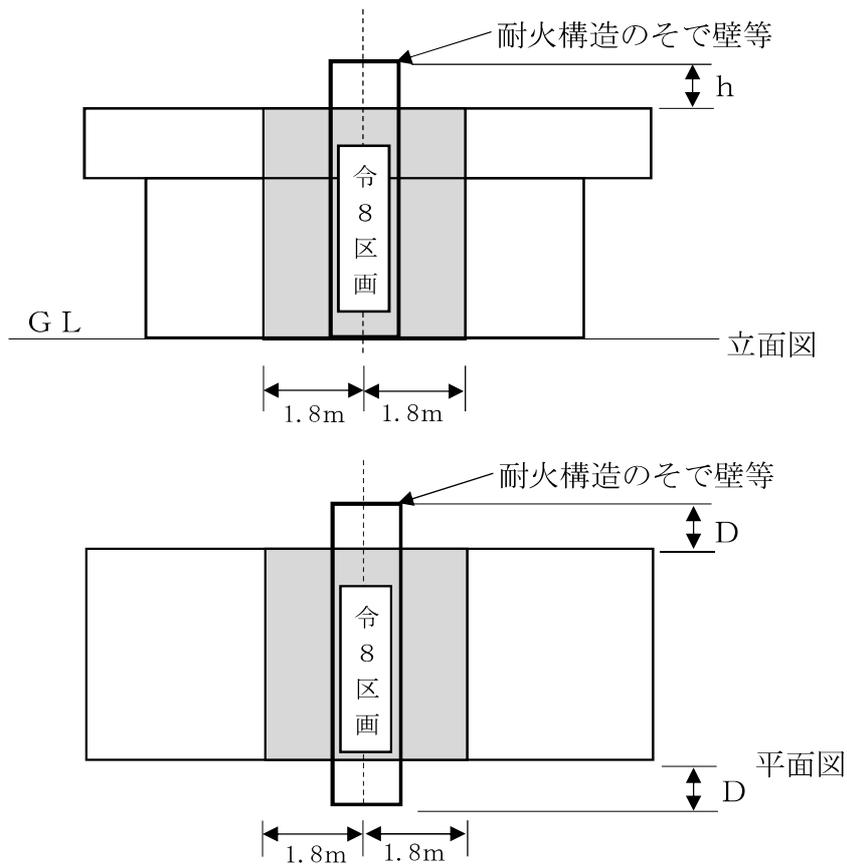
- 1 鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造、壁式鉄筋コンクリート造（壁式プレキャスト鉄筋コンクリート造を含む。）、プレキャストコンクリートカーテンウォール又はこれらと同等に堅牢かつ容易に位置、構造等が変更できない耐火構造であること。
- 2 建基令第107条第1号の通常の火災時の加熱に2時間以上耐える性能を有するものであること。
- 3 令8区画の耐火構造の床又は壁の両端又は上端は、当該防火対象物の外壁又は屋根から50センチメートル以上突き出していること。ただし、令8区画を設けた部分の外壁又は屋根が、当該令8区画を中央とする幅3.6メートル以上にわたる耐火構造であり、かつ、当該耐火構造の部分が次のいずれかを満たす場合には、この限りでない。
 - (1) 開口部が設けられていないこと。
 - (2) 開口部を設ける場合には、防火戸とし、かつ、当該開口部相互が令8区画を介して90センチメートル以上離れていること。（別図1から別図5参照）

別図1



※ A、Bのうち少なくとも耐火構造の壁を支持する一方が耐火建築物であること。（以下同じ。）

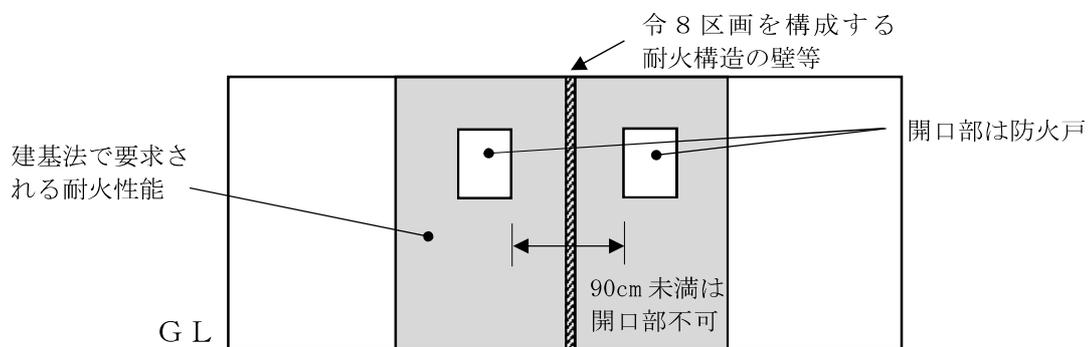
別図 2



※ h及びDは50センチメートル以上とすること。ただし、網掛け部分が耐火構造であり、かつ、開口部が設けられていない場合、若しくは、開口部が防火戸であり、令8区画を介して接する開口部相互が90センチメートル以上離れている場合は、h及びDのそで壁はなくてよい。

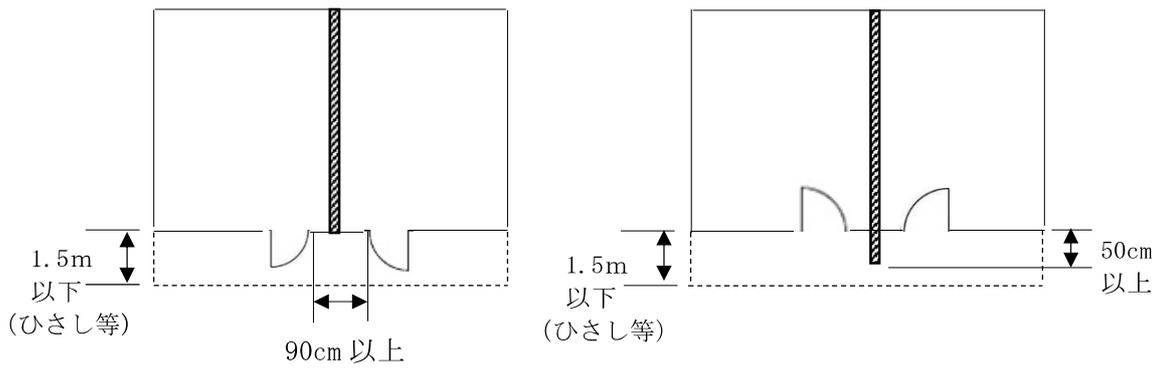
なお、網掛け部分の耐火構造の屋根又は外壁は建基法において当該屋根又は外壁に要求される耐火性能を有するものであること。

別図 3 そで壁をなくする場合の条件

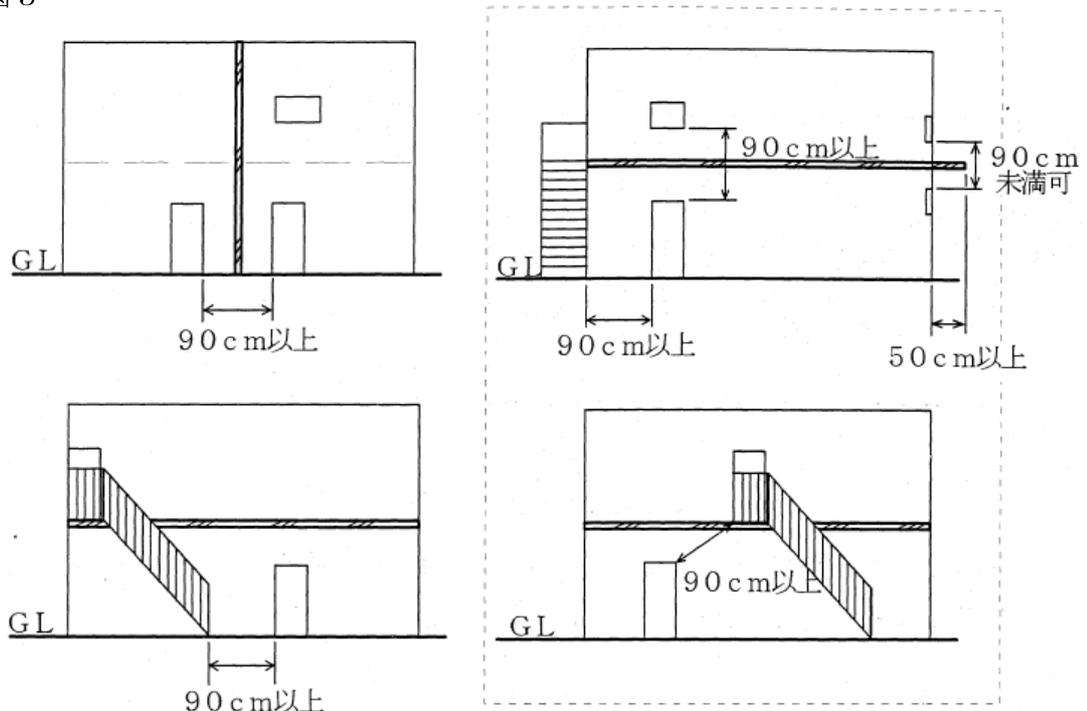


※ どのような大きさの開口部であっても、開口部間の距離が90センチメートル未滿となる位置には設けられない。

別図 4



別図 5



4 外気が流通する部分（D：奥行5メートル未満）の区画等で、次のア又はイに適合するもの。

(1)

ア DはWより小さいこと。

イ ①の内外に戸、シャッター（パイプシャッターを含む。）、たれ壁がないこと。

ウ ピロティ部分は、耐火構造で、下地、仕上げとも不燃材料であること。

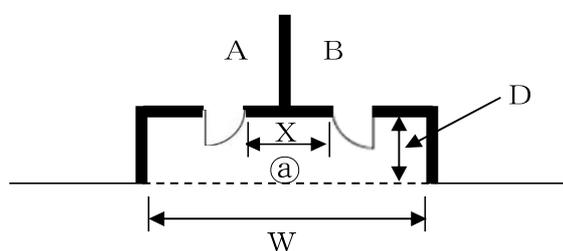
エ 人の出入りにのみ供されていること。

オ ピロティ部分に面する出入口の戸は、各1か所のみであり自動閉鎖装置付きの防火戸とし、その他の開口部のないこと。

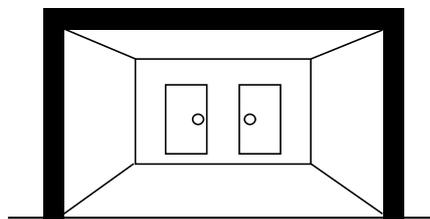
カ 令8区画Xを中心とする3.6メートル以内は、前3のただし書きを適用する。

(別図6参照)

別図 6



(平面図)



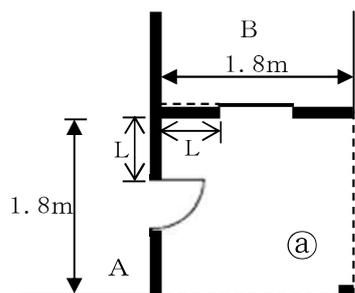
(立体図)

(2)

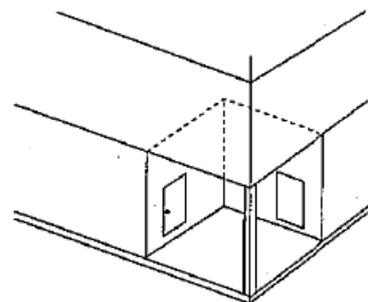
ア (1)イからカに同じ。

イ Lはそれぞれ0.9メートル以上 (別図 7 参照)

別図 7



(平面図)



(立体図)

第2 令8区画を貫通する配管等

次の1から8によるものとする。ただし、1に掲げる配管の設備種別等の取扱いについては、別表1のとおり取り扱うものとする。

別表1 令8区画の貫通を認める配管等

配管用途		適用の可否	令8区画適用の可否	
			認める	認めない
給排水設備			鋼管等、評定配管	左記以外の配管
衛生設備			鋼管等、評定配管	左記以外の配管
電気設備			鋼管等、評定配管	左記以外の配管
ガス設備				鋼管等でも認められない。
空調設備	ダクト等			冷暖房、換気ダクト(ダンパー付きを含む。)
	冷媒配管(制御ケーブルを含む。)		鋼管等、評定配管	左記以外の配管
輸送処理設備				ダストシュート、メールシュート、リネンシュート

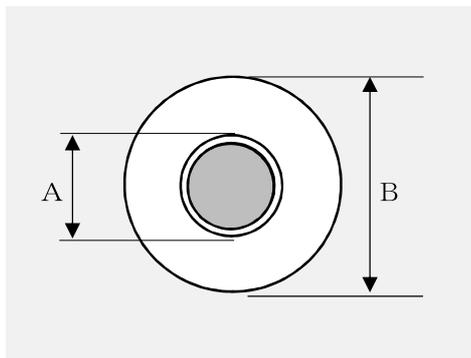
また、令8区画を貫通する個々の配管等については、一般財団法人日本消防設備安全センター(以下「安全センター」という。)に設置されている消防防災用設備等性能評定委員会において、個々に性能評定が行われることとされているので、区画を貫通する配管、貫通部分に関する施工方法等に係る防火性能等について、安全センターの性能評定を受けたもの(以下「評定配管」という。)であれば、当該評定工法によることで1から7までを満たすものとして令8区画貫通を認めて差し支えないものであること。

- 1 配管の用途は、原則として、給排水管(排水管に付属する通気管を含む。)であること。
- 2 一の配管は、呼び径200ミリメートル以下のものであること。
- 3 配管を貫通させるために令8区画に設ける穴の直径が300ミリメートル以下となる工法であること。

なお、当該貫通部の形状が矩形となるものにあつては、直径が300ミリメートルの円に相当する面積以下であること。(別図8参照)

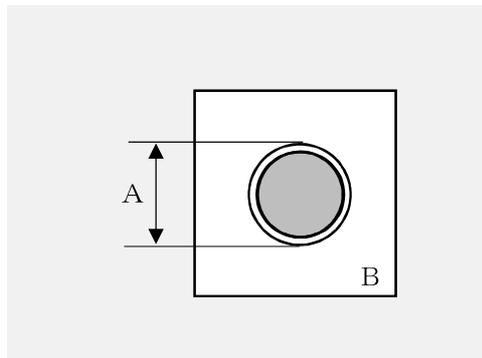
別図8 令8区画に設ける穴と配管の大きさ

円形



A : 配管の呼び径は 200 mm以下
B : 穴の直径は 300 mm以下

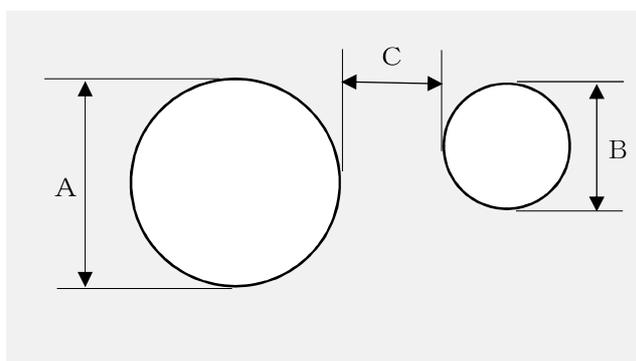
矩形



A : 配管の呼び径は 200 mm以下
B : 穴の面積が概ね 700 cm²に相当する面積以下(直径 300 mmの円に相当する面積以下)

- 4 配管を貫通させるために令8区画に設ける穴相互の離隔距離は、当該貫通するために設ける穴の直径の大なる方の距離(当該直径が200ミリメートル以下の場合にあっては、200ミリメートル)以上であること。(別図9参照)

別図9 令8区画に設ける穴相互の離隔距離

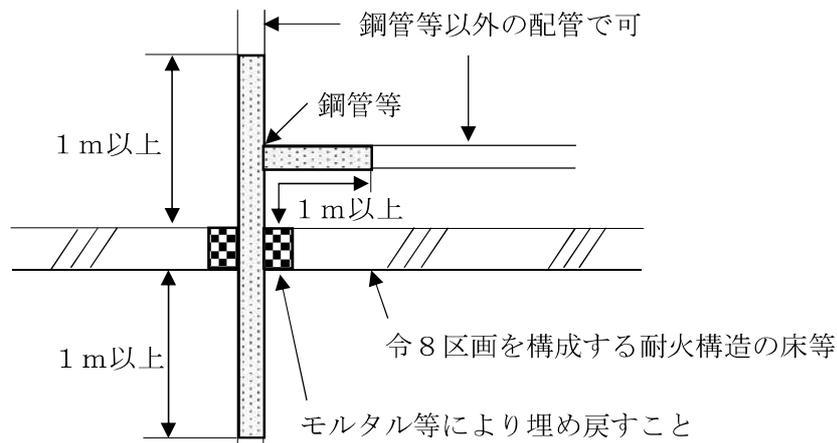


A : 穴の直径 (300 mm以下)
B : 穴の直径 (300 mm以下)
C : 穴相互の離隔距離(A又はBの直径の大なる方の値以上とするが、200 mm以下の場合は200 mm以上とする。)

- 5 配管及び貫通部は、建基令第107条第1号の通常の火災時の加熱に2時間以上耐える性能を有するものであること。
6 貫通部はモルタル等の不燃材料で、完全に埋め戻す等、十分な気密性を有するように施工すること。

- 7 配管の表面に可燃物が接触した場合に、熱伝導により発火するおそれのある場合には、当該可燃物が配管の表面に接触しないような措置を講ずること。
- 8 鋼管及びこれに類する配管については、前各号の規定によるほか、別図10により施工することで区画貫通を認めて差し支えないものであること。

別図10 鋼管で令8区画を貫通する場合の施工例



第3 その他

- 1 平成28年4月1日において、現に存する防火対象物又は現に新築、増築、改築、移転、修繕若しくは模様替えの工事中の防火対象物における令8区画及び共住区画の構造並びに当該区画を貫通する配管等については、従前の例によることで差し支えないものであること。
 また、法第7条に基づき消防長が同意したものについても同様に取り扱って差し支えないものであること。
- 2 区画を貫通する配管、貫通部分に関する施工方法等に係る防火性能等について、安全センターの性能評定を受けたものにあつては、その表示が付されるものであること。
- 3 安全センターにおいて性能評定されたものについては、安全センターの機関誌及びホームページに掲載されるものであること。

1-6 令8区画及び共住区画を貫通する配管等に関する運用について

令8区画及び特定共同住宅等の位置、構造及び設備を定める件（平成17年消防庁告示第2号。以下「位置・構造告示」という。）に規定する共住区画の取扱いについては、それぞれ「1-5 令8区画及び共住区画の構造並びに当該区画を貫通する配管等の取扱いについて」（以下「1-5運用」という。）及び位置・構造告示によりその基準が定められている。

令8区画及び共住区画を貫通する配管及び当該貫通部（以下「配管等」という。）の運用は次によるものとする。

第1 令8区画及び共住区画を貫通する鋼管等の取扱いについて

令8区画及び共住区画を貫通する鋼管等のうち、別添により設置されているものにあつては、1-5運用及び位置・構造告示に適合するものとして取り扱って差し支えないものであること。

第2 共住区画を貫通する燃料供給配管のうち、次により設置されているものにあつては、位置・構造告示第3第3号(4)に適合するものとして取り扱って差し支えないものであること。

- 1 配管の用途は、共同住宅の各住戸に設けられている燃焼機器に灯油又は重油を供給するものであること。
- 2 配管は、日本産業規格（以下「J I S」という。）H3300（銅及び銅合金の継目無管）を含むものであること。
- 3 当該配管を含む燃料供給施設は、「共同住宅等の燃料供給施設に関する運用上の指針について」（平成15年8月6日付け消防危第81号）に適合するものであること。

1 鋼管等を使用する範囲

令 8 区画及び共住区画を貫通する配管等にあつては、貫通部及びその両側 1 メートル以上の範囲は鋼管等とすること。ただし、次の(1)及び(2)に適合する場合は、貫通部から 1 メートル以内となる部分の排水管に衛生機器を接続して差し支えないこと。

- (1) 衛生機器の材質は、不燃材料であること。
- (2) 排水管と衛生機器の接続部に、塩化ビニル製の排水ソケット、ゴムパッキン等が用いられている場合には、これらは不燃材料の衛生機器と床材で覆われていること。

2 鋼管等の種類

令 8 区画及び共住区画を貫通する鋼管等は、次に掲げるものとする。

- (1) J I S G 3442 (水配管用亜鉛めっき鋼管)
- (2) J I S G 3448 (一般配管用ステンレス鋼管)
- (3) J I S G 3452 (配管用炭素鋼管)
- (4) J I S G 3454 (圧力配管用炭素鋼管)
- (5) J I S G 3459 (配管用ステンレス鋼管)
- (6) J I S G 5525 (排水用鋳鉄管)
- (7) 日本水道協会規格(以下「JWWA」という。) G115 (水道用ステンレス鋼管)
- (8) JWWAK116 (水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管)
- (9) JWWAK132 (水道用ポリエチレン粉体ライニング鋼管)
- (10) JWWAK140 (水道用耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管)
- (11) 日本水道鋼管協会規格(以下「WSP」という。) 011 (フランジ付硬質塩化ビニルライニング鋼管)
- (12) WSP032 (排水用ノントールエポキシ塗装鋼管)
- (13) WSP039 (フランジ付ポリエチレン粉体ライニング鋼管)
- (14) WSP042 (排水用硬質塩化ビニルライニング鋼管)
- (15) WSP054 (フランジ付耐熱性樹脂ライニング鋼管)

3 貫通部の処理

(1) セメントモルタルによる方法

ア 日本建築学会建築工事標準仕様書(JASS)15「左官工事」によるセメントと砂を容積で 1 対 3 の割合で十分から練りし、これに最小限の水を加え、十分混練りすること。

イ 貫通部の裏側の面から板等を用いて仮押さえし、セメントモルタルを他方の面と面一になるまで十分密に充填すること。

ウ セメントモルタル硬化後は、仮押さえに用いた板等を取り除くこと。

(2) ロックウールによる方法

ア J I S A 9504 (人造鉱物繊維保温材) に規定するロックウール保温材(充填密度150kg/m³以上のものに限る。)又はロックウール繊維(充填密度150kg/m³以上のものに限る。)を利用した乾式吹き付けロックウール又は湿式吹き付けロックウールですき間を充填すること。

イ ロックウール充填後、25ミリメートル以上のケイ酸カルシウム板又は0.5ミリメートル以上の鋼板を床又は壁と50ミリメートル以上重なるように貫通部に蓋をし、アンカーボルト、コンクリート釘等で固定すること。

4 可燃物への着火防止措置

鋼管等の表面から150ミリメートルの範囲に可燃物が存する場合には、(1)又は(2)の措置を講ずること。

(1) 可燃物への接触防止措置

アに掲げる被覆材をイに定める方法により被覆すること。

ア 被覆材

ロックウール保温材(充填密度150kg/m³以上のものに限る。)又はこれと同等以上の耐熱性を有する材料で造った厚さ25ミリメートル以上の保温筒、保温帯等とすること。

イ 被覆方法

(ア) 床を貫通する場合

鋼管等の呼び径	被覆の方法
100mm以下	貫通部の床の上面から上方60cm の範囲に一重に被覆する。
100mmを超え200mm以下	貫通部の床の上面から上方60cm の範囲に一重に被覆し、さらに、床の上面から上方30cm の範囲には、もう一重被覆する。

(イ) 壁を貫通する場合

鋼管等の呼び径	被覆の方法
100mm以下	貫通部の壁の両面から左右30cm の範囲に一重に被覆する。
100mmを超え200mm以下	貫通部の壁の両面から左右60cm の範囲に一重に被覆し、さらに、壁の両面から左右30cm の範囲には、もう一重被覆する。

(2) 給排水管の着火防止措置

次のア又はイに該当すること。

- ア 当該給排水管の内部が、常に充水されているものであること。
- イ 可燃物が直接接触しないこと。また、鋼管等の表面から150ミリメートルの範囲内に存在する可燃物にあつては、構造上必要最小限のものであり、給排水管からの熱伝導により容易に着火しないもの（木軸、合板等）であること。

5 鋼管等の保温

鋼管等を保温する場合にあつては、次の(1)又は(2)によること。

- (1) 保温材として4(1)アに掲げる材料を用いること。
- (2) 給排水管にあつては、J I S A9504（人造鉱物繊維保温材）に規定するグラスウール保温材又はこれと同等以上の耐熱性及び不燃性を有する保温材を用いても差し支えないこと。この場合において、3及び4の規定について、特に留意すること。

6 鋼管等の接続

鋼管等を1の範囲において接続する場合には、次に定めるところによること。

- (1) 鋼管等は、令8区画及び共住区画を貫通している部分において接続しないこと。
- (2) 鋼管等の接続は、次に掲げる方法又はこれと同等以上の性能を有する方法により接続すること。なお、イに掲げる方法は、立管又は横枝管の接続に限り、用いることができること。

ア メカニカル接続

- (ア) ゴム輪(ロックパッキン、クッションパッキン等を含む。以下同じ。)を挿入管の差し口にはめ込むこと。
- (イ) 挿入管の差し口端部を受け口の最奥部に突き当たるまで挿入すること。
- (ウ) あらかじめ差し口にはめ込んだゴム輪を受け口と差し口との間にねじれがないように挿入すること。
- (エ) 押し輪又はフランジで押さえること。
- (オ) ボルト及びナットで周囲を均等に締め付け、ゴム輪を挿入管に密着させること。

イ 差込み式ゴムリング接続

- (ア) 受け口管の受け口の内面にシール剤を塗布すること。
- (イ) ゴムリングを所定の位置に差し込むこと。
ここで用いるゴムリングは、E P D M（エチレンプロピレンゴム）又はこれと同等の硬さ、引っ張り強さ、耐熱性、耐老化性及び圧縮永久歪^{ひず}みを有するゴムで造られたものとする。
- (ウ) ゴムリングの内面に、シール剤を塗布すること。
- (エ) 挿入管の差し口にシール剤を塗布すること。
- (オ) 受け口の最奥部に突き当たるまで差し込むこと。

ウ 袋ナット接続

- (ア) 袋ナットを挿入管差し口にはめ込むこと。
- (イ) ゴム輪を挿入管の差し口にはめ込むこと。

- (ウ) 挿入管の差し口端部を受け口の最奥部に突き当たるまで挿入すること。
- (エ) 袋ナットを受け口にねじ込むこと。

エ ねじ込み式接続

- (ア) 挿入管の差し口端外面に管用テーパ雄ねじを切ること。
- (イ) 接合剤をねじ部に塗布すること。
- (ウ) 継手を挿入管にねじ込むこと。

オ フランジ接続

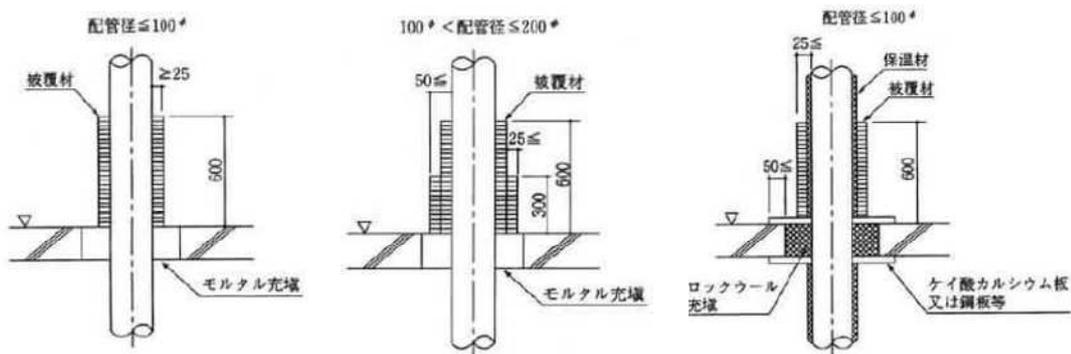
- (ア) 配管の芯出しを行い、ガスケットを挿入すること。
- (イ) 仮締めを行い、ガスケットが中央の位置に納まっていることを確認すること。
- (ウ) 上下、次に左右の順で、対称位置のボルトを数回に分けて少しずつ締め付け、ガスケットに均一な圧力がかかるように締め付けること。

(3) 耐火二層管と耐火二層管以外の管との接続部には、耐火二層管の施工方法により必要とされる目地工法を行うこと。

7 支持

鋼管等の接続部の近傍を支持するほか、必要に応じて支持すること。

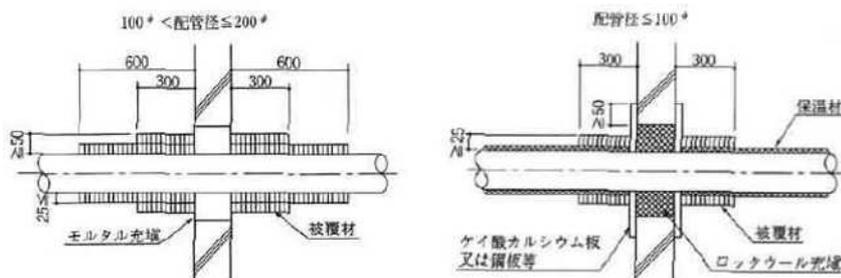
(参考) 施工方法の例（鋼管等の表面の近くに可燃物がある場合）



図一 1

図一 2

図一 3



図一 4

図一 5

1-7 令第9条の解説

消防用設備等の設置については一般的には棟単位であるが、その例外規定が令第8条等の規制のほか、この令第9条である。

防火対象物の用途が令別表第1(16)項に掲げる用途に供されるものにあつては、それぞれの用途単位ごとに一の防火対象物とみなして、令で定める消防用設備等の設置の基準が適用される。

[例1] 屋内消火栓設備について

耐火構造5階建（無窓階に該当しない。内装制限なし。）⇒2倍読み

(4)項	100 m ²	}	(4)項	300 m ²	令第11条の設置義務なし
(4)項	200 m ²		(2)項イ	400 m ²	令第11条の設置義務なし
(2)項イ	400 m ²	}	(3)項ロ	800 m ²	令第11条の設置義務なし
(3)項ロ	400 m ²		(3)項ロ	400 m ²	
(3)項ロ	400 m ²				

※ 延べ面積1,500m² ⇒ 条例第40条の2の設置義務なし

しかしながら、全ての消防用設備等の設置について、前記の考えが適用されるものでなく、令第9条のかっこ書きの設備については、棟単位の原則が適用されるので、(16)項の防火対象物であっても、全ての用途の面積で設置の基準が適用される場合がある。

[例2] 自動火災報知設備について

(15)項	150 m ²	}	(16)項イ	450 m ²
(3)項ロ	150 m ²			
(3)項イ	150 m ²			

※ 令第21条第1項第3号は、令第9条の規定が除外されている。

よって、(16)項イで合計面積が450平方メートルあるので、この場合は、設置義務が生じる。

令第9条の規定が適用されない場合（令第9条かつこ書）

1 スプリンクラー設備

令第12条第1項第3号	(16)項イの防火対象物で、地階を除く階数が11以上のもの
令第12条第1項第10号	(16)項イの防火対象物で、特定用途に供される部分の面積が3,000平方メートル以上のもののうち、当該特定用途の存する階
令第12条第1項第11号ハ	(16)項イの防火対象物の階のうち、特定用途に供される部分が存する階で、当該部分の床面積が地階又は無窓階にあつては1,000平方メートル以上、4階以上10階以下の階にあつては1,500平方メートル（2項又は4項にあつては1,000平方メートル）以上のもの
令第12条第1項第12号	(16)項ロの防火対象物の11階以上の階

2 自動火災報知設備

令第21条第1項第3号イ	(16)項イの防火対象物で、延べ面積が300平方メートル以上のもの
令第21条第1項第7号	(16)項イの防火対象物で、特定用途に供される部分が避難階以外の階（1階及び2階を除く。）に存する防火対象物で、当該避難階以外の階から避難階又は地上に直通する階段が2（当該階段が屋外、又は避難上有効な構造を有する階段にあつては、1）以上設けられていないもの
令第21条第1項第10号	(16)項イの防火対象物で、地階又は無窓階に、2項又は3項の用途に供される部分が存するもので、2項又は3項の用途に供される部分の床面積の合計が100平方メートル以上の階
令第21条第1項第14号	(16)項の防火対象物の11階以上の階

3 ガス漏れ火災警報設備

令第21条の2第1項第5号	(16)項イの防火対象物の地階のうち、床面積の合計が1,000平方メートル以上で、特定用途に供される部分の床面積の合計が500平方メートル以上のもの
---------------	--

4 漏電火災警報器

令第22条第1項第6号	(16)項イの防火対象物で、延べ面積が500平方メートル以上で、特定用途に供される部分の床面積の合計が300平方メートル以上のもの
令第22条第1項第7号	(16)項で契約電流容量が50アンペアを超えるもの

5 非常警報設備(放送設備)

令第24条第2項第2号	(16)項の防火対象物で、収容人員50人以上のもの又は地階及び無窓階の収容人員が20人以上のもの
令第24条第3項第2号	(16)項の防火対象物で、地階を除く階数が11以上のもの又は地階の階数が3以上のもの
令第24条第3項第3号	(16)項イの防火対象物で、収容人員500人以上のもの

6 避難器具

令第25条第1項第5号	(16)項イの防火対象物で2階以上の階（2階にあつては2項又は3項の用途に供される部分に限る。）で避難階又は地上に直通する階段が1か所で収容人員が10人以上のもの
-------------	---

7 誘導灯

令第26条	(16)項イの防火対象物全部
-------	----------------

1-8 無窓階の解説

第1 無窓階

建築物の地上階のうち、次の第2に示す普通階以外の階をいう。

第2 普通階

1 10階以下の階の場合

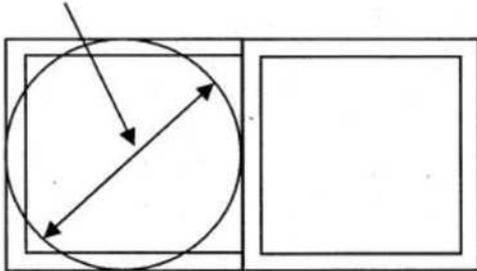
図A又は図Bに該当する開口部を2以上有し、かつ、図A又は図B若しくは図Cに該当する開口部の有効開口面積（「1-9 避難上又は消火活動上有効な開口部の判断基準」を参照）の合計が、当該階の床面積の30分の1を超えていること。

2 11階以上の階の場合

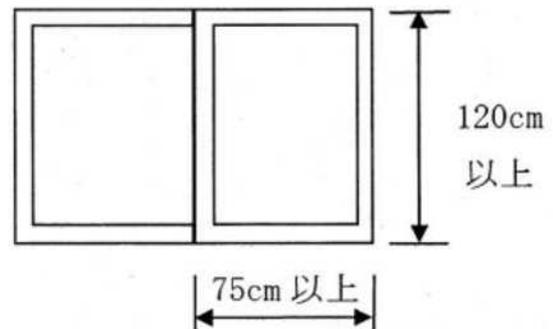
図Cに該当する開口部の有効開口面積の合計が、当該階の床面積の30分の1を超えていること。

図A 直径1 m以上の円が内接できる開口部

直径1 m以上

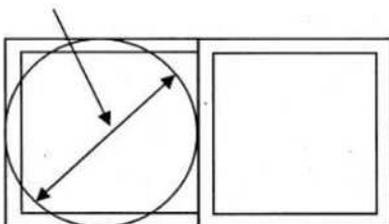


図B 幅及び高さがそれぞれ75cm以上及び120cm以上の開口部



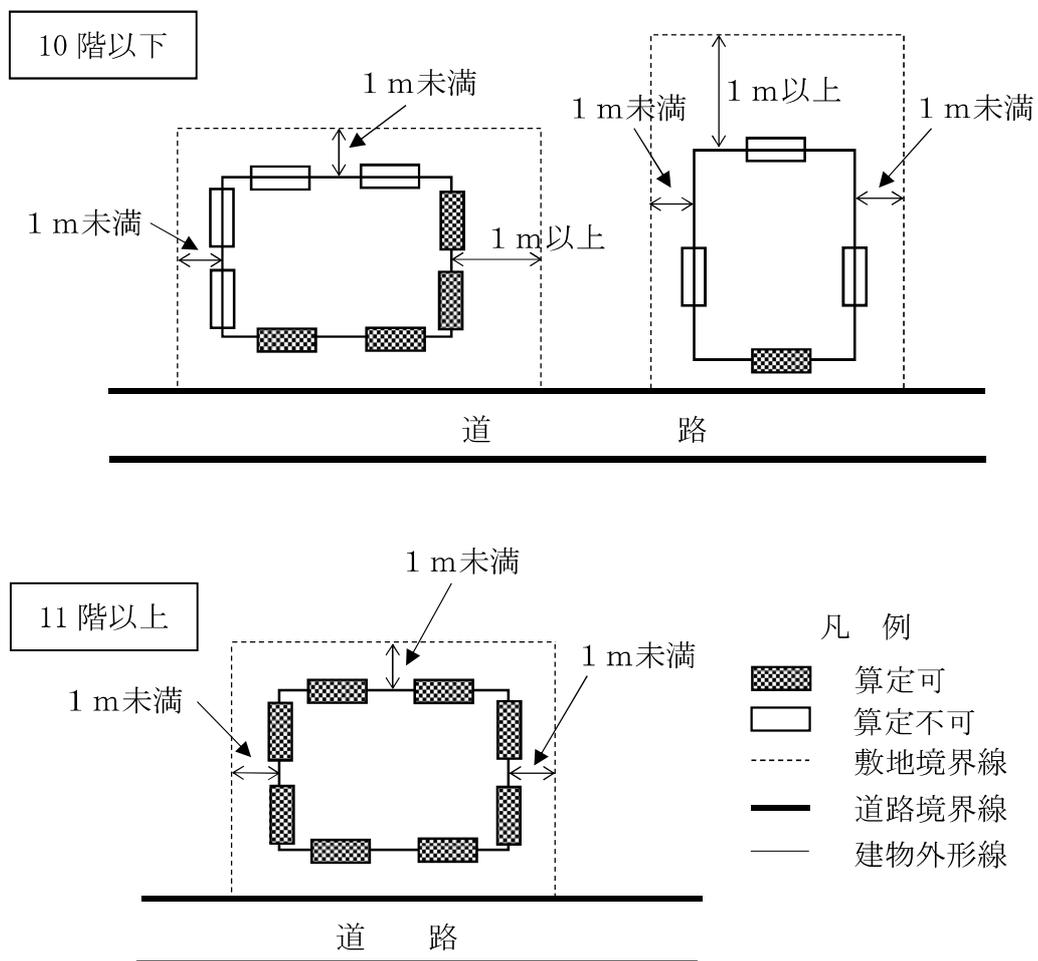
図C 直径50cm以上の円が内接できる開口部

直径50cm以上



- 3 前記1及び2の図A、図B及び図Cの開口部は、次の条件に該当すること。
- (1) 床面から開口部の下端までの高さは、1.2メートル以内であること。
 - (2) 開口部は、道路又は道路に通ずる幅員1メートル以上の道路、その他の空地に面したものであること。(11階以上の階の場合は除く。) (図1参照)
 - (3) 開口部は、内部から容易に避難できるとともに、外部からも容易に進入できるものであること。
 - (4) 開口部の扉、窓等は、容易に開放できるよう常時良好な状態に維持管理されていること。

図1



1-9 避難上又は消火活動上有効な開口部の判断基準

避難上又は消火活動上有効な開口部（以下「有効開口部」という。）は、令第10条、規則第5条の3に基づくものであるが、建築物の形態及び開口部の形状等により、次の判断基準に基づき開口部の算定可否及び面積算定を行うものとする。

第1 建築物の形態等による有効開口部算定の判断基準

有効開口部として算定することができる部分は、別記1によること。

第2 開口部の形状等による有効開口部算定及び有効開口面積の判断基準

有効開口部として算定することができる部分は、扉、窓等を開放することができる部分とし、別記2によること。

第3 容易に破壊することのできるガラスの種別等

容易に破壊することのできるガラスの種別等については、別記3によること。

第4 開口部の組合せによる有効開口部算定の判断基準

有効開口部として算定することができる部分は、別記4によること。

第5 大型開口部又は特殊開口部の有効開口部算定の判断基準

有効開口部として算定することができる部分は、別記5によること。

第6 特殊開口部の有効開口部算定の判断基準

有効開口部として算定することができる部分は、別記6によること。

第7 電氣的に施錠、解錠ができる錠前（以下「電気錠」という。）を設置する開口部の有効開口部算定の判断基準

電気錠を設置する開口部で、次のいずれかの方法によって解錠できる場合にあつては、有効開口部として算定することができる。ただし、電気錠には自動火災報知設備に準ずる非常電源を附置（電気錠の種類で、通電時は施錠し、非通電時は解錠される「通電時施錠型」を除く。）すること。

- 1 防災センター、守衛室等に設置した遠隔操作装置により解錠するもの
- 2 自動火災報知設備の火災感知と連動し、解錠するもの
- 3 扉の直近の見やすい位置に、非常時手動で解錠できる装置により解錠するもの

第8 既存防火対象物の取扱いについて

平成28年4月1日において現に存する防火対象物又は現に新築、増築、改築、移転、修繕若しくは模様替えの工事中の防火対象物の開口部の取扱いについては、本通知の判断基準を適用して差し支えないものとし、従前の基準で設置済みの消防用設備等で本通知の判断基準を適用することにより自主設置となるものについては、引き続き維持管理を行うことが望ましいものであること。

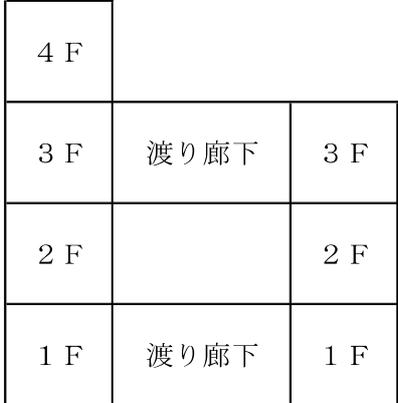
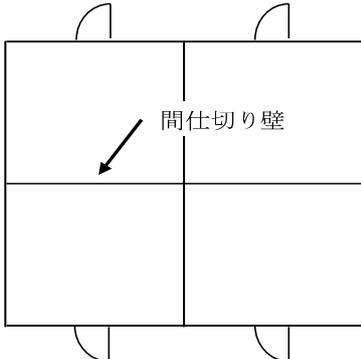
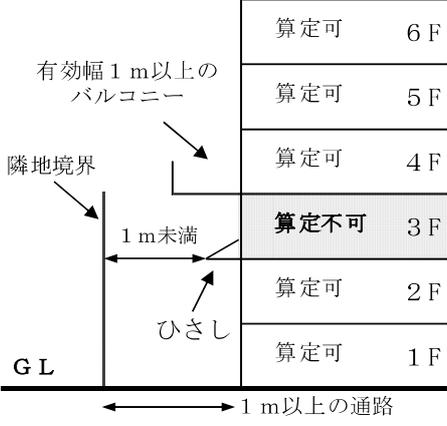
第9 その他

- 1 別記3のガラスの種別等については、「消防用設備等（特殊消防用設備等）工事計画届」等の関係図書に記載された内容をもって判断すること。

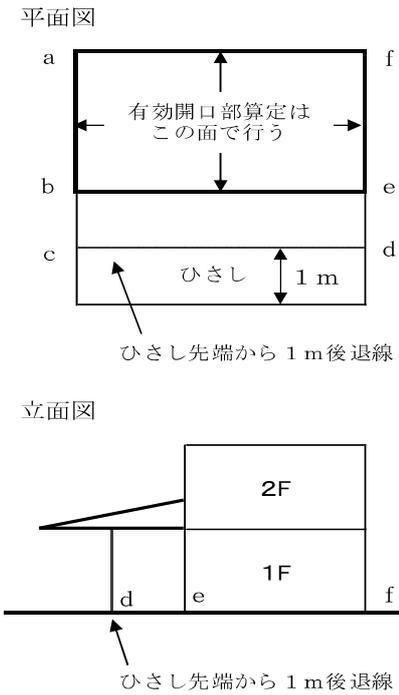
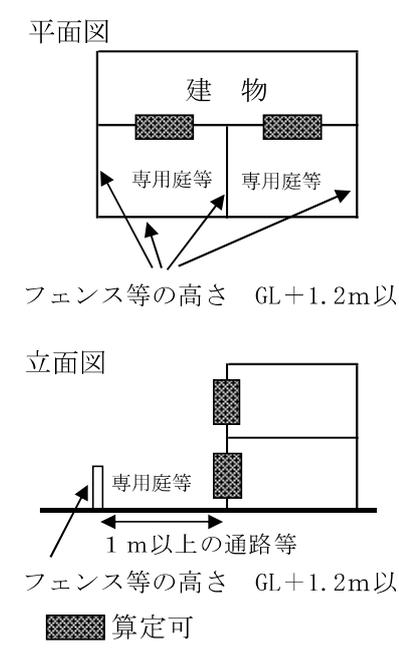
なお、既存防火対象物等で別記3のガラスの種別等が確認できない場合については、関係図書の提出又はガラス厚測定器の活用等により判断すること。

- 2 開口部の有効開口面積等の計算において、個々の開口部の有効開口面積算定については、小数点第3位を切り捨てた数値とし、床面積の30分の1については、小数点第3位を切り上げた数値とすること。

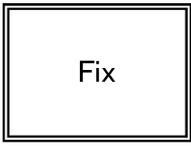
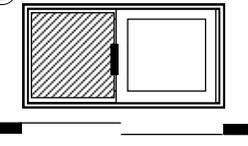
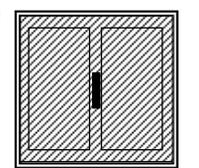
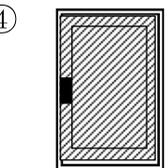
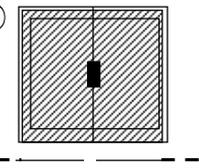
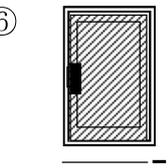
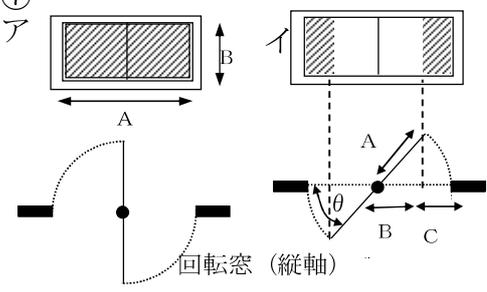
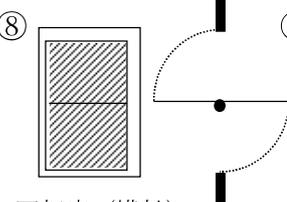
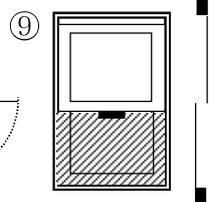
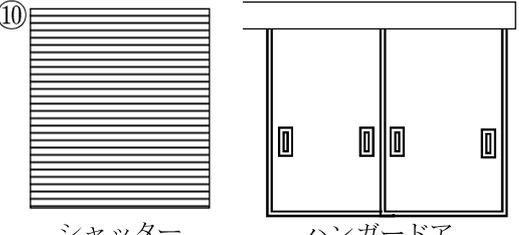
建築物の形態等による有効開口部算定について

建築物の形態等	判断基準等
<p>(1) 複数の棟が渡り廊下等で接続され、消防用設備等の設置単位が同一棟となる場合</p>	<p>立面図</p>  <p>○ 渡り廊下で接続された階は、各棟の階及び渡り廊下の面積を合算した形で有効開口部算定を行う。</p> <p>○ 渡り廊下で接続されていない階は、それぞれの棟の階ごとに有効開口部算定を行う。この結果、それぞれの棟の階ごとの判定が異なったときは、実態により判定する。</p>
<p>(2) 一の階が間仕切り壁等により、行き来できない多区画となる場合</p>	<p>平面図</p>  <p>○ 階全体で有効開口部算定を行う。 (消防法施行令第8条の区画に該当する場合は、当該区画ごとに有効開口部算定を行う。)</p> <p>※ 階全体で普通階と判定された場合は、区画ごとに普通階の要件を満たすか、各区画間に連絡通路、扉を設けることが望ましい。</p>
<p>(3) ひさし、バルコニー等の突起物により隣地境界からの有効幅員が確保できない場合</p>	<p>立面図</p>  <p>○ 突起物により下階（1、2階）の開口部は有効開口部算定可とする。</p> <p>○ 突起物部分がバルコニー等で、その有効幅員が1m以上かつ、当該バルコニー等が道路又は道路に通ずる敷地等に面していれば、突起物より上階（4～6階）の開口部は有効開口部算定可とする。</p>

<p>(4) 建物の上階がセットバックしている場合</p>	<p>立面図</p>	<p>○ ひさしや2階屋上部分の強度が、人が歩行できる程度以上があれば、2～5階の開口部も有効開口部算定可とする。</p>
<p>(5) 中庭に面する開口部の場合</p>	<p>平面図</p> <p>※道路又は道路に通ずる敷地等</p>	<p>○ 地盤面のレベルに有効幅員1 m以上、高さ2 m以上の通路(扉等が存する場合は施錠されていないこと)が、道路又は道路に通ずる敷地等に面していれば、中庭に面する開口部は有効開口部算定可とする。</p>
<p>(6) 吹き抜けが存する場合</p>	<p>平面図</p> <p>断面図</p> <p>□ 算定不可 ■ 算定可</p>	<p>○ 2階の有効開口部算定に際し、吹き抜けに面する開口部は有効開口部算定不可とする。</p>

<p>(7) 奥行きが 1 m を超えるひさしがある場合</p>	<p>平面図</p>  <p>有効開口部算定はこの面で行う</p> <p>ひさし 1 m</p> <p>ひさし先端から 1 m 後退線</p> <p>立面図</p> <p>2F</p> <p>1F</p> <p>d e f</p> <p>ひさし先端から 1 m 後退線</p>	<p>○ 左図の場合、有効開口部算定は a - b、b - e、e - f、f - a 面で行う。</p> <p>なお、この場合の無窓階、普通階に係る階床面積は a、b、e、f で囲まれた部分として差し支えない。</p> <p>○ 2階における b - e 面の有効開口部算定については、(3)によること。</p>
<p>(8) 専用庭等に面する開口部の場合</p>	<p>平面図</p>  <p>建物</p> <p>専用庭等</p> <p>専用庭等</p> <p>フェンス等の高さ GL+1.2m以下</p> <p>立面図</p> <p>専用庭等</p> <p>1 m 以上の通路等</p> <p>フェンス等の高さ GL+1.2m以下</p> <p>算定可</p>	<p>○ 専用庭等に設置してあるフェンス等の高さが地盤面のレベルから 1.2m 以下で、道路又は道路に通ずる敷地等に面していれば、専用庭等の開口部は有効開口部算定可とする。</p>

開口部の形状等による有効開口部算定及び有効開口面積について

開口部の形状別有効開口面積	判断基準等
<div style="display: flex; flex-wrap: wrap;"> <div style="width: 50%;"> <p>①  はめ殺し窓</p> <p>②  引き違い窓（戸）</p> <p>③  両開き窓（戸）</p> <p>④  片開き窓（戸）</p> <p>⑤  両引き戸</p> <p>⑥  片引き戸</p> <p>⑦  回転窓（縦軸）</p> <p>⑧  回転窓（横軸）</p> <p>⑨  上げ下げ窓</p> <p>⑩  シャッター ハンガードア</p> </div> </div>	<p>○ 各開口部の斜線部分を有効開口部算定可とする。以下、留意点を示す。</p> <p>① はめ殺し窓等開閉不可の開口部は、原則として有効開口部算定不可とする。 ただし、別記3のガラスを使用する場合は有効開口部として算定して差し支えない。</p> <p>② 引き違い窓（戸）の開放部分は、厳密に測定すると当該開口部の2分の1にはならないが、算定上は単純に2分の1で計算して差し支えない。</p> <p>⑦ 開放角度が90度の場合（図ア参照）は、全開口部（$A \times B$）が有効面積となる。 開放角度がθ度の場合（図イ参照）は、Cの部分が有効寸法となる。 Cは、$A \times (1 - \cos \theta)$となる。</p> <p>⑧ ⑦の例によること。 ただし、横軸上部の開口部は、横軸が床面から1.2mを超える場合、有効開口部算定不可とする。</p> <p>⑩ 大型開口部（シャッター、ハンガードア等）は、原則として有効開口部算定不可とする。ただし、別記5による一定の基準を満たせば有効開口部算定可とする。</p>

別記3

容易に破壊することのできるガラスの種別等

ガラス開口部の種類	算定可否
-----------	------

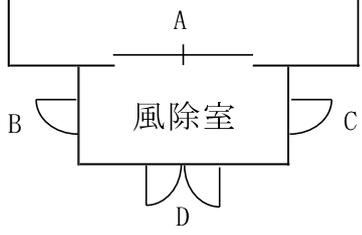
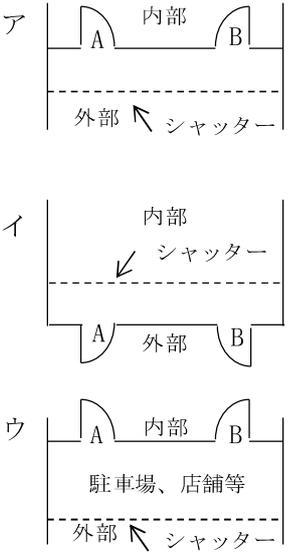
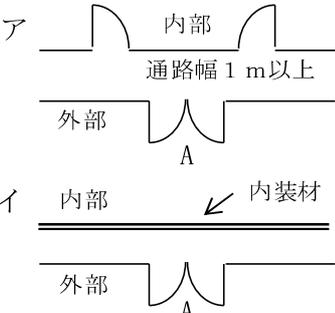
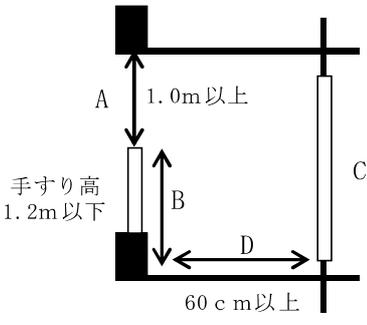
ガラスの種類 (日本産業規格・JIS 番号)	厚さ	窓等の形態	足場 あり	足場なし			
				窓ガラス用フィルム			
				なし	Aあり	Bあり	
普通板ガラス (R 3201) フロート板ガラス (R 3202) 型板ガラス (R 3203) 熱線吸収板ガラス (R 3208) 熱線反射ガラス (R 3221)	6.0mm 以下	引き違い窓等	○	○	○	○	
		はめ殺し窓	○	○	○	×	
網入り板ガラス (R 3204) 線入り板ガラス (R 3204)	6.8mm 以下	引き違い窓等	○	○	○	○	
		はめ殺し窓	×	×	×	×	
	6.8mm を超え 10.0mm 以下	引き違い窓等	○	×	×	×	
		はめ殺し窓	×	×	×	×	
強化ガラス (R 3206) 超耐熱結晶化ガラス (日本 産業規格なし)	5.0mm 以下	引き違い窓等	○	○	○	○	
		はめ殺し窓	○	○	○	×	
複層ガラス (R 3209)	使用するガラスの組合せごとに本表により判定する。						
合わせ ガラス (R 3205)	○フロート板ガラス 6.0mm 以下+PVB (ポリビニルブチラ ール)30mil(膜厚0.76 mm)以下+フロート板 ガラス6.0mm 以下		引き違い窓等	○	○	×	×
	○フロート板ガラス 5.0mm 以下+PVB (ポリビニルブチラ ール)30mil(膜厚0.76 mm)以下+網入り板ガ ラス又は線入り板ガ ラス6.8mm 以下		はめ殺し窓	×	×	×	×

合わせ ガラス (R 3205)	○フロート板ガラス 5.0mm 以下+ PVB (ポリビニルブチラ ール)60mil(膜厚1.52 mm) 以下+フロート板 ガラス5.0mm 以下	引き違い窓等	○	×	×	×
	○フロート板ガラス 6.0mm 以下+ PVB (ポリビニルブチラ ール)60mil(膜厚1.52 mm) 以下+網入り板ガ ラス又は線入り板ガ ラス6.8mm 以下					
	○フロート板ガラス 3.0mm 以下+ PVB (ポリビニルブチラ ール)60mil(膜厚1.52 mm) 以下+型板ガラス 4.0mm 以下	はめ殺し窓	×	×	×	×
倍強度ガラス (R 3222)		引き違い窓等	×	×	×	×
		はめ殺し窓	×	×	×	×

備考

- 1 足場ありとは、避難階又はバルコニー、屋上広場等の破壊作業のできる足場が設けられているものをいう。
- 2 はめ殺し窓を有効開口部と認める場合において、容易に破壊できる窓には、当該開口部に条例第41条の5第2項第6号に規定する消防隊進入口の表示を貼付すること。
- 3 フィルムAは、開口部のガラスに貼付された窓用フィルムのうち次のものをいう。
 - (1) PET製窓ガラス用フィルムのうち、多積層（引裂強度を強くすることを目的として数十枚のフィルムを重ねて作られたフィルムをいう。以下同じ。）以外で、基材の厚さが100 μ m 以下のもの（内貼り用、外貼り用は問わない。）を貼付したガラス
 - (2) 塩化ビニル製窓ガラス用フィルムのうち、基材の厚さが400 μ m 以下のもの（内貼り用、外貼り用は問わない。）を貼付したガラス
- 4 フィルムBは、開口部のガラスに貼付された窓用フィルムのうち次のものをいう。
 - (1) PET製窓ガラス用フィルムのうち、多積層以外で、基材の厚さが100 μ m を超え400 μ m 以下のもの（内貼り用、外貼り用は問わない。）を貼付したガラス
 - (2) PET製窓ガラス用フィルムのうち、多積層で、基材の厚さが100 μ m 以下のもの（内貼り用、外貼り用は問わない。）を貼付したガラス

開口部の組合せによる有効開口部算定について

開口部の組合せによる形態	判断基準等
<p>① 風除室がある場合</p>	 <p>Aと(B+C+D)の有効開口部面積を比較し、面積の少ない方で有効開口部算定を行う。 上記により、Aが有効開口部算定される場合の階床面積は、風除室の面積を除く面積として差し支えない。</p>
<p>② シャッターと扉の組合せの場合</p>	 <p>○ シャッターが有効開口部とみなされる場合 ア A、Bで有効開口部算定を行う。 この場合の階床面積は、A、B開口部面とシャッター面に囲まれた部分を除いた面積として差し支えない。 イ A、Bで有効開口部算定を行う。 ウ シャッターと扉の間の状況によりシャッター部分で有効開口部算定を行う。ただし、AとBが有効開口部である場合に限る。</p>
<p>③ 外壁の直近に間仕切り壁等がある場合</p>	 <p>ア 通路幅1m以上であれば、Aは有効開口部算定可とする。 ただし、通路に通行障害となるものが置かれられない場合に限る。 イ 内装材の種類及び厚さ等にかかわらず、Aは有効開口部算定不可とする。</p>
<p>④ 外壁面にバルコニーがある場合</p>	 <p>Aが1m以上、かつ、B(手すりの高さ)が1.2m以下、かつD(バルコニー幅)が60cm以上の場合には、Cは有効開口部算定可とする。 なお、バルコニーに面する敷地が1m未満の場合は、別記1の(3)によること。</p>

大型開口部の有効開口部算定について

種 別	平常時の開閉方式	停電時、屋内からの開放措置	非常時、外部からの進入措置	算定可否
軽量シャッター	電動式	チェーン等により手動で開放	水圧開放装置（※1）により開放	可
	手動式	手動で開放	エンジンカッター等（※2）	可
重量シャッター	電動式	チェーン又はハンドル等により手動で開放	水圧開放装置（※1）により開放	可
	手動式	手動で開放	水圧開放装置（※1）により開放	可
軽量オーバー スライダー シャッター	電動式	チェーン等により手動で開放	水圧開放装置（※1）	可
	手動式	手動で開放	エンジンカッター等（※2）	可
重量オーバー スライダー シャッター	電動式	チェーン等により手動で開放	水圧開放装置（※1）	可
	手動式	手動で開放	水圧開放装置（※1） ※シャッターから歩行距離で5 m以内に有効開口部となる出入口がある場合を除く。	可
ハンガードア	電動式	手動で開放	○ ハンガードアに進入可能なくくり戸がある場合 ○ ハンガードアから歩行距離で5 m以内に有効開口部となる出入口がある場合	可
	手動式	手動で開放	○ ハンガードアに進入可能なくくり戸がある場合 ○ ハンガードアから歩行距離で5 m以内に有効開口部となる出入口がある場合	可

※1 水圧開放装置（認定品）は、送水圧により電動開閉スイッチを作動（非常電源付き）させ、巻き上げる方式とする。（別図参照）

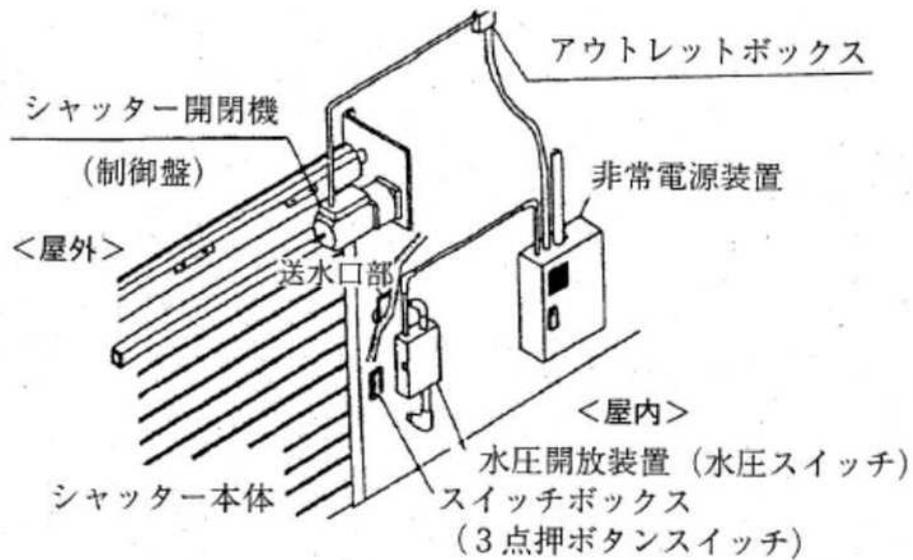
避難階以外の階で当該装置を使用する場合、送水口は避難階を原則とし、電動開閉スイッチの設置される高さにおいて、必要送水圧が確保できるよう設置すること。

※2 エンジンカッター等消防車両に積載の資機材を使用し開放可能な場合で、避難階に設けた場合のみ有効開口部算定可とする。ただし、避難階以外の階であってもシャッターの幅以上、かつ、奥行き1 m以上の有効に消火活動ができるスペースを設けた場合は、有効開口部算定可とする。

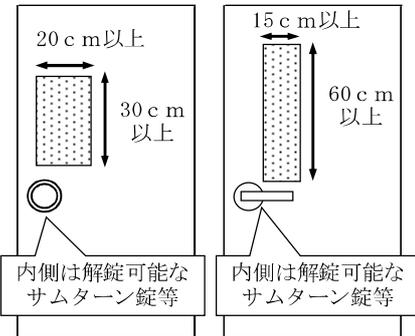
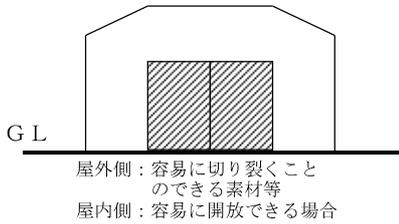
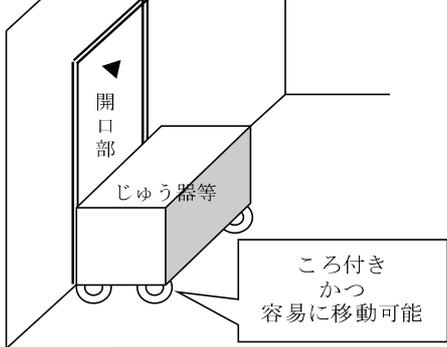
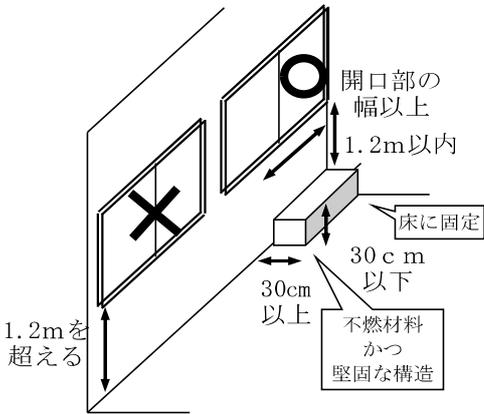
備考

- 1 重量、軽量の定義を明確化した基準はないが、概ね材質厚が1.5mm以上を重量（特定防火設備である防火戸を想定）、材質厚0.8mm以下を軽量としている。その中間材質厚のものは、原則として重量と定義付けるものとする。
- 2 種別、開閉方式等については、代表的なものを掲載した。これらと内容が異なる場合で、判断が困難なものについては消防本部予防課指導係と協議すること。

別図



特殊開口部の有効開口部算定の判断基準

	開口部の形態等	判断基準等
<p>① ガラス小窓付き鉄扉等</p>		<p>容易に破壊することのできるガラス（別記3）を使用したガラス小窓（20cm×30cm以上又は、15cm×60cm以上）付き鉄扉等で、当該小窓を破壊し、内側の施錠を容易に解錠できる場合は、鉄扉等を有効開口部として算定することができる。</p>
<p>② シート素材を使用した開口部について</p>		<p>開口部の素材が容易に切り裂くことのできるシート素材等で、かつ、内側から容易に開放できる場合にあっては、当該開口部を有効開口部として算定することができる。</p>
<p>③ じゅう器等が開口部前面に置かれた場合</p>		<p>開口部の前面にじゅう器等が置かれた場合は、原則として有効開口部算定不可とする。ただし、次の場合は有効開口部として算定することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ じゅう器等がころ付きのもので、容易に移動させることができ、かつ、消防隊進入口の表示を貼付したもの
<p>④ 開口部の下端が床から1.2 mを超える場合</p>		<p>開口部の下端が床から1.2 mを超える場合は、原則として有効開口部算定不可とする。ただし、次の要件を全て満たす踏み台を設けた場合は有効開口部として算定することができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 不燃材料、かつ、堅固な構造 (2) 床に固定 (3) 高さは概ね30cm以内、踏面は奥行30cm以上、幅は開口部の幅以上のもの (4) 踏み台から開口部下端までの高さが1.2m以内

1-10 「避難口」及び「消防隊進入口」に設置する電気錠の指導基準について

条例第47条に定める「避難口」及び条例第41条の5に定める「消防隊進入口」又は規則第5条の3に定める「避難上又は消火活動上有効な開口部」に電気錠を設置する場合の取扱いについては、次のとおりとする。

第1 電気錠の種類

施錠の方法により、次のように分類する。

1 通電時施錠型

通電時は施錠し、非通電時は解錠されるもの

2 通電時解錠型

通電時は解錠し、非通電時は施錠されるもの

3 瞬時通電施錠型

瞬時通電により施錠できるもの

4 瞬時通電解錠型

瞬時通電により解錠できるもの

第2 非常時における電気錠の解錠方法

電気錠を非常時に解錠する方法により、次のように分類する。

1 防災センター、守衛室等に設置した遠隔操作装置により解錠するもの(以下「遠隔解錠」という。)

2 自動火災報知設備の火災感知と連動し、解錠するもの(以下「連動解錠」という。)

3 扉の直近の見やすい位置に、非常時手動で解錠できる装置により解錠するもの(以下「非常解錠装置」という。)

第3 設置基準

「避難口」又は「消防隊進入口」に電気錠を設置する場合は、次表によること。

設置場所	電気錠の種類	遠隔解錠	連動解錠	非常解錠装置	非常電源
避難口	通電時施錠型	○	○	○ 屋内型	
	通電時施錠型以外	○	○	○ 屋内型	○
消防隊進入口	通電時施錠型	○	○	○ 屋外型	
	通電時施錠型以外	○	○	○ 屋外型	○

備考 1 表中○印は、設置を要する範囲を示す。

2 ホテルの客室等に用いる電気錠の種類は、通電時施錠型とすること。

- 3 自動火災報知設備が設置されていない防火対象物については、連動解錠の設置を要しないものとする。
- 4 非常解錠装置は、防犯上その他やむをえない事由がある場合は、設置を要しないものとする。

また、認知症高齢者等を収容する老人福祉施設等又は精神病院等において、防火管理が適正に行われ、常時人のいる場所から遠隔操作により施解錠が管理されるもののうち、認知症高齢者等又は精神障がい者等の重症患者を収容する病棟又は病室が存する階についても、設置を要しないものとする。
- 5 電気錠に附置する非常電源は、自動火災報知設備に準ずるものとする。

1-11 内装制限の解説

第1 内装制限の目的

建築物の内装の制限をする目的とは、壁、天井等の室内に面する部分の仕上げを不燃材料、準不燃材料、難燃材料で仕上げることにより、建築物内の火災の初期成長を妨げてフラッシュオーバーの時間を遅らせ、避難、消火活動等を容易にしようとするものである。

この目的は、法、建基法とも同じである。

(注) 室内とは居室だけでなく、廊下、階段等も含めて当該用途に供する部分をいい、押入のような部分は除かれる。

第2 法上の内装制限

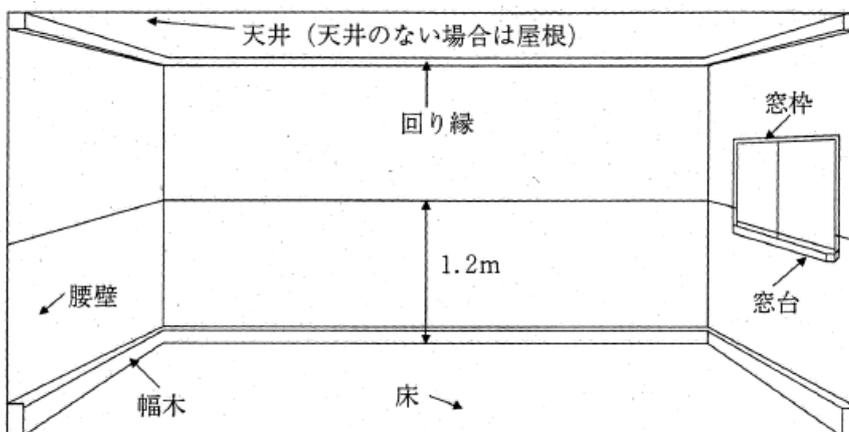
法では、内装制限をしなければならないという規定ではなく、内装制限をした場合には、次に掲げる消防用設備等の設置の基準を緩和することができるというものである。

1 内装制限により緩和措置のある消防用設備等

- (1) 消火器(規則第6条第2項)
- (2) 屋内消火栓設備(令第11条第2項)
- (3) スプリンクラー設備(規則第13条第1項第2号)
- (4) 動力消防ポンプ設備(令第20条第2項)
- (5) 漏電火災警報器(令第22条第1項)
- (6) 避難器具(規則第26条第5項第1号ニ)
- (7) 連結散水設備(規則第30条の3第1項第1号イ)

第3 内装制限する範囲

【居室】の場合



(注) 小面積の幅木、窓枠、窓台、回り縁等と床は対象外である

居室の内装（天井・壁（建基法上は、床面からの高さが1.2メートル以下の部分は除かれているが、法上の消防用設備等の緩和措置を受ける場合は、1.2メートル以下の部分も内装制限の対象となる。）は、不燃材料、準不燃材料、難燃材料（以下「防火材料」という。）を使用しなければならない。

【廊下・階段】の場合

天井、壁（腰壁を含む。）の内装は、準不燃材料とする。

避難階段、特別避難階段では、下地、仕上げとも不燃材料とする。

第4 壁紙・塗料等

内装制限を受ける室内の仕上げとして、壁紙を貼る、若しくは塗料等を塗るなどの方法があるが、これらの場合は、一般的に下地との組合せで国土交通大臣の認定を受けているので注意が必要である。

認定を受けた防火材料には認定番号が付され、不燃材料は「NM-通算番号」、準不燃材料は「QM-通算番号」、難燃材料は「RM-通算番号」という付番方法となっており、同じ建築材料であっても申請者により認定番号が異なる。

なお、塗料、塗壁等代表的な認定番号は、次表のとおりである。

申請者の名称	建築材料の名称	新認定番号	旧認定番号
一般社団法人 日本塗料工業 会	塗料塗装/不燃材料	NM-8585	基材同等第0001
	塗料塗装/準不燃材料	QM-9816	基材同等第0001
	塗料塗装/難燃材料	RM-9364	基材同等第0001
特定非営利活 動法人湿式仕 上技術センタ ー	無機質砂壁状吹付材塗り/不燃材料	NM-8571	基材同等第0003
	無機質砂壁状吹付材塗り/準不燃材料	QM-9811	基材同等第0003
	無機質砂壁状吹付材塗り/難燃材料	RM-9366	基材同等第0003
	有機質砂壁状塗料塗り/不燃材料	NM-8572	基材同等第0004
	有機質砂壁状塗料塗り/準不燃材料	QM-9812	基材同等第0004
	有機質砂壁状塗料塗り/難燃材料	RM-9361	基材同等第0004
	複合型化粧用仕上材塗り/不燃材料	NM-8573	基材同等第0005
	複合型化粧用仕上材塗り/準不燃材料	QM-9813	基材同等第0005
	複合型化粧用仕上材塗り/難燃材料	RM-9362	基材同等第0005
	繊維壁材塗り/不燃材料	NM-8574	基材同等第0008
繊維壁材塗り/準不燃材料	QM-9814	基材同等第0008	
繊維壁材塗り/難燃材料	RM-9363	基材同等第0008	

1-12 既存防火対象物に対する新基準の適用除外

消防用設備等の設置基準が制定又は改正された場合、その基準(以下「新基準」という。)の施行の際、現に存する防火対象物(以下「既存防火対象物」という。)に対しては、原則として新基準は適用されないが、次に掲げる場合は、新基準に従って消防用設備等を設置又は改修しなければならない。

第1 適用が除外されない消防用設備等

次に掲げる消防用設備等(令第34条に規定する設備)に係る設置基準又は技術基準の改正等がなされた場合(法第17条の2の5第1項括弧書き)

- 1 消火器及び簡易消火用具(水バケツ、乾燥砂、膨張ひる石等)
- 2 不活性ガス消火設備(全域放出方式のもので総務省令で定める不活性ガス消火剤を放射するものに限る。)(不活性ガス消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準であつて総務省令で定めるものの適用を受ける部分に限る。)
- 3 自動火災報知設備(令別表第1(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項、(9)項イ、(10)項イ及び(16の2)項から(17)項に掲げる防火対象物に限る。)
- 4 非常警報器具及び非常警報設備
- 5 漏電火災警報器
- 6 避難器具
- 7 誘導灯及び誘導標識
- 8 必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等であつて、前1から7までに掲げる消防用設備等に類するものとして消防庁長官が定めるもの

第2 特定防火対象物の場合

既存防火対象物の用途が特定用途(令別表第1(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項、(9)項イ、(10)項イ、(16の2)項及び(16の3)項に掲げる防火対象物)である場合(法第17条の2の5第2項第4号)

(注:全ての消防用設備等について新基準の適用を受けることとなり、「遡及対象物」と称している。)

第3 増改築、模様替えを行った場合

新基準の施行日以後に、次の1又は2に掲げる規模以上の増改築又は模様替え等が行われた場合

- 1 防火対象物の延べ面積の2分の1以上、又は1,000平方メートル以上の増改築が行われた場合(法第17条の2の5第2項第2号、令第34条の2)
- 2 防火対象物の主要構造部である壁について行う過半の修繕又は模様替えが行われた場合(法第17条の2の5第2項第2号、令第34条の3)

(例図)



床面積の合計が、1,000平方メートル以上となる増築（B、 $B + C \geq 1,000 \text{m}^2$ ）を行ったとき、又は増築が $1/2 A$ 以上となったときは、A部分も含めて改正された現行基準が適用される。

第4 違反状態にある場合

新基準の規定の適用の際、旧基準の規定に適合しておらず、違反となっている場合（法第17条の2の5第2項第1号）

第5 用途変更の場合の特例

防火対象物の用途変更がなされ、当該用途変更後の基準に適合していない場合でも、原則、用途変更後の基準は適用されないが、次に掲げる場合は、用途変更後の基準に従って消防用設備等を設置又は改修しなければならない。

- 1 防火対象物の用途を特定用途に変更した場合（法第17条の3第2項第4号）
- 2 用途変更後に、次の(1)又は(2)に掲げる規模以上の増改築又は模様替え等が行われた場合
 - (1) 防火対象物の延べ面積の2分の1以上、又は1,000平方メートル以上の増改築が行われた場合（法第17条の2の5第2項第2号、令第34条の2）
 - (2) 防火対象物の主要構造部である壁について行う過半の修繕又は模様替えが行われた場合（法第17条の2の5第2項第2号、令第34条の3）
 - (3) 用途変更の際、用途変更前の基準の規定に適合しておらず、違反となっている場合（法第17条の3第2項第1号）

1-13 電気設備が設置されている部分等における消火設備の取扱いについて

第1 令第13条第1項の規定により、電気設備が設置されている部分に関する事項

1 令第13条第1項の規定により、発電機、変圧器その他これらに類する電気設備（以下「電気設備」という。）が設置されている部分で、床面積が200平方メートル以上の防火対象物又はその部分には、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備又は粉末消火設備（以下「特殊消火設備」という。）を設置しなければならないこととされているが、この場合の「その他これらに類する電気設備」には、リアクトル、電圧調整器、油入コンデンサー、油入遮断器、計器用変成器等が該当するものであること。ただし、次のいずれかに該当するものは、これに含まれないものとする。

- (1) 配電盤又は分電盤又は制御盤のみのもの
- (2) 電気設備のうち、冷却又は絶縁のための可燃性の油類を使用せず、かつ、水素ガス等の可燃性ガスを発生するおそれのないもの
- (3) 電気設備のうち容量が、20キロボルトアンペア未満（同一場所に2以上設置されている場合は、それぞれの電気設備の容量の合計をいう。）のもの
- (4) 蓄電池設備で、その蓄電池容量が10キロワット時以下のもの及び蓄電池容量が10キロワット時を20キロワット時以下のものであって蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準（令和5年消防庁告示第7号）第2に定めるもの
- (5) 蓄電池設備で、鉛蓄電池設備又はアルカリ蓄電池のうち、制御弁式のもの
- (6) 配線、照明、電動機等
- (7) 急速充電設備で、その全出力が20キロワット以下のもの

2 電気設備が設置されている部分の床面積とは、当該電気設備が据え付けられた部分の周囲に水平距離5メートルの線で、囲まれた部分の面積（同一の室内に電気設備が2か所以上設置されている場合はその合計面積をいう。）をいうものであること。ただし、専用不燃区画（自閉式等）で区画されている部分に設ける場合は、当該区画された部分の床面積とすることができる。（別図参照）

3 電気設備が設置されている部分に対する特例

(1) 次のいずれかに該当する場合で、電気設備が設置されている部分に大型消火器を設置したときは、令第32条の規定を適用し、特殊消火設備を省略して差し支えないものであること。

ア 密封方式の電気設備（封じ切り方式又は窒素封入方式の電気設備で内部に開閉接点を有しない構造のものに限る。）で、絶縁劣化、アーク等による発火のおそれが少なく、かつ、当該電気設備の容量が15,000キロボルトアンペア未満のもの

イ 1,000キロボルトアンペア未満の容量の電気設備

ウ 自家発電設備の基準（昭和48年消防庁告示第1号）、蓄電池設備の基準（昭

和48年消防庁告示第2号)又はキュービクル式非常電源専用受電設備の基準(昭和50年消防庁告示第7号)に適合する構造のキュービクルに収納されている電気設備

エ 密封方式のOF(Oil Filled)ケーブル油槽

オ 発電機又は変圧器で、冷却又は絶縁のための油類を使用せず、かつ、水素ガス等可燃性ガスが発生するおそれのないもの

- (2) 電気設備が設けられている場所が、次のア及びイに該当し、かつ、電気設備がウに該当する場合には、規則第19条第6項第5号の規定にかかわらず、令第32条の規定を適用し、移動式の特殊消火設備(警備員等が常駐するものに限る。)とすることができるものとする。

ア 主要構造部を耐火構造とした専用の構造物で、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料又は準不燃材料としたものであり、かつ、延焼のおそれがないものであること。

イ アの建造物の開口部には、防火戸(自動閉鎖装置付きのもの又は随時閉鎖することができ、かつ、煙感知器の作動と連動して閉鎖することができるものに限る。)を設けたものであること。

ウ 電気設備には、火災が発生した場合、自動的に電流を遮断する装置が設けられていること。

第2 条例第40条の4第1項第2欄の規定により、電気設備が設置されている部分に関する事項

- 1 条例第40条の4第1項第2欄に規定する無人変電設備

無人とは、原則として同一敷地内に関係者が常時駐在していないものをいう。なお、次のいずれかに該当する場合は、無人変電設備として扱わない。

- (1) 夜間、休日等で無人状態となるもの。
 - (2) 付近の別の敷地内に関係者が常駐しており、有効な巡視が行われているもの。
 - (3) 当該設備の状況を監視することができる制御所(関係者が常時勤務し、当該設備に火災及び事故等が発生した場合(同時多発時を含む。)、直ちに出勤できる体制にあるものに限る。)において、遮断機の操作及び保護継電器等の操作状況の監視並びに火災発生の覚知ができ、かつ、火災発生の場合、当該制御所から速やかに通報ができるもの。
- 2 無人変電設備等に特殊消火設備を設置した場合にあっては、常時人のいる場所に特殊消火設備が作動した旨を把握できるように移報すること。

- 3 全出力の算定について

- (1) 変電設備の全出力

変電設備の全出力の算定は、変圧器の定格容量キロボルトアンペア(一の変圧器の容量が5キロボルトアンペア未満のものは除く。)の和に次の表の係数を乗じて算定すること。この場合、主変圧器(連絡変圧器)の二次側に接続さ

れる変圧器の容量は含まないものとする。また、2以上の専用不燃区画に分散して設けた変圧器は、当該専用不燃区画ごとに算定するものとする。

変圧器の定格容量の合計 (KVA)	係数
500未満	0.80
500以上1,000未満	0.75
1,000以上	0.70

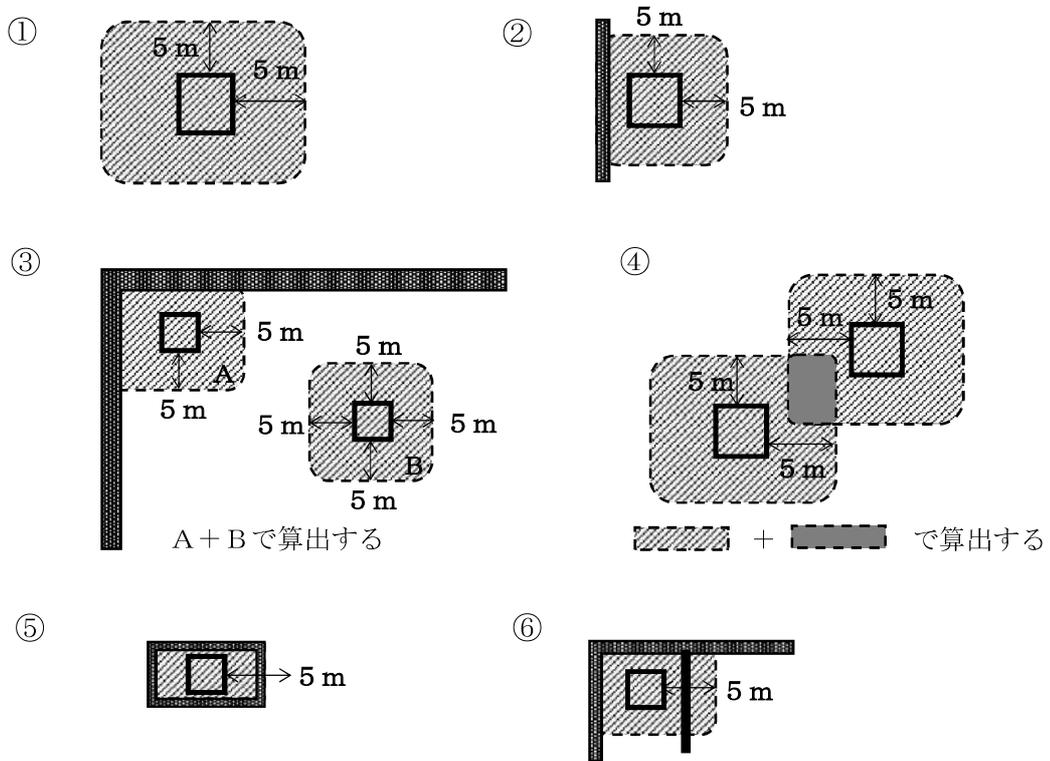
(2) 発電設備の全出力

発電設備の全出力は、当該設備の定格容量キロボルトアンペアに発電機の力率を乗じて得た値の和により算定すること。ただし、2以上の専用不燃区画に分散して設けた場合は、当該専用不燃区画ごとに算定するものとする。

第3 鍛造場、ボイラー室、乾燥室その他多量の火気を使用する部分に関する事項

- 1 令第13条第1項の規定により、鍛造場、ボイラー室、乾燥室、その他多量の火気を使用する部分（以下「鍛造場等」という。）で床面積200平方メートル以上の防火対象物又はその部分に特殊消火設備を設置することとされているが、この場合の「その他多量の火気を使用する部分」とは、金属溶解設備、給湯設備、温風暖房設備、厨房設備等のうち、最大消費燃料の合計が350キロワット以上のものが設置されている場所が該当するものであること。
- 2 鍛造場等の床面積の算定は、第1.2によること。（別図参照）
なお、同一の室内（専用不燃区画）に設置されている全ての該当設備の面積を合算するべきであるが、鍛造場等の距離が10m以上離れ、可燃物等がなく延焼の危険がないと判断される場合は、令第32条の規定を適用することは差し支えないものとする。
- 3 火気使用設備のうち燃料にプロパンガス、都市ガス等の可燃性ガス又は灯油、重油等の液体燃料を使用するものにあつては、当該設備の燃料の供給を消火剤放射前に停止できる構造とすること。この場合、消火設備が自動式のものにあつては、停止装置を自動式とすること。
- 4 鍛造場等が設置されている部分に対する特例
鍛造場等が設置されている部分に設置する特殊消火設備は、規則第19条第6項第5号の規定にかかわらず、令第32条の規定を適用し、移動式の特殊消火設備とすることができるものとする。

電気設備・鍛造場等が設置されている部分の床面積の算出方法(図解)



【凡例】

- 電気設備等
- ▨ 床面積算定部分
- ▩ 専用不燃区画(自閉式等)
- ▬ 専用不燃区画(自閉式等)以外の区画

1-14 建築確認時における共同住宅等の収容人員の算定について

共同住宅等の収容人員の算定は消防法令で居住者数とされているが、建築確認時に居住者数は不明であるため、次の表により算定し、必要な消防用設備等を設置するものとする。

住戸の型	算定居住者数（人）
1K、1DK、1LDK、2DK	2
2LDK、3DK	3
3LDK、4DK	4
4LDK、5DK	5

※1 以降1室増すごとに1人増加する。

※2 単身者専用の住戸は、1人と算定する。

1-15 高齢者施設に係る用途判定について

高齢者施設に係る用途判定について、「消防法施行令の一部を改正する政令等の運用について」（平成 25 年 3 月 27 日付け消防予第 121 号）及び「消防法施行令の一部を改正する政令等の運用について」（平成 26 年 3 月 14 日付け消防予第 81 号。以下「81 号通知」という。）等に基づき用途判定を行う。

なお、81 号通知「3 高齢者施設に係る運用上の留意事項 (2) ア」文中「複数」とは2人以上、「随時」とは依頼時にはいつでも対応可能、「継続的に」とは月に5日間以上として運用する。

例 宿泊付きデイサービスで宿泊者が一人の場合又は複数の要介護者が月に 4 日までの宿泊であれば (6) 項ハ(1)として用途判定を行う。

第2章 特殊な建築物に対する指導

2-1 岡崎市消防活動用空地等設置指導要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、4階以上（地階を除く。）又は高さ15メートル以上の建築物に対するはしご付消防自動車（以下「はしご車」という。）の進入路及び消防活動に必要な空地等の設置指導に関して必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるものとする。

- (1) 消防活動用空地とは、災害発生時にはしご車が建築物に接近し活動する際、はしご車の性能を十分に発揮するために、専用に設けた空地をいう。
- (2) 取付道路とは、はしご車進入路及び消防活動用空地に接した車道をいう。
- (3) はしご車進入路とは、取付道路から消防活動用空地までのはしご車が進入できる通路をいう。

(消防活動用空地等)

第3条 消防活動用空地等については、次の各号に適合するものとする。

(1) はしご車進入路

- ア はしご車進入路の幅員は、原則として4メートル以上とし、取付道路の幅員に応じ、別表1に掲げる幅員を確保すること。ただし、はしご車が有効に進入できるよう隅切りを別表2のとおり設ける場合はこの限りでない。
- イ はしご車進入路の勾配は、12パーセント以下とすること。
- ウ はしご車進入路の構造は、総重量25トンのはしご車が走行するに十分な強度を有すること。
- エ はしご車進入路の上部に植樹、架空電線及びアーチ等、はしご車の通行に支障となる物件がないこと。ただし、やむを得ずアーチ等を設ける場合にあっては、その直下の地盤面から有効で4メートル以上の高さを確保すること。

(2) 消防活動用空地

- ア 消防活動用空地の形状は、原則として幅6メートル以上、長さ12メートル以上とし、別図1「消防活動用空地の設置基本図」に基づいて建築物との間隔を保有すること。
- イ 消防活動用空地を取付道路に接して設置する場合は、別図2に示すようにはしご車が進入可能な隅切りを設けること。
- ウ 消防活動用空地は、消防隊進入口又は非常用進入口を有する外壁に面して設置することとし、共同住宅にあっては、原則としてバルコニー側に設置すること。
- エ 消防活動用空地及びその周辺上空には、はしご車の伸てい、その他活動上支

障となる物件がないこと。

オ 消防活動用空地の縦、横断勾配は5パーセント以下とする。

カ 消防活動用空地の構造は、はしご車活動時のジャッキ荷重(1.005N/mm²)に耐える構造とすること。

なお、アスファルトコンクリート又はセメントコンクリート以外のもので施工しようとするときは、これらと同等以上の強度を確認することができる設計計算書、構造等により協議し設置すること。

キ 消防活動用空地の地下には、原則として水槽、埋設配管等の工作物を設けないこと。ただし、やむを得ず水槽等を設ける場合にあっては、はしご車活動時のジャッキ荷重(1.005N/mm²)に耐える構造とすること。

(規制標識)

第4条 当該建築物の住民等に対し、消防活動用空地が災害時にはしご車が活動する場所であることを認識させるため、消防活動用空地には別図3「消防活動用空地の規制標識詳細図」に示す規制標識を設置すること。

2 消防活動用空地が敷地等の関係から、前条第2号に適合するよう空地が確保できない場合で、はしご車以外の消防自動車活動できる空地を設置するときは、当該規制標識を設けず、次条に規定する規制標示のみ設置すればよいものとする。

(規制標示)

第5条 消防活動用空地には、前条による標識のほか、別図4-1～3に示す「消防活動用空地の規制標示配置図1」又は別図5に示す「消防活動用空地の規制標示配置図2」による規制標示を設置すること。

(消防活動用空地等の維持管理)

第6条 建築物の関係者は、消防活動用空地等を常に良好に維持・管理すること。

(緩和規定)

第7条 第1条に規定する建築物のうち、次のいずれかに該当するものは第3条第2号による消防活動用空地を設けないことができる。

- (1) 二方向避難が確保されている建築物で、4階以上に設ける避難器具を上下操作式としたもの。この場合、ハッチの開口部の大きさは700mm角以上とすること。
- (2) 公道に面し道路境界線から建築物までの間隔が7メートル以内のもので、道路及びその周辺上空には、はしご車の伸ていその他活動上支障となる物件がないもの。

附 則

この要綱は、平成24年8月16日から運用する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から運用する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から運用する。

附 則

この要綱は、令和7年1月6日から運用する。

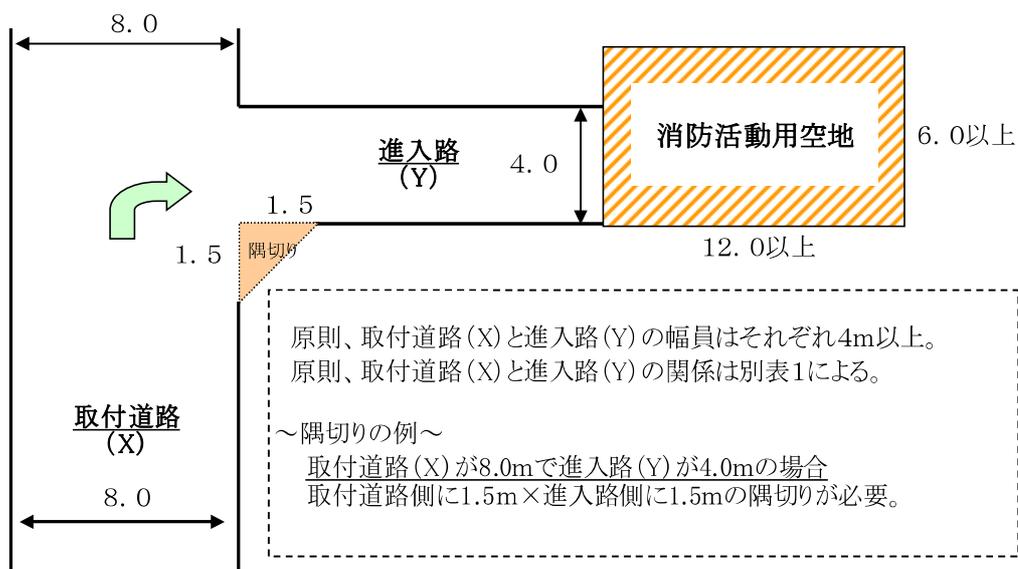
別表1 はしご車進入路の幅員と取付道路の幅員との関係 (単位：m)

取付道路幅員 X	4	5	6	7	8	9	10
進入路幅員 Y	10	9	8	7	6	5	4

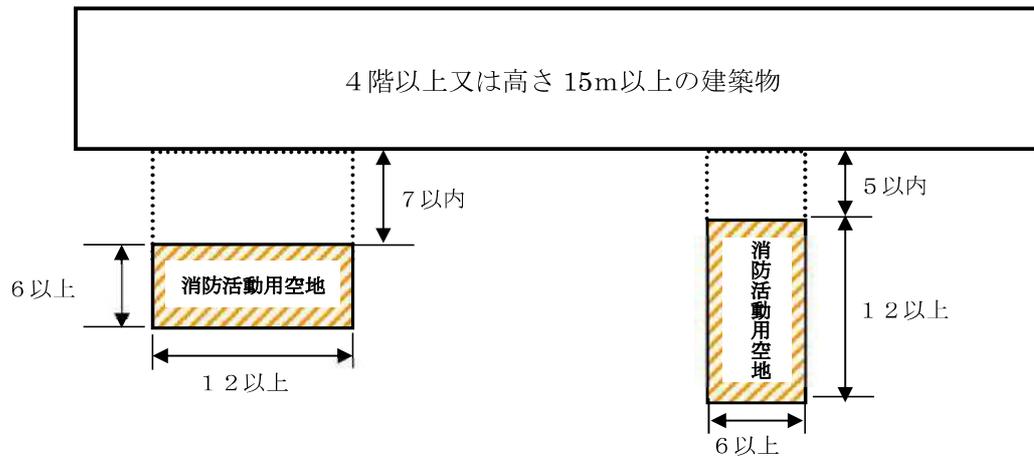
別表2 隅切り一覧表 (単位：m)

X取付 Y進入	4.0	5.0	6.0	7.0	8.0	9.0
4.0	-	-	-	-	1.5 ×1.5	1.0 ×1.0
5.0	-	-	-	1.5 ×1.5	1.0 ×1.0	
6.0	-	-	1.5 ×1.5	1.0 ×1.0		
7.0	-	1.5 ×1.5	1.0 ×1.0			
8.0	1.5 ×1.5	1.0 ×1.0				
9.0	1.0 ×1.0					

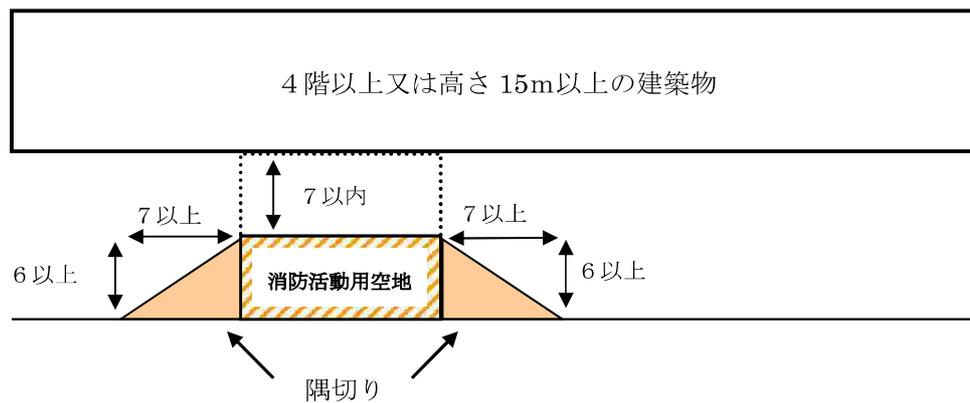
参考 (単位：m)



別図1 消防活動用空地の設置基本図 (単位：m)

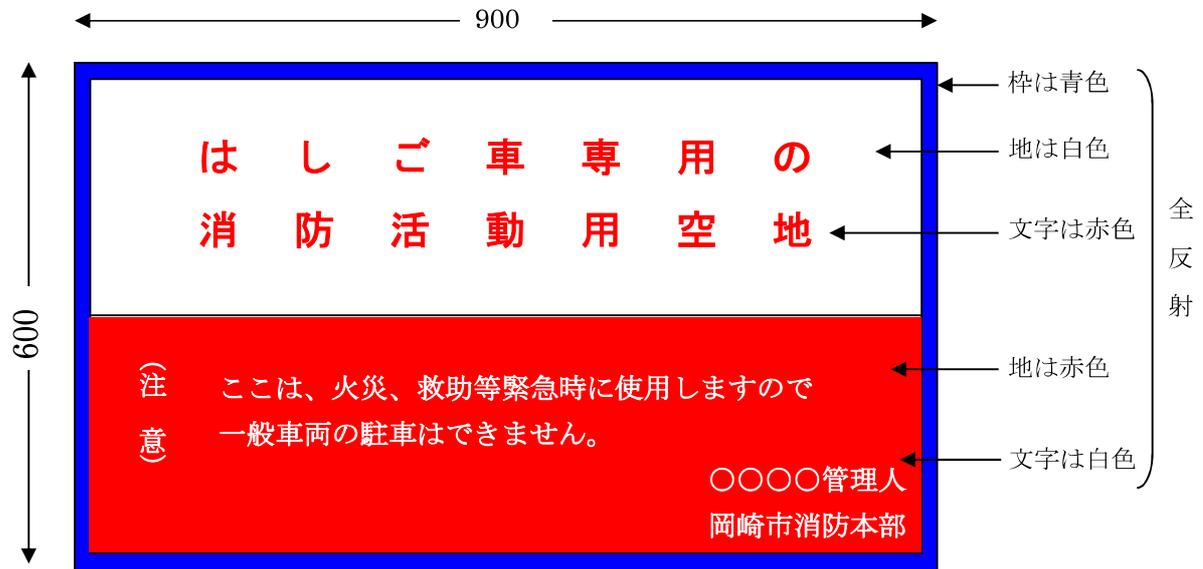


別図2 はしご車の進入に必要な隅切りの設置図 (単位：m)

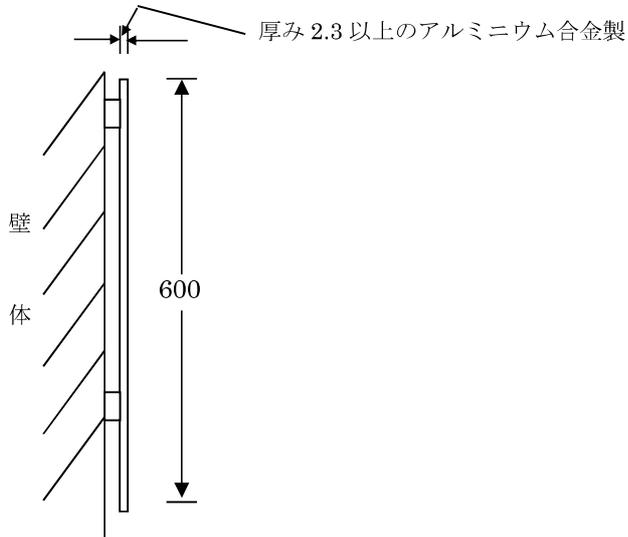


別図3 消防活動用空地の規制標識詳細図 (単位: mm)

1 標識板

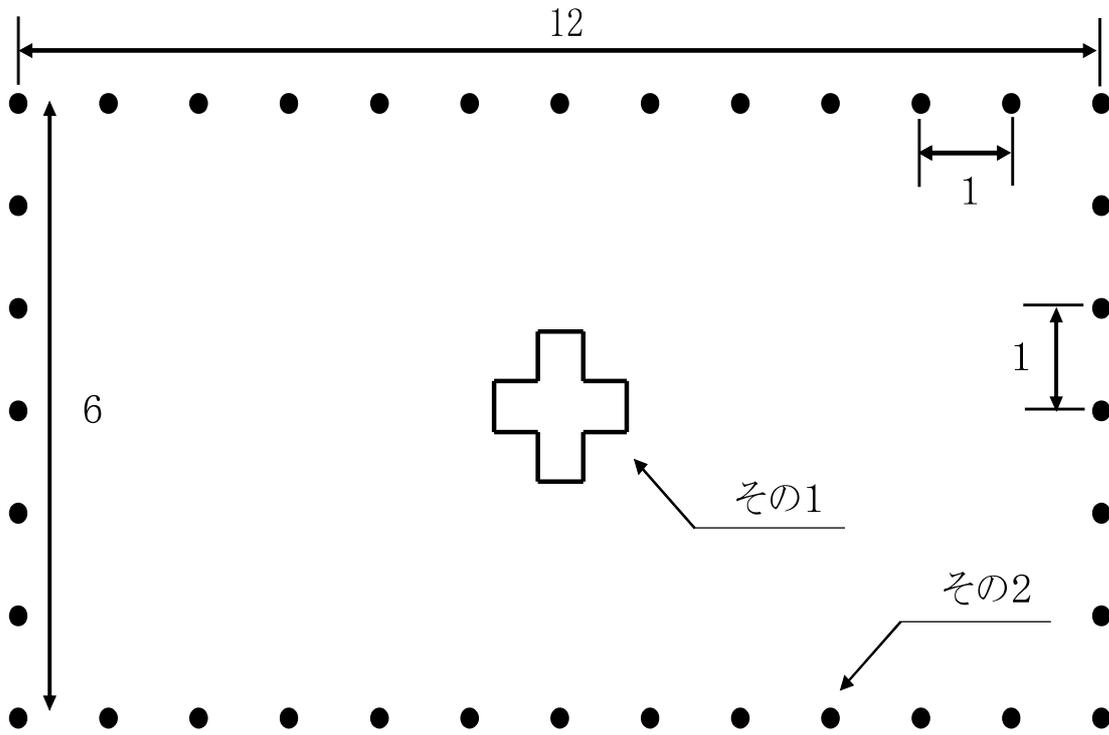


2 壁体取付型



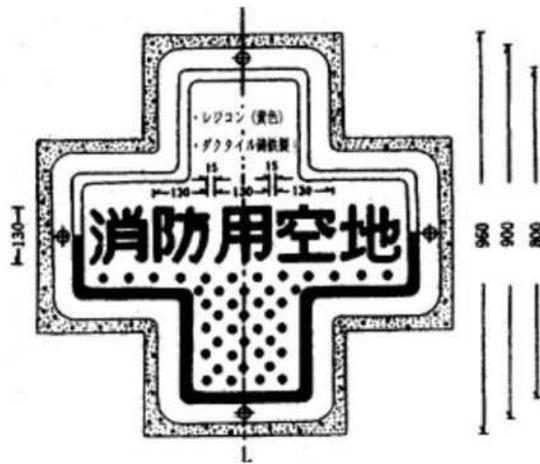
3 支柱取付型 (支柱2本による取付、詳細図省略)

別図4-1 消防活動用空地の規制標示配置図1 (単位:m)

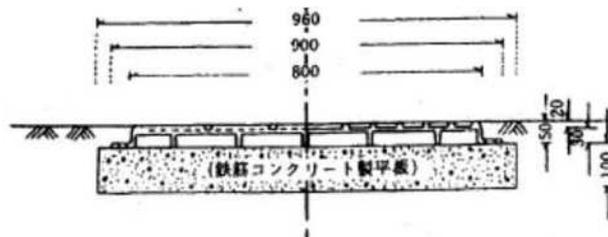


別図4-2 消防活動用空地の規制標示詳細図(その1) (単位:mm)

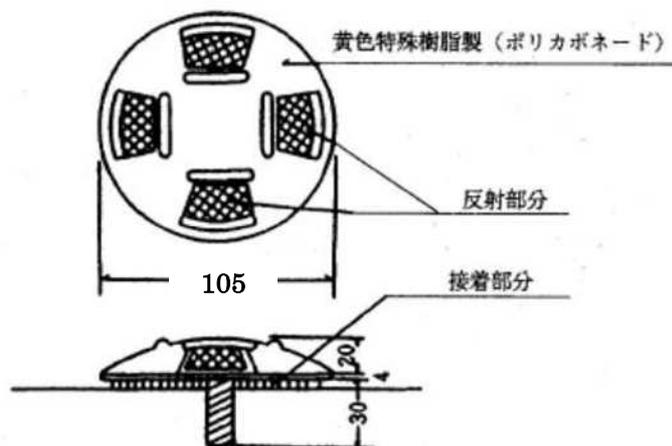
1 組立平面図



2 組立断面図



別図4-3 消防活動用空地の規制標示詳細図（その2）（単位：mm）



別図5 消防活動用空地の規制標示配置図2（単位：m）



- ※1 黄色でペイントする。
- ※2 線の幅は10cmとする。
- ※3 はしご車が進入する方向から文字が読めるようにする。

2-2 高層建築物等の屋上に設けるヘリコプター緊急離着陸場等の設置に関するガイドラインの制定について

第1 設置指導に係る留意事項

- 1 緊急離着陸場等の目的は、避難場所を確保するとともに、消防隊の人命救助等活動の拠点とすることである。
- 2 緊急離着陸場等の設置については、建築物の関係者に対して、その必要性を説明し、理解と協力を求めて行うこと。
- 3 緊急離着陸場等は、原則として新築の建築物に対して設置指導すること。
- 4 事前相談及び防災計画書の提出時等の機会をとらえて、超高層建築物等に係る建築計画の早期把握に努め、緊急離着陸場等の設置指導に対する時機を失することのないよう配慮すること。この場合において、愛知県消防航空隊と十分協議すること。
- 5 飛行場外離着陸場として使用しようとする場合は、航空法の適用により国土交通大臣の許可が必要になるものであること。
- 6 飛行場外離着陸場で昼間時のみの使用を予定している対象物については、緊急離着陸場として24時間活用できるよう、夜間照明設備の設置を指導すること。
- 7 緊急離着陸場等を設置した以降に、その周辺にヘリコプターの活動を阻害する工作物、超高層建築物が設置された場合、使用不能となる場合があることについて関係者に説明する必要があること。
- 8 別記に定めるガイドライン第1・3に定める設置対象物以外のものの関係者から、緊急離着陸場等を設置したい旨の申出があった時は、このガイドラインに準じて指導すること。

第2 事務処理に係る留意事項

「緊急離着陸場等設置（廃止）届出書（別記様式）」を正副各1部（添付図書を含む。）及び当該届出書に添付する図書の写しを3部提出させること。

なお、認識番号決定後、当該認識番号を副本に記載のうえ関係者に交付すること。

（添付図書の写し3部については、建築部、管轄消防署所及び愛知県消防航空隊において各1部を保管するものとする。）

第3 その他

このガイドラインは、平成28年4月1日から施行する。

なお、このガイドライン施行の際、現に存する防火対象物又は現に工事中の防火対象物については、従前の例によるものとする。

別記様式

緊急離着陸場等設置（廃止）届出書

年 月 日

(宛先) 岡崎市消防長

(届出者) 住 所

氏 名

(電話 () 番)

緊急離着陸場等の設置（廃止）について、次のとおり届け出ます。

建築物の名称			
所在地			
設計者 所在地・名称			
施工者 所在地・名称			
建築物の 構造・規模等	用途		構造
	面積	床面積 m^2 、延べ面積 m^2	
	階数	地上 階、地下 階、PH 階	
	高さ（軒高）	m（最高高さ m）	
	離着陸場等の広さ	m × m	最大許容荷重 t
消防用設備等 （主なもの）			
そ の 他	1	屋上部分に直通する階段数 ()	
	2	屋上部分の非常用EV着床の有無 ()	
	3	屋上部分の扉の解錠方法 ()	
※受付欄		※種 別	
		1 離着陸場 2 救助用スペース	
※認 識 番 号			

注

- ※印の欄は、記入しないこと。
- 届出者が法人にあってはその名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。
- この届出には、関係図書を添付すること。

高層建築物等の屋上に設けるヘリコプター
緊急離着陸場等の設置に関するガイドライン

第1 緊急離着陸場等技術基準

1 趣旨

この基準は、「高層建築物等におけるヘリコプターの屋上緊急離着陸場等の設置推進について(平成2年2月6日付け消防消第20号消防庁消防課長等通知)」に基づき、高層建築物等における消防活動の有効性を確保するため、高層建築物等の屋上に設置する緊急離着陸場等に関して必要な事項を定めるものとする。

2 用語の定義

- (1) 緊急離着陸場とは、航空法第81条の2(搜索又は救助のための特例)の適用により、災害活動に際し、建築物の屋上に緊急用ヘリコプターが離着陸する場所をいう。
- (2) 緊急救助用スペースとは、航空法第81条の2(搜索、救助のための特例)の適用により災害活動に際し、建築物の屋上で緊急用ヘリコプターがホバリングする場所をいう。
- (3) 緊急離着陸場等とは、火災等の災害時に建築物の屋上等で緊急に航空消防活動を行うための緊急用ヘリコプターが離着陸又はホバリングできる建築物の屋上施設で緊急離着陸場又は緊急救助用スペースをいう。
- (4) 飛行場外離着陸場とは、航空法第79条ただし書きの国土交通大臣の許可を受けた航空機が離着陸を行う飛行場以外の場所をいう。
- (5) 3次救急医療機関等とは、救急医療対策事業実施要綱(昭和52年7月6日付け厚生省医発第692号)に定める救命救急センター及び大学病院等をいう。

3 設置対象物

緊急離着陸場等の設置対象物は、高さ45メートルを超える建築物若しくは3次救急医療機関のうち、進入区域、進入表面及び転移表面積が次の各号に定めるすべてに適合する建築物とする。

- (1) 進入区域の長さが500メートル以上、幅が離着陸地点から500メートル離れた地点で200メートル以上確保できること。
- (2) 表面が直線の2方向に設定できること。ただし、進入表面が直線の2方向に設定できない場合は、90度以上の間隔を設けて進入表面が設定できること。
- (3) 緊急離着陸場を設置する場合、進入表面の勾配は、8分の1、転移表面の勾配は、2分の1とし、当該表面上に物件等が突出していないこと。
また、転移表面の高さは、45メートルとすること。ただし、建築構造又は周囲の状況からやむをえない場合にあっては、進入表面の勾配を5分の1、転移表面の勾配を1分の1とすることができる。
- (4) 緊急救助用スペースの進入表面の勾配は、3分の1、転移表面の勾配は、1分の1とし、当表面上に物件等が突出していないこと。

また、転移表面の高さは45メートルとすること。ただし、建築構造又は周囲の状況からやむをえない場合にあつては、進入表面及び転移表面を最高5メートルまで垂直上方に移行できるものとする。

4 設置区分

前記3の設置対象には、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める緊急離着陸場等を設置するものとする。

- (1) 高さが45メートルを超え、100メートル未満の高層建築物には、緊急離着陸場又は緊急救助用スペース
- (2) 3次救急医療機関等若しくは高さが100メートル以上の高層建築物には、緊急離着陸場

5 緊急離着陸場の設置基準

緊急離着陸場は、次の(1)から(7)までに掲げる基準により設置するものとする。

(1) 離着陸帯等

ア 3次救急医療機関等に設置する場合、離着陸帯の長さ及び幅は、原則24メートル以上、他の対象物に設置する場合、20メートル以上とすること。

イ 離着陸帯は、緑色の地に黄色の夜光塗料又はビーズ入りのトラフィックペイントで離着陸帯の外周線、着陸帯の境界線、㊦の接地帯標識、最大許容荷重、認識番号及び連絡装置の設置方向を別図1-1から別図1-3に基づき表示すること。

ウ 離着陸帯の床面強度は、ラーメン及びスラブ設計とも短期荷重とし、その荷重は、3次救急医療機関等に設置する場合は、13トン、他の対象物に設置する場合は、10トン以上とすること。

エ 床面の構造は、次によること。

(ア) プラットホーム式又は通常床式として、床面は滑りにくい構造とすること。

(イ) 床面の最大縦横勾配は、2パーセント以下とすること。

(2) 夜間照明設備

ア 緊急離着陸場の付近で進入表面及び転移表面に突出しない位置に飛行場灯台を設置すること。

また、飛行場灯台の型式は、白色閃光型とし、灯光光源の中心が水平面から角度2～8度上方（パラペット等の上端部以上）に向くように設けること。

イ 着陸帯の境界線上に埋込式の境界灯(境界灯の灯光色は、航空黄の不動光とする。)を等間隔に、8個以上設けること。

ウ 相はなれた位置から離着陸帯を有効にふかん照明できるように着陸区域照明灯を2基以上設けること。

エ 離着陸帯側面から10メートル以内の区域で、勾配2分の1の表面から突出した避雷針等(進入表面側は認められない。)の夜間視認が困難な物件は、低光度航空障害灯を設置すること。ただし、低光度航空障害灯を設置しがたい

場合は、夜光塗料及び反射塗料を10センチメートル幅で交互に帯状に塗色すること。

オ 夜間照明制御盤を緊急離着陸場の付近に、次により設置するとともに、防災センター等に遠隔操作盤を設けること。

(ア) 夜間照明制御盤は、防災センター等からの遠隔操作に対し、優先して制御できること。

(イ) 防災センター等からの遠隔操作によっても必要時に点灯できること。

(ウ) 夜間照明制御盤には、「ヘリコプター用夜間照明制御盤」である旨の表示を施すこと。

(エ) (ウ)の表示は白地に赤色文字とするか又は、白地に黒色文字とし表示(板)の周囲に赤色塗料又は赤テープ等で幅2センチメートル以上の枠(以下、赤枠幅について同じ。)を施すこと。

(オ) 防災センター等の遠隔操作盤には、(ウ)及び(エ)に準じた表示を施すこと。

カ 非常電源装置として連続4時間以上の継続供給が可能な自家発電設備を設置すること。

キ 非常電源からの配線は、耐火構造とした主要構造部に埋設又はこれと同等以上の耐火性能のある方法等により保護するか、若しくは耐火電線を使用すること。

(3) 脱落・転落防止施設

緊急用ヘリコプターの脱落及び消防隊員、要救助者等の転落を防止するため、次の基準により脱落・転落防止施設を設置すること。

ア 脱落防止施設として、高さ及び幅ともに10センチメートル程度の車輪止めを離着陸帯の外周に設けること。

イ 転落防止施設の高さは、建基令第126条第1項に規定する1.1メートル以上のもので手すり壁、さく又は金網等とし、進入表面及び転移表面から突出しないように次により設けること。

(ア) 固定式転落防止施設

別図1-4に示すような着陸帯の床面から1.5メートル程度下部で、回り廊下の幅が2メートル程度のキャットウォーク方式とするか、若しくは水平張り出し幅が2メートル以上となる張り出しフェンス方式等の転落防止用として有効な構造とすること。

(イ) 可動起立式転落防止施設

a 可動起立式の操作部(電動機のスイッチ又は手動ハンドル等)は、緊急離着陸帯の床面以外の場所で待避場所の付近とし、かつ、緊急離着陸帯を見通せる位置に設けること。

b 可動起立式の操作部は、1か所のスイッチ又はハンドル等により容易で、かつ、全周にわたり同時に起立・収納ができるものであること。

c 電動機によるものにあつては、非常電源を付置すること。

d 操作部には、「緊急離着陸場の転落防止用手すり等の可動起立式の操作部」である旨及び操作方法等の表示を施すこと。

e dの表示は、別図1-5の例によること。

(4) 燃料流出防止施設

ア 緊急用ヘリコプターの搭載燃料が流出した場合、雨水排出口への流入を防止できる十分な容量のためます又は油分離槽並びに側溝の施設を設置すること。

なお、その容量は、ためますにあっては合計1,250リットル以上、油分離槽にあっては、合計1,250リットル以上の油層の容量を確保できるものとする。

イ 燃料流出防止用ためますの設置場所には、ためますの燃料流出防止弁の取扱要領を表示した次の(ア)、(イ)及び(ウ)の表示(板)を設置すること。(ただし、油分離槽にあってはこの限りでない。)

(ア) 表示(板)には、「ヘリコプターの離着陸時には、ためますの燃料流出防止弁を閉鎖すること。」の文例に準じた表示がなされていること。

(イ) 表示(板)は、白地に赤枠とし、文字は赤色とすること。

(ウ) 文字の大きさは、3センチメートル角の丸ゴシック等とすること。

(5) 待避場所

屋上に緊急用ヘリコプターが接近した場合、要救助者等が待避する場所を次により設けること。

ア 待避場所は、次の(ア)又は(イ)により設けること。

(ア) 緊急離着陸場を通常床式として屋上部分に設置した場合は、屋上への階段又は非常用エレベーターと緊急離着陸場の間で、階段又は非常用エレベーターに近い側に設けること。

(イ) 緊急離着陸場をプラットホーム式とした場合は、次のa及びbにより設けること。

a 屋上への階段又は非常用エレベーターと屋上から緊急離着陸場へ至る階段等の間で、緊急離着陸場への階段に近い屋上部分に設けること。ただし、緊急離着陸場と屋上部分との高低差が5メートルを超える場合は、緊急離着陸場の床面から1.5メートル程度低い位置に床等を設け設置すること。

b 屋上部分と待避場所及び緊急離着陸場間を有効に行き来でき、担架等の搬送が容易にできる幅員及びゆるやかな勾配の階段等を付置すること。

イ 待避場所の広さは、概ね50平方メートル以上の広さとすること。ただし、1か所の待避場所で50平方メートル以上確保できない場合は、連絡通路等で有効に行き来できる複数の待避場所の合算とすることができる。

ウ 待避場所から緊急離着陸場に至る部分に段差がある場合は、容易に接近で

きるよう階段等を設けること。

エ 待避場所には別図1-6に示す待避標識を表示すること。

(6) 消防用設備等

緊急離着陸場付近の屋上には、次により連結送水管及び消火器を設置すること。

ア 連結送水管の放水口は単口型とし、呼称65Aのホース2本以上(離着陸帯を有効に包含できる本数であること。)及び噴霧切替式ノズル1本の放水器具を備えた格納箱を屋上への階段出口付近等に設置すること。

なお、格納箱は赤色で塗色し、白色で「放水口及び放水器具格納箱」である旨の表示をするか、若しくは格納箱をステンレス製等とし、材質の地色に見やすい色の文字で表示し、当該表示(板)の周囲に赤色塗料又は赤テープ等で枠を施すものとする。

イ 消火器は、8リットル以上の泡又は強化液消火器若しくはこれと同等以上の性能を有する水系の消火器を屋上への階段出口付近等に2本以上設置すること。

なお、消火器に雨水等がかかるおそれのある場合は、格納箱に収納するものとし、当該格納箱は赤色で塗色し、白色で「消火器」である旨の表示をするか、若しくは格納箱をステンレス製等とし、材質の地色に見やすい色の文字で表示し、当該表示(板)の周囲に赤色塗料又は赤テープ等で枠を施すものとする。

(7) 連絡装置

ア 緊急離着陸場の付近に、防災センター等と連絡できる非常電話等の連絡装置を設置すること。

イ 非常電話等に雨水等がかかるおそれのある場合は、格納箱に収納するものとし、当該格納箱は赤色で塗色し、白色で「非常電話」である旨の表示をするか、若しくは格納箱をステンレス製等とし材質の地色に見やすい色の文字で表示し、当該表示(板)の周囲に赤色塗料又は赤テープ等で枠を施すものとする。

6 緊急救助用スペースの設置基準

緊急救助用スペースは、次の(1)から(3)までに掲げる基準により設置するものとする。

(1) 大きさ、構造等

ア 緊急救助用スペースの長さ及び幅は、原則としてそれぞれ10メートル以上とすること。

イ 緊急救助用スペースには、黄色の夜光塗料又はビーズ入りのトラフィックペイントで緊急救助用スペースの境界線、Ⓡの標識、認識番号及び連絡装置の設置方向を別図1-7(別図1-2を含む。)に基づき表示すること。

ウ 床面の強度は、通常床強度とすること。

エ 床面の構造は、次によること。

(ア) プラットホーム式又は通常床式とし、床面は滑りにくい構造とすること。

(イ) 床面の最大縦横勾配は、消防活動等に影響しない程度の表面とすること。

(2) 消防用設備等

消火器を5・(6)・イに示す基準に基づいて設置すること。

(3) 夜間照明設備、転落防止施設、待避場所及び連絡装置

それぞれ5・(2)、(3)(アを除く。)、(5)及び(7)に示す基準に基づいて設置すること。ただし、5・(5)・イの待避場所の広さについては、概ね25平方メートル以上の広さとして差し支えないものとする。

また、境界灯にあっては、地上式のものとする事ができる。

7 屋上出入口の構造等

屋上の出入口は、次の(1)から(5)までに掲げる基準による構造等とするものとする。

(1) 屋上には、建築物内の緊急離着陸場等をできるだけ段差のない通路で連絡した出入口を設置すること。

(2) 屋上の出入口は、避難階段及び非常用エレベーターと有効に通じていること

(3) 屋上の出入口の扉を施錠する場合は、次のいずれかの方法により解錠できること。

ア 電気を用いて施錠管理するものは、通電時施錠型の電気錠で自動火災報知設備の作動と連動して解錠する装置及び防災センター等からの遠隔解錠操作により一斉に解錠できる装置を設けること。

イ 屋内からは容易に破壊できるカバー付きの手元非常解錠装置を設け、屋外からは手動により解錠できる装置を設けること。

ウ その他これと同等の解錠性能を有するものとする事。

(4) 階段室の屋上部分には、附室、前室等緩衝空間を設置すること。

(5) 3次救急医療機関等の屋上出入口は、担架を搬送するために必要な幅員を確保するとともに、担架の積載が可能な非常用エレベーター等に連絡していること。

8 排煙排出口の配置

機械排煙設備の排出口は、排出された煙が消防活動や避難の支障とならないよう配置すること。

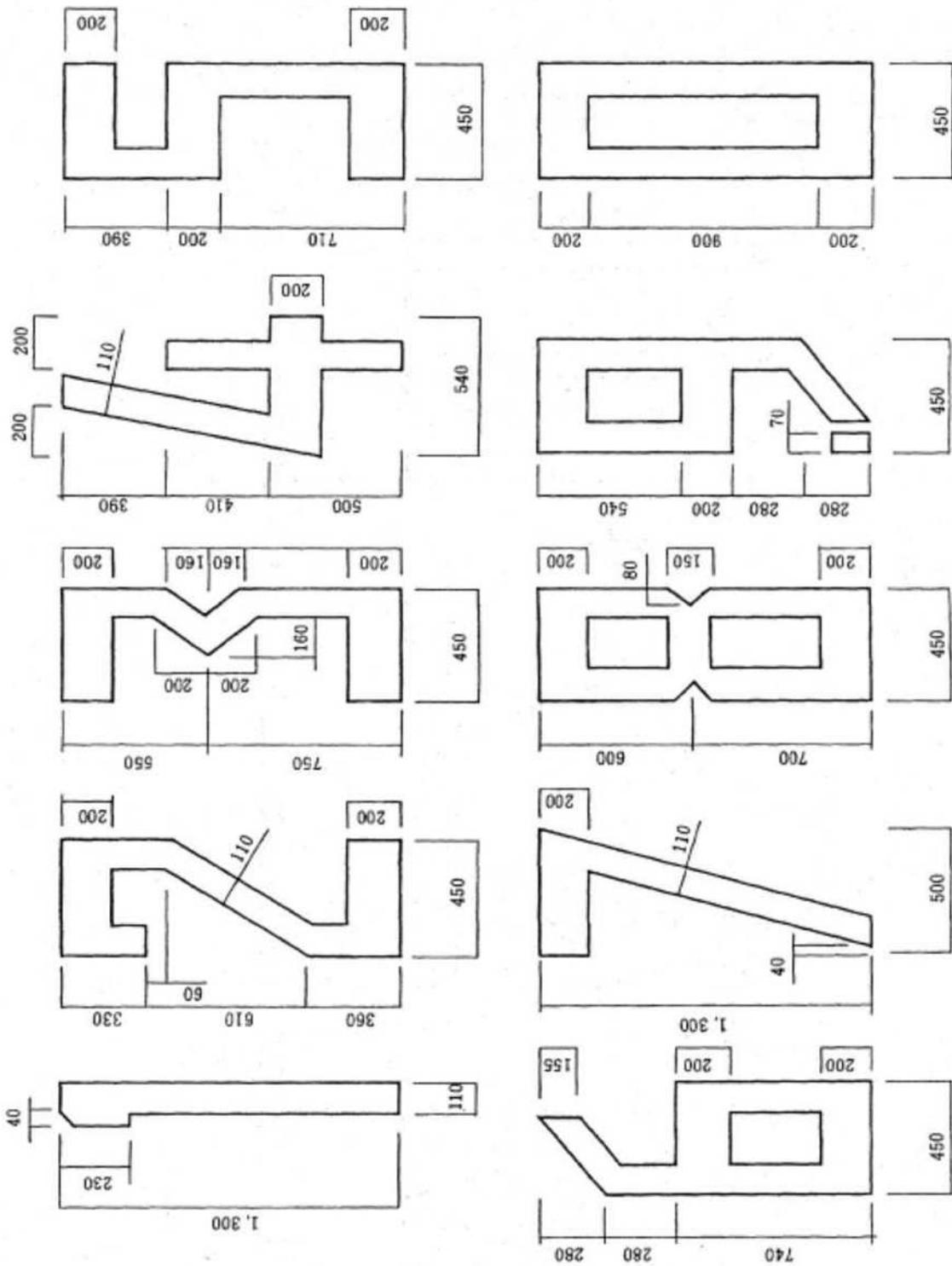
9 非常用エレベーターの屋上着床

非常用エレベーターのある建築物は、棟ごとに1基以上の非常用エレベーター(奥行2メートル以上)が屋上に着床できることとし、当該エレベーターにその旨の表示をすること。ただし、7・(2)の基準を満たし、消防活動上及び救急患者搬送上支障がないと認められる場合は、屋上に着床しないことができる。

10 維持管理

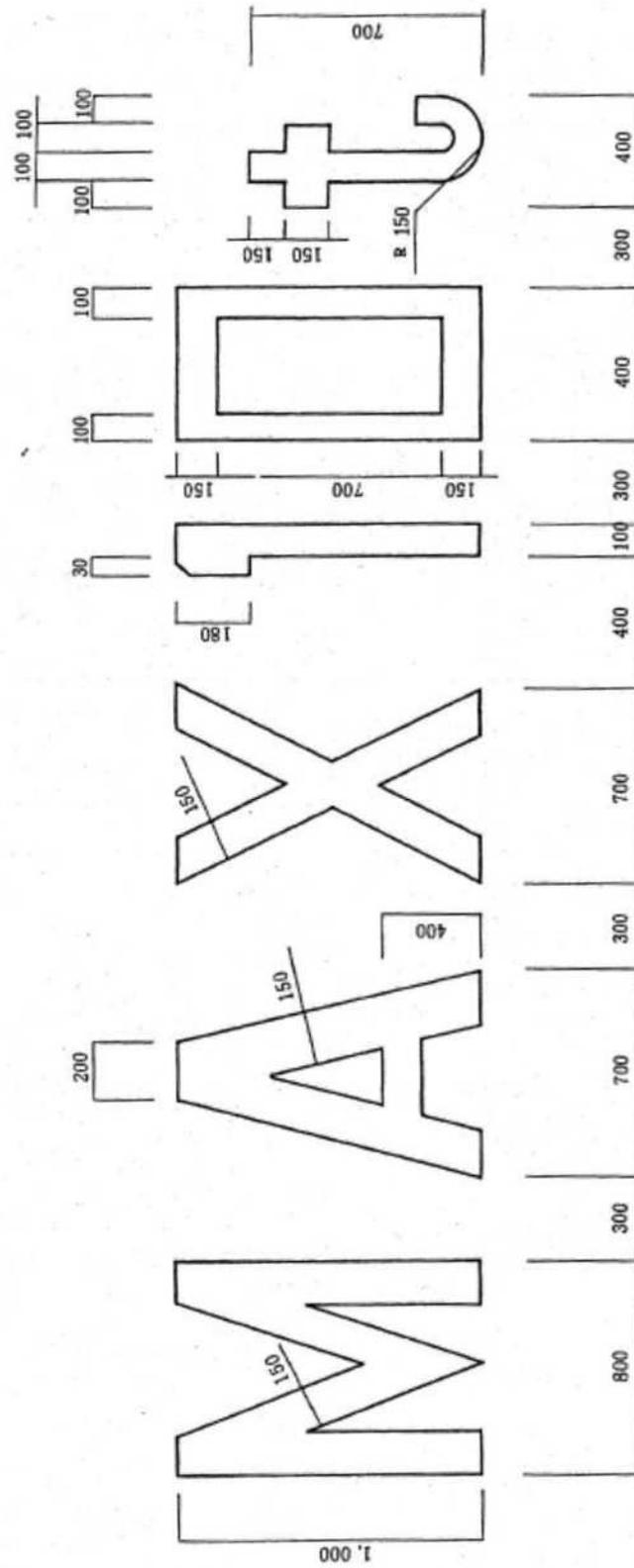
緊急離着陸場等に係る各施設については、消防活動等を行う際に有効に活用で

別図 1 - 2 認識番号図面



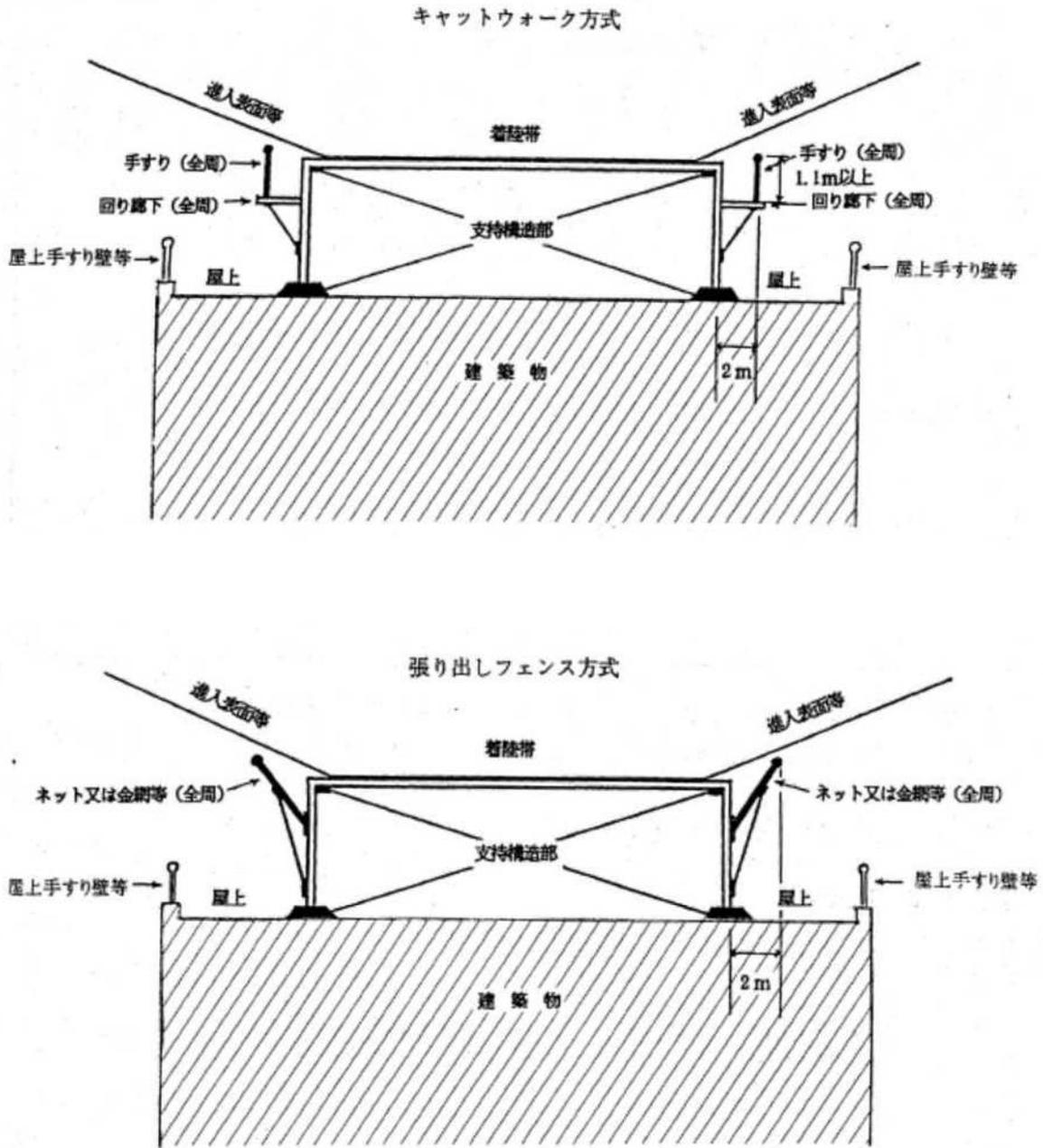
※単位は、ミリメートルとする。

別図 1 - 3



※単位は、ミリメートルとする。

別図 1 - 4 固定式転落防止施設の設置例



別図 1 - 5 可動起立式転落防止施設の操作方法等の表示例

ヘリコプター緊急離着陸場の転落防止用		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> フェンス 手すり 柵 </div>	の起立操作部
1	ヘリコプターが着陸するまでは、○○を起立させないでください。		
2	ヘリコプターが着陸したらこの	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 起立ボタンを押して 起立ハンドルを廻して </div>	○○を起立し してください。 (起立した○○が倒れないようにロックされたことを確認してください。)
3	完全に起立し、ロックされたことが確認された後、緊急離着陸場へ移動してください。		
4	ヘリコプターが着陸するときは、	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 収納ボタンを押して 収納側へハンドルを廻して </div>	○○を収 納してください。

- (備考) 1 文字の大きさは、2センチメートル角の丸ゴシック等とする。
 2 表示は、白地に赤色文字とし、表示(板)の周囲を幅2センチメートル以上の赤枠で囲うこと。
 3 表示(板)の材質は、任意とする。

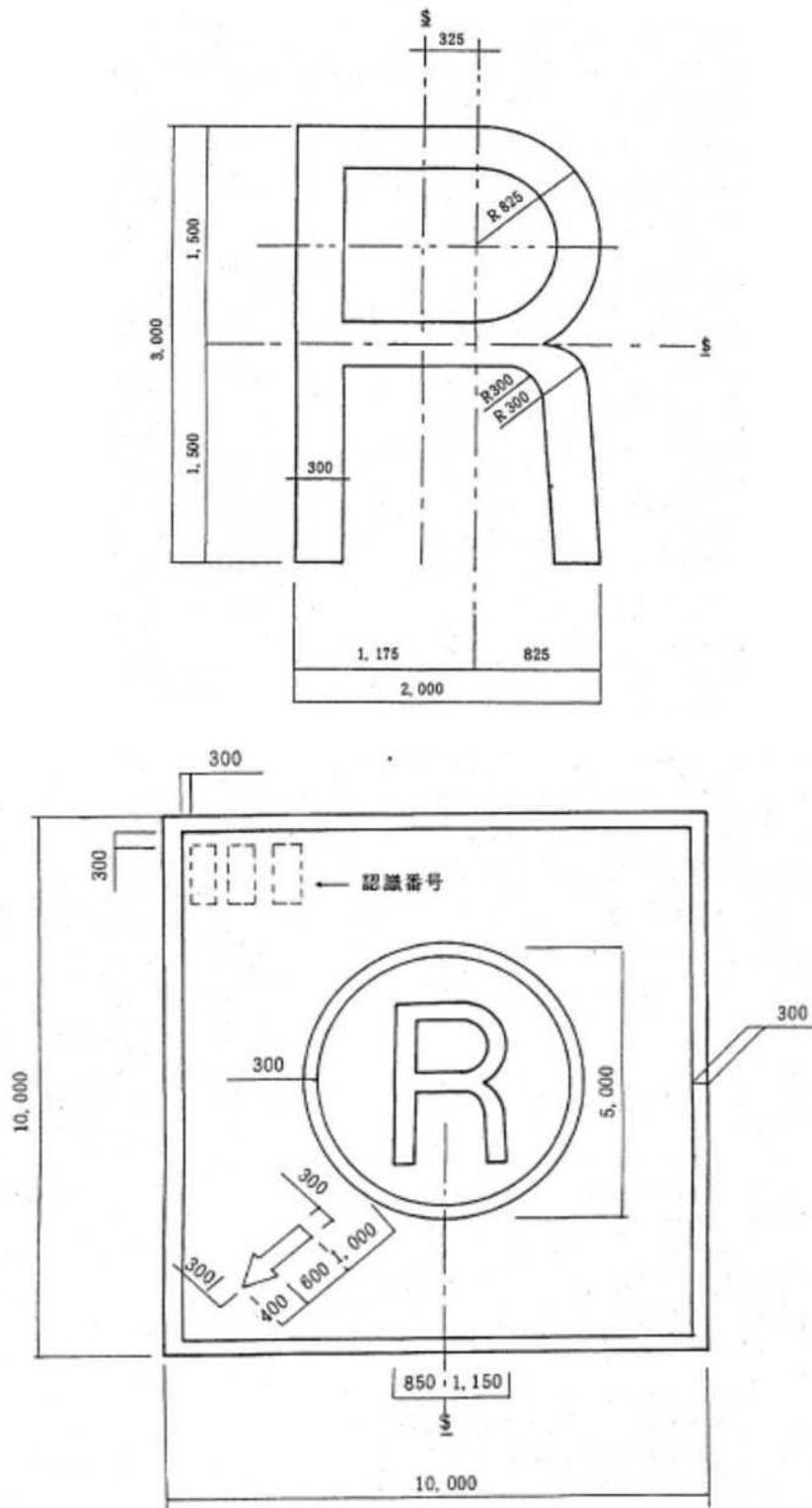
別図 1 - 6 待避標識

緊急用ヘリコプターが接近したら

この場所に待避してください。

- (備考) 1 標識の大きさは、横125センチメートル、縦35センチメートルとする。
 2 文字の大きさは、7.5センチメートル角の丸ゴシック等とする。
 3 標識は、白地に赤枠(幅2センチメートル以上)とし、文字は赤色とする。
 4 標識の材質は、任意とする。

別図 1 - 7 緊急救助用スペース図面



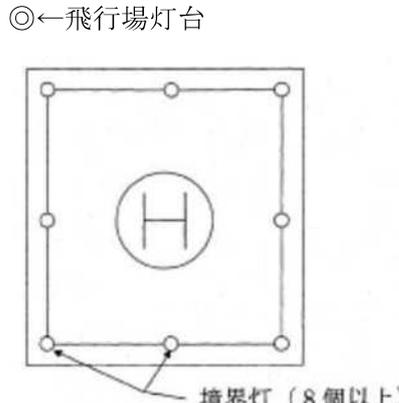
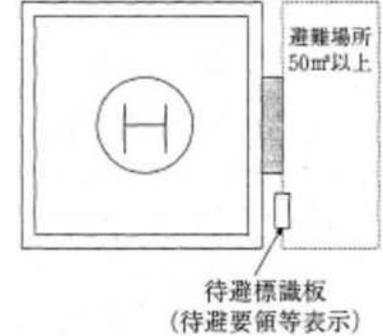
※単位は、ミリメートルとする。認識番号の文字間隔は、300ミリメートルとする。

別図 1 - 8 図解緊急離着陸場等技術基準

(緊急離着陸場その 1)

項目 \ 施設		緊急離着陸場	
		基準の概略	図解
制限表面	進入区域の長さ及び幅	長さは500m以上で、幅は着陸帯から500m離れた地点で、200m以上を確保できること。	
	進入表面の設定方向	原則として直線の2方向とすること。ただし、直線の2方向に設定できない場合は、90度以上の間隔を設け設定できる。	
	進入表面の勾配	進入区域上に勾配8分の1として設定し、当該表面上に物件等が突出していないこと。ただし、建築構造又は周囲の状況からやむをえない場合にあっては、勾配5分の1とすることができる。	
	転移表面の勾配	進入表面の両側に勾配2分の1として右図に示すとおり設定し、当該表面上に物件等が突出していないこと。ただし、建築構造又は周囲の状況からやむをえない場合にあっては、勾配1分の1とすることができる。	
離着陸帯等	大きさ	3次救急医療機関等に設置する場合、原則として24m×24m以上、他の対象物に設置する場合、20m×20m以上とすること。	
	強度	短期荷重としてとらえ、3次救急医療機関等に設置する場合は、13ton、他の対象物に設置する場合は、10ton以上とすること。	
	構造	プラットフォーム式又は通常床式とし、床面は滑り防止策を施すこと。	
	勾配	最大縦横勾配は2%以下とすること。	
	標識及び認識番号等の表示	離着陸帯の外周線、着陸帯の境界線及びⓂの標識並びに離着陸帯内に認識番号、最大許容荷重及び連絡装置の設置方向を黄色(夜光塗料等)で表示すること。	
夜間照明設備 (非常電源付)	飛行場灯台	緊急離着陸場の付近で進入表面及び転移表面上に突出しない範囲に、飛行場灯台を設置すること。(白色の閃光型)	
	境界灯	着陸帯に、埋込式の境界灯を等間隔に8個以上設置すること。	

(緊急離着陸場その2)

施設		緊急離着陸場	
		基準の概略	図解
夜間照明設備 (非常電源付)	着陸区域照明灯	離着陸帯を相はなれた位置から2基以上でふかん照明できるように設置すること。	
	低高度航空障害灯	離着陸帯側面から10m以内の区域で、勾配2分の1の表面から突出した避雷針等の夜間視認が困難な物件に設置すること。 (設置困難な場合には、夜光塗料等でもよい。)	
	夜間照明制御盤	緊急離着陸場の付近に夜間照明制御盤及び防災センター等に遠隔操作盤を設置すること	
	非常電源装置	連続4時間以上の継続供給が可能な自家発電設備を設置すること。	
離着陸帯等	脱落・転落防止施設	航空機の脱落及び要救助者等の転落を防止するための施設を設置すること。 また、当該施設は進入表面及び転移表面から突出しない構造であること。	
	燃料流出防止装置	航空機の搭載燃料が流出した場合、雨水排水口に流れ込まない構造とすること。(ためます、油分離槽、側溝等を利用する方式とし、1,250ℓ以上の容量を確保すること。)	
	待避場所	屋上又は設置した緊急離着陸場周辺にヘリコプターが接近した場合に、要救助者等が待避する場所を設け、待避要領を表示すること。	
	消防用設備等	屋上又は緊急離着陸場付近に連結送水管及び消火器を設置すること。	
	連絡装置	緊急離着陸場の付近に防災センター等と連絡できる非常電話等を設置すること。	
その他	屋上出入口の構造等	屋上出入口は、避難階段、非常用EV等と有効に通じていること。 また、出入口の扉は防災センター等で一括解錠できる装置又は屋外から手動で解錠でき、屋内からも手元非常解錠できる装置を設置すること。	
	排煙排出口	排煙口は、排出された煙が消防活動や避難に支障とならない位置に配置すること。	

(緊急救助用スペースその1)

施設		緊急救助用スペース	
		基準の概略	図解
制限表面	進入区域の長さ及び幅	長さは500m以上で、幅は緊急救助用スペースから500m離れた地点で、200m以上を確保できること。	
	進入表面の設定方向	原則として直線の2方向とすること。ただし、直線の2方向に設定できない場合は、90度以上の間隔を設け設定できる。	
	進入表面の勾配	進入区域上に勾配3分の1として設定し、当該表面上に物件等が突出していないこと。	
	転移表面の勾配	進入表面の両側に勾配1分の1として右図に示すとおり設定し、当該表面上に物件等が突出していないこと。ただし、上記の進入表面及び転移表面がとれない場合は、状況により進入表面及び転移表面を最高5mまで垂直方向に移行することができる。	
離着陸帯等	大きさ	原則として10m×10m以上とすること。	
	強度	通常床強度とすること。	
	構造	プラットホーム式又は通常床式とし、床面は滑り防止策を施すこと。	
	勾配	災害活動に影響しない程度の表面であること	
	標識及び認識番号等の表示	緊急救助用スペースの境界線及びRの標識並びに緊急救助用スペース内に認識番号及び連絡装置の設置方向を示す矢印を黄色(夜光塗料等)で表示すること。	
夜間照明設備 (非常電源付)	飛行場灯台	緊急救助用スペースの付近で進入表面及び転移表面上に突出しない範囲に、飛行場灯台を設置すること。(白色の閃光型)	
	境界灯	緊急救助用スペースに、埋込式又は地上型の境界灯を等間隔に8個以上設置すること。	

(緊急救助用スペースその2)

施設 項目		緊急救助用スペース	
		基準の概略	図解
夜間照明設備 (非常電源付)	着陸区域照明灯	緊急救助用スペースを相はなれた位置から2基以上でふかん照明できるように設置すること。	
	低高度航空障害灯	緊急救助用スペース側面から10m以内の区域で、勾配2分の1の表面から突出した避雷針等の夜間視認が困難な物件に設置すること。 (設置困難な場合には、夜光塗料等でもよい。)	
	夜間照明制御盤	緊急救助用スペースの付近に夜間照明制御盤及び防災センター等に遠隔操作盤を設置すること	
	非常電源装置	連続4時間以上の継続供給が可能な自家発電設備を設置すること。	
離着陸帯	転落防止施設	要救助者等の転落を防止するための施設を設置すること。 また、当該施設は進入表面及び転移表面から突出しない構造であること。	
	待避場所	屋上又は設置した緊急救助用スペースにヘリコプターが接近した場合に、要救助者等が待避する場所を設け、待避要領を表示すること。	
その他	消防用設備等	屋上又は緊急救助用スペース付近に消火器を設置すること。	
	連絡装置	緊急救助用スペースの付近に防災センター等と連絡できる非常電話等を設置すること。	
その他	屋上出入口の構造等	屋上出入口は、避難階段、非常用EV等と有効に通じていること。 また、出入口の扉は防災センター等で一括解錠できる装置又は屋外から手で解錠でき、屋内からも手元非常解錠できる装置を設置すること。	
	排煙排出口	排煙口は、排出された煙が消防活動や避難に支障とならない位置に配置すること。	

第2 緊急離着陸場等に関する検査実施要領

1 検査の一般事項

- (1) 外観検査は、緊急離着陸場等の設置位置、構造、設備及び表示について確認すること。
- (2) 機能検査は、外観検査終了後、各設備等について機能を確認すること。
なお、非常電源による機能検査は、原則として建築物全体の消防用設備等の検査時に併せて実施するものとする。
- (3) 設置届等が検査した結果と相違するときは、改修の措置を講ずるよう指導すること。ただし、軽微な事項については、添付図書の訂正・押印をもってこれに替えることができる。
- (4) 検査は関係者立会のもとに実施し、関係者と相互に記録を確認できる方策を講ずること。
- (5) 検査終了後、すべての設備等を正常時に復すること。

2 制限表面(制限表面とは、進入表面及び転移表面をいう。以下同じ。)

外観検査(概略目視検査)で次の事項について確認する。

(1) 進入表面

緊急離着陸場等の設備及び周辺の構造物等が、緊急離着陸場にあっては8分の1の勾配(建築構造又は周辺状況等でやむをえない場合5分の1勾配)、緊急救助用スペースにあっては、3分の1勾配の表面上に突出していないこと。

(2) 転移表面

緊急離着陸場等の設備及び周辺の構造物等が、緊急離着陸場にあっては2分の1の勾配(建築構造又は周辺状況等でやむをえない場合1分の1勾配)、緊急救助用スペースにあっては、1分の1勾配の表面上に突出していないこと。

(3) 垂直移行制限表面

制限表面を最高5メートル上方に垂直移行して設置された緊急救助用スペースにあっては、周辺の構築物等が、上方に垂直移行した面を基準に設定された進入表面及び転移表面の勾配の表面上に突出していないこと。

3 離着陸帯等

外観検査で次の事項について確認する。

(1) 大きさ

緊急離着陸場等の大きさは、設置届等に記載された大きさであること。

(2) 強度

緊急離着陸場の強度は、使用するヘリコプターの離着陸に耐えうる堅固な強度であること。(最大許容荷重を設置届等の強度計算書で確認する。)ただし、緊急救助用スペースにあっては通常の屋上強度で支障ない。

(3) 構造

離着陸帯等の構造は、プラットホーム式又は通常床式であって、床面が滑りにくいものであること。なお、プラットホーム式緊急救助用スペースにあつて

は、開口率の少ないパンチングメタル等(人の歩行に支障とならないパンチングの間隔、大きさであること。)であれば支障ないものとする。

(4) 勾配

緊急離着陸場の勾配は、雨水等が溜まらないよう2パーセント以下の勾配(概略目視)が施されていること。

(5) 標識及び表示

緊急離着陸場の標識及び表示は、設置指導基準又は設置届等にも示されたとおりの大きさであって、黄色の夜光塗料等により標識及び表示が施されているか、次の事項について確認する。

ア 緊急離着陸場

- (ア) ㊦の標識・・・・・・・・・・設置指導基準に示された寸法
- (イ) 離着陸帯の外周線・・・・・・・・・・設置指導基準に示された大きさ
- (ロ) 着陸帯の境界線・・・・・・・・・・設置指導基準に示された大きさ
- (ハ) 認識番号・・・・・・・・・・3桁の番号
- (ニ) 最大許容荷重・・・・・・・・・・「MAX13t」又は「MAX10t」の表示
- (ホ) 連絡装置の設置方向を示す矢印・設置指導基準に示された寸法

イ 緊急救助用スペース

- (ア) ㊦の標識・・・・・・・・・・設置指導基準に示された寸法
- (イ) 緊急救助用スペースの境界線・・設置指導基準に示された大きさ
- (ロ) 認識番号・・・・・・・・・・3桁の番号
- (ハ) 連絡装置の設置方向を示す矢印・設置指導基準に示された寸法

4 夜間照明設備(非常電源を含む。)

(1) 外観検査

夜間照明設備は、型式認定を受けた灯器又はこれと同等以上のものでヘリコプターの進入に障害とならない位置に堅固で確実に設置されているか、次の事項について確認する。

ア 飛行場灯台

緊急離着陸場等の付近でヘリコプターの進入に妨害とならない位置(離着陸帯外とする。)に(回転する飛行場灯台にあつては灯光光源の中心が水平面から角度2～8度上方(パラペット等の上端部以上)に向くように固定されていること。)設置されていること。

イ 境界灯

- (ア) 緊急離着陸場にあつては、埋込式で着陸帯の境界線上に等間隔で8個以上設置されていること。
- (イ) 緊急救助用スペースにあつては、埋込式又は地上型で緊急救助用スペースの境界線上に等間隔で8個以上設置されていること。

ウ 着陸区域照明灯

緊急離着陸場等を有効に照明できる位置で、灯光光源の中心軸が下向きに

なるよう確実に固定され設置届等に記載された数が設置されていること。

エ 低光度航空障害灯

(ア) 離着陸帯側面又は緊急救助用スペース側面から10メートル以内で勾配2分の1の表面上に突出している物件（アンテナ等）に設置されていること。

(イ) 低光度航空障害灯の設置が困難な部分（避雷針等）は、夜光塗料及び反射塗料が10センチメートル幅で、交互に帯状に塗色されていること。

オ 風向灯（吹流しを含む。）（設置されている場合に限る。）

(ア) 緊急離着陸場等の近傍で風の流れが構築物等の影響をうけない場所に、堅固で確実に固定されて設置されていること。

(イ) 吹流し本体は、保守管理が容易に実施できるよう取り付けられていること。

カ 夜間照明制御盤

(ア) 緊急離着陸場等への連絡通路（階段）付近で、避難等の障害とならない場所に設置されていること。

(イ) 雨水等のかかるおそれのある場所にあつては、雨水等の侵入防止措置が講じられていること。

(ウ) 制御盤には、「ヘリコプター用夜間照明制御盤」である旨の表示がなされていること。

(エ) 防災センター等の遠隔操作盤には、(ウ)に準じた表示がなされていること。

キ 非常電源装置

(ア) 連続4時間以上の電源が継続供給可能な自家発電設備であること。
(燃料タンク容量の確認を含む。)

(イ) 非常電源装置からの配線は、耐火電線若しくは耐火構造とした主要構造部に埋設する等これと同等以上の耐火性能のある方法で保護されていること。

(2) 機能検査

機能検査は、設置されたすべての夜間照明灯器が、緊急離着陸場等の近傍に設置された夜間照明制御盤の操作及び防災センター等の遠隔操作盤による操作並びに非常電源による自動切替点灯において、適正に作動・点灯するかどうかを次の事項について確認する。

なお、当該検査では各照明灯器の球切れがなく、かつ、著しく明るさが低いものでないことの確認のみとし、照度の測定は要しないものとする。

また、電源回路及び操作回路の絶縁抵抗検査等は、消防用設備等の試験基準第28配線により行うこと。

ア 飛行場灯台

(ア) 飛行場灯台の灯光は、水平面を含む上方すべての方向から視認でき、航空空白の閃光であること。

(イ) 飛行場灯台の閃光回数は、1分間に30～60回の範囲内であること。

イ 境界灯

境界灯の灯光は、航空黄の不動光で、光源の中心を含む水平面から上方最小限30度までのすべての角度から視認できること。

ウ 着陸区域照明灯

着陸区域照明灯の灯光は航空可変白の不動光で、緊急離着陸場等の全面をふかん照明できること。

エ 低光度航空障害灯

低光度航空障害灯の灯光は航空赤の不動光で、光源の中心を含む水平面下15度より上方のすべての方向から視認できること。

オ 風向灯（吹流しを含む。）（設置されている場合に限る。）

風向灯の照明は、吹流しの指示する方向が明瞭に視認できる明るさを有するものであること。

カ 夜間照明制御盤

(ア) ランプチェック機能があるものにあつては、チェックボタンを押すことにより夜間照明制御盤内に取り付けてある各照明灯器を表示したランプが正常に点灯すること。

(イ) 「遠方」・「手元」切替機能がある制御盤の場合

a 夜間照明制御盤の切替スイッチを「遠方」（防災センター側）にし、防災センター等の遠隔操作盤のスイッチ操作によって各照明灯器が一斉に点灯・消灯すること。

b 防災センター等の遠隔操作盤のスイッチが「点灯」の状態では夜間照明制御盤の切替スイッチを「手元」（夜間照明制御盤側）にした場合、夜間照明制御盤のスイッチ操作によって各照明灯器が一斉に消灯・点灯すること。

c 夜間照明制御盤の切替スイッチは、常時「遠方」にしてあること。

(ロ) 「遠方」・「手元」切替機能がない制御盤の場合は後押し優先機能を有し、次の操作ができること。

a 防災センター等の遠隔操作盤のスイッチ操作によって各照明灯器が一斉に点灯・消灯すること。

b 防災センター等の遠隔操作盤のスイッチ操作によって点灯した各照明灯器が夜間照明制御盤のスイッチ操作によって一斉に消灯・点灯すること。

(ハ) 常用電源によって点灯している各照明灯器を非常電源に切り替えた場合、自動切替・自動点灯すること。

また、非常電源から常用電源に切り替えた場合にも自動復旧・自動点灯すること。

5 脱落・転落防止施設等

(1) 外観検査

ア 脱落防止施設（緊急救助用スペースを除く。）

プラットフォーム式の緊急離着陸場にあつては、ヘリコプターの脱落防止として高さ及び幅ともに10センチメートル程度のブロック（車輪止め）が離着陸帯の外周に堅固に固定して設けられていること。

イ 転落防止施設

(ア) 緊急離着陸場等の外周に有効な高さ（設置届等に記載された高さであること。）を有する転落防止用フェンス等が、制限表面から突出しない位置又は方法（キャットウォーク方式又は張り出しフェンス方式等）で堅固で確実に取り付けられていること。ただし、広い屋上に設けられた通常床式緊急離着陸場等の場合は当該屋上の転落防止用フェンス等が制限表面から突出せず、堅固に設置されていれば支障ないものとする。

(イ) 可動起立式の転落防止用フェンス等にあつては、操作方法等の表示がなされ、起立後、堅固で確実に固定される機構を有していること。

(ロ) 可動起立式の操作部は適切な場所・位置であり、操作部には設置指導基準に示された表示が設けられていること。

ウ 燃料流出防止施設（緊急救助用スペースを除く。）

(ア) 有効な床面の勾配と側溝が設けられていること。なお、側溝には、床面との高低差のないグレーチング等（人の歩行に支障ない隙間を有するものであること。）の蓋が取り付けられていること。

(イ) 側溝に集合配管が接続されており、配管の先端は合計1,250リットル以上の容量のためます又は合計1,250リットル以上の油層の容量を確保できる油分離槽に確実に結合されていること。ただし、1か所で1,250リットル以上の確保が困難な場合、625リットルのものが2個以上設置してであれば支障ないものとする。

(ロ) ためますには、燃料流出防止弁が取り付けられていること。なお、緊急離着陸場への待避場所付近にためますの燃料流出防止弁の取扱要領を表示した表示（板）が設置されていること。

(ハ) 油分離槽にあつては、常時水が張られていること。

エ 待避場所

(ア) 緊急離着陸場等が通常床式の場合は、屋上への階段等の出口と緊急離着陸場等の間で、階段等に近い側に設けられていること。

(イ) 緊急離着陸場等がプラットフォーム式の場合は、屋上への階段等の出口と屋上から緊急離着陸場等へ至る階段等の間で、緊急離着陸場等への階段等に近い屋上部分に設けられていること。

(ロ) 緊急離着陸場等と屋上部分との高低差が5メートルを超える場合は、緊急離着陸場等の床面から1.5メートル程度低い位置に堅固な床等を設けて

設置されていること。

- (エ) 待避場所の広さは、緊急離着陸場にあつては概ね50平方メートル以上、緊急救助用スペースにあつては概ね25平方メートル以上の広さであること。
- (カ) 屋上部分と待避場所及び緊急離着陸場等の間を有効に行き来でき、担架等の搬送が容易にできる幅員及びゆるやかな勾配の階段等が設置されていること。
- (ク) 待避場所には、設置指導基準で示されている待避要領等を表示した待避標識が設置されていること。

(2) 機能検査（可動起立式の転落防止施設に限る。）

- ア スイッチ又はハンドルの操作により確実かつ一斉に起立・収納ができること。
- イ 起立後、ロック機構により堅固に固定されること。
- ウ 電動機によるものにあつては、非常電源に切り換えた場合においても上記ア及びイが確実にできること。

6 消防用設備等

(1) 消防用設備

ア 連結送水管

消防用設備等の試験基準第21連結送水管によるほか、次の事項について確認する。

(ア) 外観検査

a 放水口

- (a) 結合金具は、呼称65Aの差込式の差し口であること。
- (b) 設置場所は、直通階段、非常用エレベーターの乗降ロビー又は階段の出入口から容易に識別できる位置で、かつ、緊急離着陸場等に近い位置に設けられていること。ただし、階段等の出入口から5メートル以上離れているものは、その旨の誘導標識が階段等の出入口から見やすい位置に設けられていること。
- (c) 放水口である旨の表示がされていること。
- (d) 放水口格納箱の扉は容易に開閉でき、放水口開閉弁の口金にホース結合金具の着脱が容易で、かつ、ハンドルの開閉が行いやすいように取り付けられていること。
- (e) 赤色の位置表示灯が上部に設けられていること。

b 放水用器具等

- (a) ホース格納箱は、放水口格納箱と兼用するか又は放水口の直近に設けられていること。
- (b) 格納箱には「放水器具格納箱」（放水口兼用の場合は「放水口」を併記）である旨の表示が施されていること。

- (c) 格納箱の扉は容易に開閉できること。
- (d) 格納箱には、呼称65Aの20メートルホース2本以上（離着陸帯を有効に包含できる数）と筒先1本が格納されていること。
- (e) 筒先は呼称65Aの結合器具（受け口）を有する筒先で、噴霧切り替えができるものであること。

(1) 機能検査

a 検査方法

- (a) 消防自動車からの送水用ホースを送水口に接続する。
- (b) 放水口に、所要のホースと筒先を接続し放水体制をとる。
- (c) 消防自動車から送水を開始し、送水圧力0.5メガパスカル、0.7メガパスカル、1メガパスカルと順次圧力を上げ、放水部における圧力を測定する。
- (d) 加圧送水装置が設けられている場合は、(a)から(c)によるほか、送水開始後加圧送水装置を起動（非常電源による起動を含む。）させ、同様に放水圧を測定する。

なお、この場合、消防自動車からの送水圧力は、加圧送水装置の許容押し込み圧力を超えないよう注意すること。

b 合否の判定

- (a) 筒先からの放水圧力が0.35メガパスカル以上であること。
- (b) 配管、弁等からの水漏れがないこと。
- (c) 加圧送水装置の起動及び圧力等は適正であること。

イ 消火器

消防用設備等の試験基準第1消火器によるほか、外観検査で次の事項について確認する。

(7) 設置場所及び設置個数

- a 設置場所は、屋上又は緊急離着陸場等の付近で避難等の障害にならない場所であること。
- b 8リットル以上の泡又は強化液消火器若しくはこれと同等以上の性能を有する水系の消火器が2本以上設置されていること。

(1) 消火器本体及び格納箱

- a 消火器本体は検定品であり、各部に変形、損傷等がないこと。
- b 消火薬剤の漏れ等がないこと。
- c 耐震措置を要する消火器は転倒防止等の措置が施されていること。
- d 雨水等のかかるおそれのある場所にあつては、雨水等の侵入防止措置を講じた格納箱に収納され、かつ、容易に取り出しができること。
- e 格納箱には「消火器」である旨の表示が施されていること。

(2) 非常連絡装置

ア 外観検査

- (ア) 非常連絡装置として非常電話等が、緊急離着陸場等に表示された連絡装置の設置方向を示す矢印の方向で、かつ、わかりやすい位置に設置されていること。
- (イ) 雨水等のかかるおそれのある場所にあつては、雨水等の侵入防止措置を講じた格納箱に収納されて設けられていること。
- (ウ) 格納箱には、「非常電話」である旨の表示が施されていること。

イ 機能検査

- (ア) 非常電話等は、緊急離着陸場等と防災センター等の双方から直通で容易に呼出し及び通話ができること。
- (イ) 非常電源に切り替えた場合においても緊急離着陸場等と防災センター等の双方から直通で容易に呼出し及び通話ができること。

7 その他

(1) 屋上出入口の構造等

ア 外観検査

- (ア) 屋上出入口は、緊急離着陸場等とできるだけ段差のない通路で連絡されていること。
- (イ) 屋上出入口は、避難階段、非常用エレベーター等と有効に通じていること。
- (ウ) 屋上出入口の扉の錠は、次のいずれかの装置によるものであること。
 - a 電気を用いて施錠管理するものは、通電時施錠型の電気錠で自動火災報知設備の作動と連動して解錠する装置及び防災センター等からの遠隔解錠装置により一斉に解錠できる装置が設けられていること。
 - b 手動により施錠管理するものは、屋内からは容易に破壊できるカバー付きの手元非常解錠装置、屋外からは手動により解錠できる装置が設けられていること。
 - c その他のこれらと同等の解錠性能を有する装置が設けられていること。

イ 機能検査

- (ア) 屋上出入口の扉で電気を用いて施錠管理するものにあつては、自動火災報知設備の作動及び防災センター等のスイッチ操作で一括解錠できること。

また、非常電源に切り替えた場合においても同様に解錠できること。

- (イ) 屋上出入口の扉で手動により管理するものにあつては、屋内からは手元非常解錠装置の操作、屋外からは手動により容易に解錠できること。

(2) 排煙排出口

排煙排出口は、ヘリコプターの進入、離着陸、消防活動及び避難等に支障のない位置、場所に設置されていること。

第3 緊急離着陸場等に関する点検実施要領

1 付帯設備等の種類及び点検者の資格等

緊急離着陸場等における各種付帯設備等の種類は次のとおりとし、それぞれの設備等に対する点検者の資格については、次によることが望ましいものとする。

- (1) 夜間照明設備・・・・・・・・・・電気工事士（1種又は2種）
又は電気主任技術者（1種、2種又は3種）
若しくはこれらの設備に精通した者
- (2) 転落防止施設・・・・・・・・・・電気工事士（1種又は2種）
（電動機による可動起立式） 又は電気主任技術者（1種、2種又は3種）
若しくはこれらの設備に精通した者
- (3) 消火施設
 - ア 消火器・・・・・・・・・・乙種第6類消防設備士
又は第1種消防設備点検資格者
 - イ 連結送水管・・・・・・・・・・甲種若しくは乙種第1類、第2類消防設備士
又は第1種消防設備点検資格者
- (4) 非常連絡装置・・・・・・・・・・甲種若しくは乙種第4類消防設備士
又は第2種消防設備点検資格者
若しくはこれらの設備に精通した者
- (5) 電気錠装置・・・・・・・・・・電気工事士（1種又は2種）
又は電気主任技術者（1種、2種又は3種）
若しくはこれらの設備に精通した者

なお、上記以外の項目については、資格の有無を問わず防火対象物の関係者等が点検を実施して差し支えないものとする。

2 点検の期間等

項目ごとの点検報告の期間は、次によるものとする。

- (1) 外観点検及び機能点検は6か月ごと、総合点検は1年ごとを原則とする。
- (2) 点検結果の報告は、特定防火対象物にあっては1年に1回、その他の防火対象物にあっては3年に1回、予防課へ報告することが望ましいものとする。

3 点検の実施及び報告要領等

- (1) 点検実施要領は、別添点検実施要領のとおりとする。ただし、消火器、連結送水管、自家発電設備及び配線の点検実施要領は、「消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等の点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件(昭和50年10月16日付け消防庁告示第14号)」（以下「告示第14号」という。）別表第1消火器具の点検の基準、別表第20連結送水管の点検の基準、別表第24自家発電設備の点検の基準及び別表第26配線の点検の基準並びに「消防設備等の点検要領の全部改正について(平成14年6月11日付け消防予第172号)」第1消火器具、第20連結送水管、第24自家発電設備及び第26配線の各点検要領により点検を実施するものとする。

- (2) 点検結果の記入様式は、様式3-1「緊急離着陸場等点検票」のとおりとする。ただし、消火器、連結送水管、自家発電設備及び配線の点検票の様式は、告示第14号別記様式第1消火器具の点検票、別記様式第20連結送水管の点検票、別記様式第24自家発電設備の点検票及び別記様式第26配線の点検票によるものとする。
- (3) 点検結果を予防課へ報告する場合の様式は、平成16年消防庁告示第9号別記様式第1「消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告書」によるものとし、点検結果を記入した前記(2)の各別記様式を添付するものとする。ただし、別記様式第1、別記様式第20、別記様式第24及び別記様式第26については、防火対象物の点検結果報告に含めて報告されている場合は、省略することができる。
- (4) 前記1 付帯設備等の種類のうち、(1)、(2)、(3)イ、(4)及び(5)に付置される非常電源の点検については、防火対象物の消防用設備等の点検に合わせて実施してもよいものとする。

点検実施要領

第1 外観点検

1 離着陸帯等

(1) 点検方法

目視により次の項目について確認する。

- ア 進入表面及び転移表面
- イ 離陸帯の外周線及び境界線
- ウ ㊦又は㊧の標識
- エ 認識番号の表示
- オ 最大許容荷重の表示
- カ 非常連絡装置の設置方向を示す矢印
- キ 床面の状況

(2) 判定方法

- ア 進入表面及び転移表面の基準勾配から突出した構築物等が無いこと。
- イ 標識及び表示のペイント等にはく離がなく、鮮明であること。
- ウ 床面は、離着陸や救助活動の障害になるようなものが無く、かつ、滑りにくいものであること。

2 待避場所

(1) 点検方法

- ア 待避要領を表示した標識が鮮明であるかどうかを目視により確認する。
- イ 待避場所及び避難経路上に障害物がないことを目視により確認する。

(2) 判定方法

- ア 待避要領を表示した標識が鮮明であること。
- イ 待避場所及び避難経路上に避難の障害となるようなものが無いこと。

3 夜間照明設備

(1) 飛行場灯台

ア 点検方法

- (ア) 固定及び取付けの状態に異常が無いかどうかを目視及びスパナ等で締付けを行う等により確認する。
- (イ) 変形、腐食及びパッキンの老化等が無いかどうかを目視により確認する。

イ 判定方法

- (ア) 取付けにゆるみ、がたが無く堅固に取り付けられていること。
- (イ) 打こん等の損傷、塗装のはく離及び腐食等が無いこと。
- (ウ) 雨水等の浸入防止用のパッキンに老化等が無いこと。
- (エ) 回転する灯台にあっては、その回転光軸部分が2～8度の仰角で取り付けられていること。

(2) 境界灯

ア 点検方法

(ア) 固定及び取付けの状態に異常が無いかどうかを目視及びスパナ等で締付けを行う等により確認する。

(イ) 変形、腐食及びパッキンの老化等が無いかどうかを目視により確認する。

イ 判定方法

(ア) 取付けにゆるみ、がたが無く堅固に取り付けられていること。

(イ) 打こん等の損傷、塗装のはく離及び腐食等が無いこと。

(ウ) 雨水等の浸入防止用パッキンに老化等が無いこと。

(3) 着陸区域照明灯

ア 点検方法

(ア) 固定及び取付けの状態に異常が無いかどうかを目視及びスパナ等で締付けを行う等により確認する。

(イ) 変形、腐食及びパッキンの老化等がないかどうかを目視により確認する。

イ 判定方法

(ア) 取付けにゆるみ、がたが無く堅固に取り付けられていること。

(イ) 打こん等の損傷、塗装のはく離及び腐食等が無いこと。

(ウ) 雨水等の浸入防止用パッキンに老化等が無いこと。

(エ) 灯光軸の中心が緊急離着陸場等の中央に向くように取り付けてあること。

(4) 風向灯(吹き流しを含む。ただし、設置されている場合に限る。)

ア 点検方法

(ア) 固定及び取付けの状態に異常が無いかどうかを目視及びスパナ等で締付けを行う等により確認する。

(イ) 変形、腐食及びパッキンの老化等が無いかどうかを目視により確認する。

イ 判定方法

(ア) 取付けにゆるみ、がたが無く堅固に取り付けられていること。

(イ) 打こん等の損傷、塗装のはく離及び腐食等が無いこと。

(ウ) 雨水等の浸入防止用パッキンに老化等が無いこと。

(エ) 吹き流しは、老化等による損傷が無いこと。

ウ 留意事項

吹き流しに老化等の損傷がある場合は、交換すること。

(5) 低光度航空障害灯(代替の夜光塗料等による塗料を含む。)

ア 点検方法

(ア) 固定及び取付けの状態に異常が無いかどうかを目視及びスパナ等で締付けを行う等により確認する。

(イ) 変形、腐食及びパッキンの老化等が無いかどうかを目視により確認する。

イ 判定方法

(ア) 取付けにゆるみ、がたが無く堅固に取り付けられていること。

(イ) 打こん等の損傷、塗装のはく離及び腐食等が無いこと。

- (ウ) 雨水等の浸入防止用パッキンに老化等が無いこと。
- (エ) 低光度航空障害灯の取付けが困難で夜光塗料等を塗色したものにあっては、夜光塗料等にはく離等が無く、鮮明であること。

(6) 夜間照明制御盤

ア 点検方法

- (ア) 固定及び取付けの状態に異常が無いかどうかを目視及びスパナ等で締付けを行う等により確認する。
- (イ) 変形又は雨水、塵等の浸入が無く、扉の開閉が確実にできるかどうかを目視及び開閉操作により確認する。
- (ウ) 鮮明に表示がなされているかどうかを目視により確認する。

イ 判定方法

- (ア) 取付けにゆるみ、がたが無く堅固に取り付けられていること。
- (イ) 変形、損傷及び著しい腐食等が発生していないこと。
- (ウ) 制御盤内に雨水等の滞留が無いこと。
- (エ) 扉の開閉が確実にできること。
- (オ) 夜間照明制御盤である旨の表示が鮮明であること。

4 脱落・転落防止施設等

(1) 脱落防止施設

ア 点検方法

脱落防止ブロック等の固定及び取付けの状態に異常が無いかどうかを目視により確認する。

イ 判定方法

脱落防止ブロック等に破損、亀裂等が無く、堅固に取り付けられていること。

(2) 転落防止施設

ア 点検方法

- (ア) 固定式又は可動起立式の手すり等の取付け状態に異常が無いかどうかを目視により確認する。
- (イ) 変形及び腐食等が無いかどうかを目視により確認する。
- (ウ) 可動起立式の手すり等にあつては、ロック機構に変形等が無いかどうかを目視により確認する。
- (エ) 可動起立式の操作部である旨及び操作方法等の表示が鮮明になされているかどうかを目視により確認する。

イ 判定方法

- (ア) 手すり等の取付けにゆるみ、がたが無く堅固に取り付けられていること。
- (イ) 手すり等に変形、損傷及び著しい腐食等が無いこと。
- (ウ) 可動起立式の手すり等にあつては、操作部である旨及び操作方法等の表示が鮮明であり、ロック機構に変形等が無いこと。

(3) 燃料流出防止施設

ア 点検方法

- (ア) 堤体(脱落防止ブロック兼用等)にひび割れ、隙間等が無いかどうかを目視により確認する。
- (イ) 側溝、配管につまり等が無く、かつ、配管の結合部にゆるみが無いかどうかを目視及びスパナ等で締付けを行う等により確認する。
- (ウ) ためますに亀裂、腐食及び錆等が無く、かつ、雨水が溜まっていないかどうかを目視により確認する。
- (エ) ためますの燃料流出防止弁に錆等が無いかどうかを目視により確認する。
- (オ) 燃料流出防止弁の取扱説明表示が鮮明であるかどうかを目視により確認する。
- (カ) 油分離槽に亀裂、腐食及び錆等が無く、かつ、水が必要量張られていることを目視により確認する。

イ 判定方法

- (ア) 堤体(脱落防止ブロック兼用等)にひび割れ、隙間等が無いこと。
- (イ) 側溝、配管につまり等が無いこと。
- (ウ) 配管の結合部にゆるみが無いこと。
- (エ) ためますに亀裂、腐食及び錆等が無く、かつ、雨水が溜まっていないこと。
- (オ) ためますの燃料流出防止弁に錆等が無く開閉が容易であること。
- (カ) 燃料流出防止弁の取扱説明表示が鮮明であること。
- (キ) 油分離槽に亀裂、腐食及び錆等が無く、かつ、水が必要量張られていること。

5 非常連絡装置

(1) 格納箱

ア 点検方法

- (ア) 変形、腐食及び塵等の浸入が無く、扉の開閉が確実にできるかどうかを目視及び開閉操作により確認する。
- (イ) 非常連絡装置である旨の表示が鮮明であるかどうかを目視により確認する。

イ 判定方法

- (ア) 変形、損傷及び著しい腐食等が発生していないこと。
- (イ) 格納箱の内部に塵、水等が浸入していないこと。
- (ウ) 扉の開閉が確実にできること。
- (エ) 表示に汚損等が無く、鮮明であること。

(2) 電話機等

ア 点検方法

変形、損傷が無く確実に接続されているかどうかを目視により確認する。

イ 判定方法

変形、損傷が無く、確実に接続されていること。

6 屋上出入口の構造等

(1) 点検方法

ア 屋上出入口、避難階段等に避難の障害若しくは患者の搬送に支障となるようなものがないかどうかを目視により確認する。

イ 屋上出入口扉の電気錠又はカバー付き手元解錠装置(以下「電気錠等」という。)に破損、錆、腐食等がないかどうかを目視により確認する。

(2) 判定方法

ア 避難の障害、患者の搬送に支障となるようなものがないこと。

イ 電気錠等の解錠装置に破損、錆、腐食等の異常がないこと。

第2 機能点検

1 夜間照明設備

(1) 点検方法

ア 夜間照明制御盤並びに防災センター等の遠隔操作盤のスイッチ操作により各照明灯器が一斉に「点灯」及び「消灯」するかを確認する。

イ 防災センター等の遠隔操作盤のスイッチを「点灯」にした状態で、夜間照明制御盤のスイッチ操作によって各照明灯器が一斉に「消灯」及び「点灯」するかを確認する。

(2) 判定方法

ア 各照明灯器に球切れがないこと。

イ 同一灯器で複数(境界灯等)取り付けである場合、灯器の明るさが著しく低いものがないこと。

ウ 飛行場灯台は、1分間に30~60回の閃光を発していること。

(3) 留意事項

ア 各照明灯器に球切れがある場合には、電球を交換すること。

イ 同一灯器で著しく明るさの低いものは、電球を交換すること。

2 転落防止施設(可動起立式)

(1) 点検方法

操作部の操作により一斉に起立・収納が速やかに行われ、起立後、ロック機構により堅固に固定されているかどうかを確認する。

(2) 判定方法

ア 電動又は手動において、起立・収納が容易で確実にできること。

イ 起立後、ロック機構により堅固に固定できること。

3 非常連絡装置(電話機等)

(1) 点検方法

防災センター等と緊急離着陸場等の双方からの呼出し及び通話ができるかどうかを確認する。

(2) 判定方法

防災センター等と緊急離着陸場等の双方からの呼出し及び通話が確実にできること。

4 屋上出入口（解錠装置）

(1) 点検方法

ア 電気錠の場合は、防災センター等の解錠操作（自動火災報知設備の連動を含む。以下同じ。）で一括解錠できるかどうかを確認する。

(2) 判定方法

ア 電気錠の場合、防災センター等の解錠操作で一括解錠できること。

イ カバー付き手元解錠装置の場合、カバーを取り外した状態で容易に解錠できること。

第3 総合点検

1 夜間照明設備

(1) 点検方法

常用電源で「点灯」している各照明灯器が、非常電源に切り替わった場合に自動的に切り替わって点灯し、また、非常電源から常用電源に切り替わった場合にも、自動的に復旧して各照明灯器が、自動点灯するかどうかを確認する。

(2) 判定方法

非常電源への切替え、復旧に対して、自動的に各照明灯器が点灯すること。

(3) 留意事項

非常電源による夜間照明設備の総合点検は、防火対象物の非常電源の点検時に併せて実施することができるものとする。

2 転落防止施設（電動機を用いる可動起立式のものに限る。）

(1) 点検方法

ア 非常電源により、確実にかつ一斉に起立・収納できるかどうかを確認する。

イ 起立後、ロック機構により堅固に固定できるかどうかを確認する。

(2) 判定方法

確実に起立・収納が行われ、ロック機構により堅固に固定されること。

(3) 留意事項

非常電源による転落防止施設（可動起立式）の総合点検は、防火対象物の非常電源の点検時に併せて実施することができるものとする。

3 非常連絡装置（電話機等）

(1) 点検方法

非常電源において、防災センター等と緊急離着陸場等の双方からの呼出し及び通話ができるかどうかを確認する。

(2) 判定方法

防災センター等と緊急離着陸場等の双方からの呼出し及び通話が確実にできること。

(3) 留意事項

非常電源による電話機等の総合点検は、防火対象物の非常電源の点検時に併せて実施することができるものとする。

4 屋上出入口（電気錠）

(1) 点検方法

停電時に解錠状態となること及び非常電源において、防災センター等の解錠操作で一括解錠できるかどうかを確認する。

(2) 判定方法

停電時に解錠状態となること及び非常電源において、防災センター等の解錠操作で一括解錠できること。

(3) 留意事項

非常電源による電気錠の総合点検は、防火対象物の非常電源の点検時に併せて実施することができるものとする。

5 自家発電設備の燃料油量

(1) 点検方法

定格出力において連続4時間以上の運転に十分な貯油量（計算値）があるかどうか燃料タンクの油量計により確認する。

(2) 判定方法

十分な貯油量があること。

(3) 留意事項

油量点検は、防火対象物の自家発電設備の点検時に併せて実施することができるものとする。

(その1)

ヘリコプター緊急離着陸場等点検票					
名 称				防火管理者	
所 在 地				立 会 者	
点検種別	外観・機能・総合	点 検 年 月 日	年 月 日 ~ 年 月 日		
点 検 者	資格 番号	点 検 者 所属会社	社名 TEL		
	氏名		住所		
点 検 項 目		点 検 結 果			措置内容
		種別・容量等の内容	判定	不良内容	
外 観 点 検					
緊 急 離 着 陸 場 等	進入表面・転移表面				
	着陸帯外周・境界線				
	Ⓜ又はⓂの標識				
	認 識 番 号				
	最 大 許 容 荷 重				
	非常連絡装置方向の矢印				
	床 面 の 状 況				
待 避 場 所					
夜 間 照 明 設 備	飛 行 場 灯 台				
	境 界 灯				
	着 陸 区 域 照 明 灯				
	風 向 等				
	低光度航空障害灯				
	夜間照明制御盤				
	遠 隔 操 作 盤				
脱 防 止 施 設 等 落 施 設 ・ 転 落	脱 落 防 止 施 設				
	転 落 防 止 施 設				
	燃 料 流 出 防 止 施 設				

ヘリコプター緊急離着陸場等点検票（その2）

非常連絡装置	格納箱				
	電話機等				
屋上の構造等 上出入口	障害物の有無				
	電気錠装置				
	手元解錠装置				
機 能 点 検					
夜間照明設備	飛行場灯台				
	境界灯				
	着陸区域照明灯				
	風向等				
	低光度航空障害灯				
	夜間照明制御盤				
	遠隔操作盤				
転落防止施設（可動起立式）					
非常連絡装置（電話機等）					
屋上出入口等	電気錠装置				
	手元解錠装置				
総 合 点 検					
夜間照明設備					
転落防止施設（可動起立式）					
非常連絡装置（電話機等）					
屋上出入口等（電気錠）					
自家発電設備（燃料の量）					
備考					

- 備考1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とします。
- 2 点検結果の種別・容量等の内容欄は、該当するものについて記入してください。
- 3 判定欄は、正常の場合は○印、不良の場合は×印を記入し、不良内容欄にその内容を記入してください。
- 4 措置欄には、点検の際、措置した内容を記入してください。

第4 緊急離着陸場等に関する執務資料

問1 高層建築物等の屋上にヘリコプターの緊急離着陸場等を設計するに際し、ヘリコプターの進入表面等を第一に設定する必要があると思われるが、当該進入表面等を設定する判断基準はどのようなものか。

答 高層建築物の屋上に設置するヘリコプターの緊急離着陸場又は緊急救助用スペース(以下「緊急離着陸場等」という。)への進入表面等を設定するには、第一に、進入表面及び転移表面(注1)上に屋上の障害物(塔屋、避雷針等)が突出しない方向を検討する。第二に、緊急離着陸場等を中心とした半径500メートル以内に存在する他の高層建築物等を考慮する。

なお、いずれの方向にも設定可能な場合は、岡崎市付近の恒風(注2)に近い方向、即ち東西方向又は南北方向(図4-1)に進入表面を設定する。

また、進入表面が東西又は南北等の直線2方向(180度)に設定できない場合には、90度以上間隔を設けて進入表面を設定することができる。

(注1) 進入表面及び転移表面の勾配基準:航空法第2条、航空法規則第2条及び第3条の2に規定されるものである。

※ 進入表面とは、航空機の離陸直後又は最終着陸の際の直線飛行の安全を確保するために設定される制限表面である。

※ 転移表面とは、航空機が着陸のため進入を誤ったとき、着陸をやり直すための離脱の安全を確保するために設定される制限表面である。

(注2) 恒風:年間を通じて統計的に一番多く吹く風向きの風を恒風といい、岡崎市付近の恒風は、北西の風である。

[参考]ヘリコプターの着陸進入について

ヘリコプターの運航において、特にホバリングや離着陸(低速)時に、横風又は追い風が強い場合には、非常に影響を受けやすく不安定となるため、可能な限り正対風(注3)でのホバリングや離着陸が要求される。

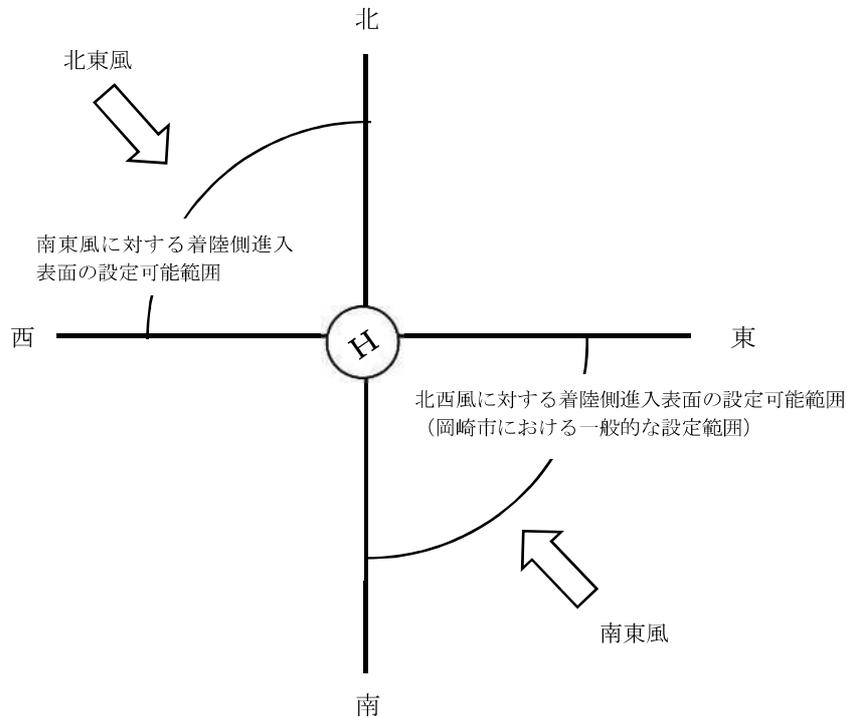
したがって、進入方向を風だけの要素で考えるならば北西風に正対する南東方向からの進入が最適である。

しかしながら進入方向は、風だけの要素で決定されるものではなく建築物屋上の広さ、障害物、進入表面等の設定の可否によって決定されるものであり、北西風に対する進入表面としては、西向きと北向きの間の90度の範囲内で進入表面等の設定が可能である。(図4-1参照)

また、決定された進入表面に対して、時には風向きが逆方向から吹くこともあるので、その場合には逆方向から進入することになる。

(注3) 正対風:ホバリング又は離着陸の際、ヘリコプターの正面(機首)に向かって吹いてくる風のことであり、言い替えば、ある方向から風が吹いている場合に、その風の吹いてくる方向にヘリコプターの機首を向けてホバリング又は離着陸を行うことによって風に正対することになる。

図4-1 風向きに対する進入表面の設定可能範囲



問2 ヘリコプターの緊急離着陸場等への進入方向の表示は、いかにするか。

答 ヘリコプターの進入方向の表示について特に定めがないが、緊急離着陸場等に表示されるⓂマーク又はⓇマークを、設定した進入表面から見て読み取れる向きに表示することとする。

なお、Ⓡマークについては、直線2方向の進入表面のうち、南側に近い方向の進入表面から読みやすい向きに表示することが望ましい。

問3 緊急離着陸場等の付近に風向灯（吹流し付き）を常時設置する必要があるか。また、設置の必要がある場合、その設置基準を示されたい。

答1 常時設置の必要がある。ただし、周囲の状況及び他の設置物で風向等が容易に認識できる場合はこの限りでない。この場合、予防課と十分協議されたい。

2 風向灯（吹流し付き）の設置（注4）場所は、離着陸帯又は緊急救助用スペース以外の離れた場所で進入表面及び転移表面から上に突出せず、かつ、離着陸帯床面から上部の風の乱れのない位置とし、高さは最低でも吹流しの全長以上とする。

（注4）風向指示器の設置：航空法規則第79条第1項第14号に「飛行場標識の施設」の設置規定があり、そのなかで「風向指示器」としては通常は吹流しを設置している。

また、風向指示器には、航空法規則第117条1項第3号コの規定中に風向

灯（航空機に風向を示すために設置する灯火）の設置が定められており、その設置基準は、夜間において少なくとも300メートルの上空から風向指示器（吹流し）の指示する方向が明瞭に視認できるような照明を有するものであることとされている。（図4-2参照）

図4-2 風向灯（吹流し付き）の設置例



[航空法規則別表第5]

吹流しの形状

布製で長さ2メートル以上

頭部直径60センチメートル以上

尾部直径20センチメートル以上

吹流しの色彩

背景と反対色で1色又は数色

（一般的には赤、白2色）

問4 緊急離着陸場等技術基準によれば、脱落防止施設及び燃料流出施設を設置することとされているが、どのような設置方法があるか。

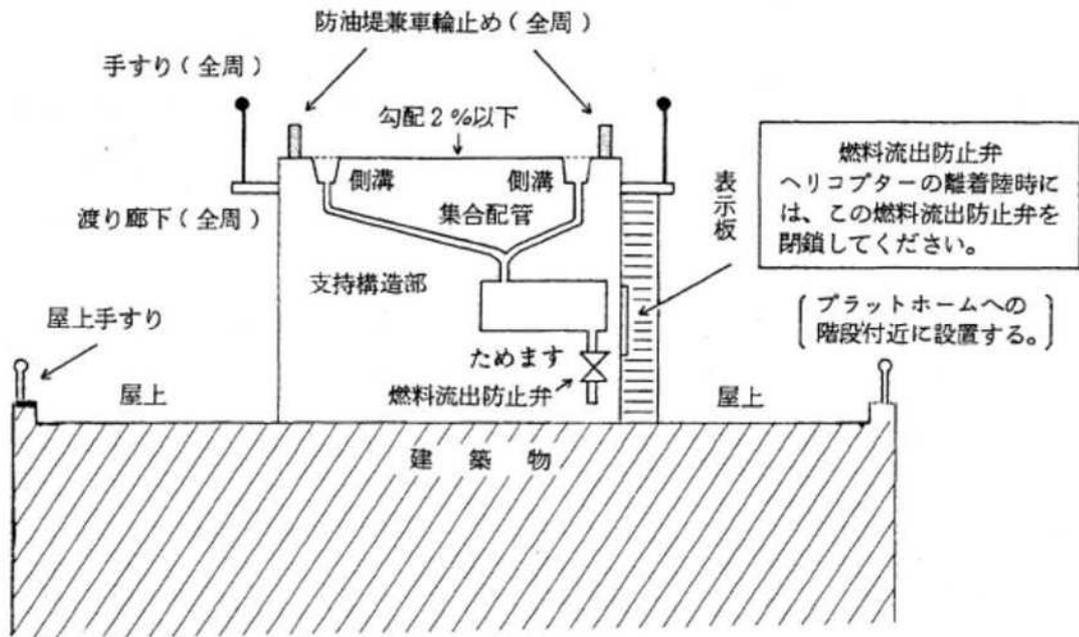
答 離着陸帯の外周にヘリコプターの脱落防止施設（注5）として、進入表面及び転移表面から突出しないよう高さ10センチメートル、幅10センチメートル程度の車輪止め及びその内側に燃料の流出防止施設として側溝を設置し、その側溝には集合配管を接続して配管端末にためます等を設置する。（注6）（図4-3参照）

（注5）脱落防止施設等：航空法規則第79条第1項第10号「構築物上のヘリポートの付帯施設」として規定されているもので、ヘリコプターの脱落防止施設（車輪止め）及び燃料の流出防止施設（防油堤、ためます又は油分離槽（以下「ためます等」という。））をいう。

（注6）燃料流出防止用ためます等は、愛知県消防航空隊が所有するベル式412EP型ヘリコプターの燃料搭載量が約1,250リットルであるので、ためます等の容量もこれを満足する容量以上とすること。

なお、ためます等の設置スペースが不足する場合には、625リットルのものを2か所にわけて設けてもよい。

図4-3 燃料流出防止施設（ためます）の例



問5 建築物等の屋上に支持構造部を設置し、その上に緊急離着陸場又は緊急救助用スペースを設けた緊急離着陸場等（以下「プラットホーム式」という。）においては、屋上から当該離着陸帯までの通路（階段）を設けなければならないが、当該通路（階段）の設置位置は進入表面に対してどの位置に設置したらよいか。

答 当該建築物の屋上部分から離着陸帯への通路（階段）の設置位置は設定した進入表面に対して左側又は右側に設置すること。

なお、当該通路（階段）の手すりについては、転移表面より上部に突出しないように設けるものとする。

[参考]離着陸帯への通路（階段）について

ヘリコプターが着陸した際、尾部回転翼（テールローター）による危害防止の観点から、設定した進入表面に対して左側又は右側に設定する。

問6 建築物の屋上の大きさ等から、進入表面上に避雷針が突き出ざるを得ないような場合、避雷針の構造を変える方法はないか。

答 緊急離着陸場又は緊急救助用スペースに設置される転落防止柵（金属製）を避雷針の代替として「棟上げ導体」とする方法がある。

問7 プラットホーム式の場合の床構造として、鋼製のグレーチングを使用しでもよいか。

答 地面効果（注7）を損なうので、空気が流通する構造の床材を使用してはならない。ただし、緊急救助用スペースにあっては、開口率の少ないパンチング

メタル等であれば使用しても支障ない。

(注7) 地面効果：ヘリコプターが地表面付近でホバリングをする場合、回転翼による空気の吹き降ろしと地表面の関係で揚力の増加を発生する効果を地面効果といい、地表面での空気の反発が大きいほどその影響は大きい。

なお、地面効果の有効な範囲は回転面の半径に等しい高度のホバリングまでとされている。

問8 火災時に作動する排煙設備の排煙口を高層ビルの屋上部分に設ける場合、緊急離着陸場等への影響をさけるため、いかに設置したらよいか。

答 火災時に排煙口から排出される煙は、ヘリコプターの離着陸及び要救助者(避難者)に多大の影響を与えることになるので、できるだけ離着陸帯又は緊急救助用スペースから離すとともに、設定した進入表面の左側又は右側で離着陸帯又は緊急救助用スペースに通ずる階段の反対側の位置に排煙口を設置する。

問9 緊急離着陸場の離着陸帯の床面強度は、短期荷重として13トン又は10トン以上となっているが、具体的な強度設計はどのようにしたらよいか。

答 離着陸帯の床面荷重は、一点に対する集中荷重として設計すること。

問10 緊急離着陸場等技術基準では、離着陸帯の床面強度に対する最大許容荷重を表示することとされているが、当該表示はどのような数値を表示すればよいか。

答 使用するヘリコプターの全備重量に2.25(衝撃係数)を乗じた値以上の強度を示されたい。

したがって、3次救急医療機関等に設置する場合、「MAX13t」、他の対象物に設置する場合、「MAX10t」を表示するものとする。

問11 プラットホーム式の緊急離着陸場等において離着陸帯の下部が建築基準法上の「階」に算定されることがあるが、「階」に算定されない構造としてはどのような構造が考えられるか。

答 建築主事(建築指導課等)の判断によるが、離着陸帯が工作物となり「階」に算定されない条件としては、次のことが考えられる。

- (1) 離着陸帯の下部を用途として使用しない。(クーリングタワー等の設置も認められない。)
- (2) 建築物躯体と支持構造物が構造的に別であること。(ピン構造等とし、建築物躯体の柱と直接接続しない。)
- (3) 外観上、工作物と認められる形態であること。(支持構造部の周囲を化粧板等の壁で囲わない。)

問12 高層建築物の屋上に設置された緊急離着陸場等の竣工検査時に、直接ヘリコプターが飛来して運航上支障がないかどうかを調査し、検査の可否を判定したらどうか。

答 緊急時には、高層建築物の屋上の限定された狭い場所での運航となるので、安全上からも理想的な判定方法であると思われる。しかしながら、竣工時の運航は緊急時とは認められず、あくまでも愛知県防災航空隊の許可を要することとなるため、早期に愛知県防災航空隊と調整を図り、遅延なく検査が受けられるようにすること。

問13 緊急離着陸場等技術基準で規定されている夜間照明のうち、「飛行場灯台」は「位置表示灯」で代替する事ができないか。

また、「境界灯」8個のうち4個については「サーチライト」で認められるか。

答 航空法第79条のただし書きによる飛行場外離着陸場の許可のうち夜間についての許可は、航空法規則に定められた夜間照明設備の設置が必要である。

したがって、緊急離着陸場等といえども、原則として航空法規則に基づく型式認定を受けた夜間照明用灯器又はこれと同等以上の性能を有するものの設置が必要となる。

(1) 飛行場灯台（注8）は、夜間遠くの上空からでも緊急離着陸場等の位置がわかることが要求されるので、閃光型灯台を設置すること。なお、岡崎市内に設置される緊急離着陸場等で「緊急離着陸場等設置届出書」が提出され、かつ、有効な着陸区域照明灯が設置されるものにあつては、飛行場灯台を省略しても差し支えない。

(2) 境界灯（注9）は、8個以上設置するものであるが、どうしても設置が困難である場合には、4基以上の着陸区域照明灯（注10）を相はなれた位置から有効にふかん照明できるように設置することで差し支えない。

（注8）飛行場灯台：航空法施行規則第117条第1項第3号イに規定されている。

（注9）境界灯：航空法施行規則第117条第1項第3号サに規定されているもので、次のとおりである。

(1) 灯器は、着陸帯の境界線上に、陸上飛行場にあつては15メートル以下のほぼ等間隔に8個以上設置すること。

(2) 灯光は、航空白又は航空黄の不動光で、光源の中心を含む水平面から上方最小限30度までのすべての角度から見えるものであること。（※）

（※）灯光白色は、着陸場所と乗降場所が別々に設置されている場合に使用する。

また、灯光黄色は、着陸場所と乗降場所が同一の場合に使用する。

したがって、緊急離着陸場等においては、航空黄の境界灯を使用するものとする。

(3) 光度は、10カンデラ以上であること。

(注10) 着陸区域照明灯：航空法規則第117条第1項第3号アに規定されているもので、次のとおりである。

- (1) 灯器は、着陸区域の周辺であって航空機の航行に障害とならない場所に設置すること。
- (2) 灯光は、航空可変白の不動光であること。
- (3) 配光は、着陸区域の全面を照明し、かつ、航空機にまぶしさを与えないものであること。
- (4) 照明された着陸帯の中心における照度は10ルクス以上であること。

問14 夜間照明設備として境界灯8個を設置すれば、着陸区域照明灯を設置する必要はないか。

答 飛行場灯台が設置され、かつ、離着陸帯がヘリコプターから容易に視認できるものにあつてはこの限りでない。なお、指導にあたっては、予防課と十分協議されたい。

問15 急離着陸場等技術基準のなかで、夜間照明設備として航空障害灯（注11）を設置することとしているが、その措置は具体的にどのように行うものであるか。

答 ヘリコプターの運航において特に夜間は離着陸帯等の周辺の障害物は視野に入りやすく危険であるので、安全のために離着陸帯等から10メートル以内の区域で進入表面及び転移表面付近に設けられた避雷針等（注12）の夜間視認困難な物件の先端付近に低光度航空障害灯（注13）を設置すること。

なお、避雷針に低光度航空障害灯の設置が困難な場合には、夜光塗料及び反射塗料を10センチメートル幅で交互に帯状に塗色する方法とすることができる。

(注11) 航空障害灯の設置基準：航空法規則第127条に航空障害灯の種類及び設置基準が規定され、航空法第51条の規定により設置する航空障害灯は、高光度航空障害灯、中光度航空障害灯及び低光度航空障害灯とされており、緊急離着陸場等にあつては航空法規則第127条第1項ニの規定による低光度航空障害灯を設置すれば足りるものであり、その設置基準は次のとおりである。

- (1) 灯光は航空赤の不動光で、光源の中心を含む水平面下15度より上方のすべての方向から視認できるものであること。
- (2) 光度は、10カンデラ以上のものであること。

(注12) 航空障害灯の設置物件：航空法規則第127条の2に規定されているが、航空障害灯を設置しなければならない物件は、進入表面等に著しく接近した物件で、航空機の航行の安全を害するおそれのあるものとされている。

(注13) 航空障害灯の設置位置：航空法規則第127条第1項第4号の規定による

ものであるが、航空法規則127条第1項第2号の物件（高光度航空障害灯の設置物件）以外の物件には、当該物件の頂上にすべての方向の航空機から当該物件を認識できるように中光度航空障害灯又は低光度航空障害灯を1個以上設置することとされている。この場合、物件の頂上に設置することを原則とするが、煙突その他の物件でその頂上に中光度航空障害灯又は低光度航空障害灯を設置した場合には、熱、煙等により当該灯火の機能を損なうおそれがあるので、頂上から下方1.5メートルから3メートルまでの間で、進入表面又は転移表面の下方にある物件にあつてはこれらの表面に最も近い位置とすることとされている。

問16 飛行場灯台等の夜間照明制御盤の点滅スイッチは、各灯器に設けなければならないか。

答 一括の点滅スイッチとして支障ない。

なお、緊急離着陸場等に設置した夜間照明制御盤は、防災センターに設置した遠隔操作盤に優先して操作ができるものであること。（後押し優先方式でも可）

問17 非常放送設備のスピーカーを設ける場合、屋上の緊急離着陸場等の直近部分にも設置する必要があるか。

答 緊急離着陸場等の付近の待機場所において有効に聞こえるようスピーカーを設けることで差し支えない。

問18 第1 緊急離着陸場等技術基準4・(2)の「3次救急医療機関等」の「等」の中にはどのような用途を想定しているか。

答 防災対策上の拠点となるような建築物を想定している。

問19 3次救急医療機関等の建築構造上、緊急離着陸場の離着陸帯の大きさが基準以上確保することが出来ない場合、他の対象物の基準としてよろしいか。

答 お見込みのとおり。

なお、離着陸帯の床面強度に対する最大許容荷重の表示については、「MAX 10 t」とされたい。

2-3 駅施設等に対する防火管理及び消防用設備等の設置指導要領について

駅施設等（乗降場、乗降場に通ずる階段若しくは通路、乗降の用に供する建築物及び運転指令所等をいう。以下同じ。）に対する防火管理及び消防用設備等の設置指導の運用に際しては、下記第1の取扱いとすることとし、消防用設備等の技術上の指導基準は、令及び条例の規定によるほか、下記第2の指導要領により、その防火安全対策を推進するものとする。

記

第1 床面積、棟、令別表第1及び階等の取扱いについて

1 床面積の取扱いについて

駅施設等の床面積の取扱いとしては、建基法の床面積算定に関わらず、当該用途に使用される全ての部分を算定するものとする。ただし、次に掲げる部分を除き算定するものとする。

- (1) 乗降場（上屋の有無を問わない。）、乗降場に通ずる階段及び通路（乗降場に通ずる階段及び通路は、改札口の内外を問わず駅施設等の利用者の通路をいうものとするが、建屋外は除く。以下同じ。）（以下「乗降場等」という。）で外気が流通する開放された部分
- (2) 軌道敷（電車が通行するのに必要な部分）
- (3) 信号所等（運転保安等に関する施設で、乗降場等から離れているものをいう。）

2 棟の取扱いについて

「1-2 消防用設備等の設置単位について」によるものとするが、別棟となる乗降場等に存する売店等であっても、当該駅施設等と一体とみなすものとする。

3 令別表第1の取扱いについて

駅施設等の令別表第1の取扱いについては、前1及び2による面積を算定し、既存の駅施設等も含めて「1-1 令別表第1に掲げる防火対象物の取扱いについて」により判定するものとする。

4 階の取扱いについて

乗降場等が高架上、人工地盤上等であっても、建基法の規定に関わらず、ある階の階高の3分の1以上の部分に床が存する階は、別の階とみなして取扱うものとする。

5 主要構造部の取扱いについて

軌道敷が高架式又は地下式である土木構造体を用いた駅施設等については、前1及び2により算定する面積に係る土木構造体部分を当該駅施設等の主要構造部とみなすものとする。

第2 消防用設備等

1 消火設備

- (1) 消火器具

外気が流通する開放された乗降場等に存する駅務室、売店等にあっても有効に消火できるよう設置指導すること。

(2) 屋内消火栓設備

屋内消火栓設備が設けられる駅施設等にあつては、外気が流通する開放された乗降場等も有効に消火できるよう設置指導すること。

なお、ホース等を増加設置することで、有効に注水することができるものにあつては、令第11条第3項第1号イ若しくは第2号イは適用しないことができるものとする。

(3) 水噴霧消火設備等

地下部分の電気室等で、火災の際に消火の困難性が高いと予想される部分には、固定式の消火設備等（連結送水方式の水噴霧消火設備等でも可）を設置指導すること。

2 警報設備

(1) 自動火災報知設備

自動火災報知設備が設けられる駅施設等にあつては、外気が流通する開放された乗降場等に存する駅務室、売店等にあっても有効に火災を感知できるよう感知器の設置指導をすること。

(2) ガス漏れ火災警報設備

駅施設等のガス使用器具等の設置場所には、ガス漏れ火災警報設備又はガス漏れ検知器の設置指導をすること。

(3) 非常警報設備(非常放送設備)

非常放送設備が設けられる駅施設等にあつては、外気が流通する開放された乗降場等にも有効に避難誘導放送ができるよう設置指導すること。

3 消火活動上必要な施設

(1) 排煙設備

地階若しくは外気が流通する開放部を有しない乗降場等にあつては、有効に排煙できるよう排煙設備等を設置指導すること。

(2) 連結散水設備

連結散水設備を設けなければならない場所には、連結散水設備に替えてスプリンクラー設備を設置指導すること。

(3) 連結送水管

連結送水管が設けられる駅施設等にあつては、外気が流通する開放された乗降場等にも有効に消火できるよう設置指導すること。

なお、ホース等を増加設置することで有効に注水できるものにあつては令第29条第2項第1号及び条例第41条の2第2項は適用しないことができるものとする。

(4) 無線通信補助設備

地階の駅施設等にあつては設置指導すること。ただし、有効に通信ができる

と認められるものにあつては、この限りでない。

4 フード・ダクト用、レンジ用又はフライヤー用自動消火装置

駅施設等の厨房等で油脂成分を含む蒸気を発生するおそれのあるものにあつては、フード・ダクト用及びレンジ用又はフライヤー用の有効な自動消火装置を設置指導すること。

5 非常電源

消防用設備等が義務付けられる部分のうち、特定用途の床面積の合計が、1,000平方メートル以上となる場合は、自家発電設備又は蓄電池設備を附置すること。

第3 その他

1 この要領は、平成28年4月1日から施行する。

2 この要領の施行の際、現に存する防火対象物又は現に工事中の防火対象物に係る消防法第17条に定める技術上の基準（第2に掲げる技術上の基準を含む。）については、次の(1)から(4)までに掲げる場合を除き、なお従前の例によるものとする。

(1) 令第34条の2に定める増築、改築

(2) 令第34条の3に定める大規模の修繕、模様替え

(3) 工事の着手がこの要領の施行日以降における用途変更に係る当該防火対象物の部分の合計が1,000平方メートル以上となるもの

(4) 工事の着手がこの要領の施行日以降における用途変更に係る当該防火対象物の部分の合計が延べ面積の2分の1以上となるもの

3 その他

本指導要領の適用に際し、疑義を生じた場合は、予防課と協議すること。

第3章 特例基準

3-1 消防用設備等の設置及び維持に関する特例基準について

第1 趣旨

令第32条及び条例第41条の3による消防用設備等の設置及び維持の技術上の基準に関する特例は、この基準の定めるところによるものとする。

第2 仮設建築物に対する特例

屋内消火栓設備又は自動火災報知設備を設置しなければならない仮設建築物(建基法第85条第5項に規定する仮設建築物で、催事を目的としているものは除く。)で随時巡回する等火災の早期発見の措置を講じ、かつ、次に定める措置を講じたときは、屋内消火栓設備又は自動火災報知設備を設置しないことができるものとする。

1 屋内消火栓設備

当該仮設建築物に適応する大型消火器を規則第7条第1項の規定に基づき設置していること。

2 自動火災報知設備

非常警報設備を令第24条第4項の規定に基づき設置していること。

※ 建基法第85条第5項

特定行政庁は、仮設興行場、博覧会建築物、仮設店舗その他これらに類する仮設建築物について安全上、防火上及び衛生上支障がないと認める場合においては、1年以内の期間(建築物の工事を施工するためその工事期間中当該従前の建築物に替えて必要となる仮設店舗その他の仮設建築物については、特定行政庁が当該工事の施工上必要と認める期間)を定めてその建築を許可することができる。この場合においては、第12条第1項から第4項まで、第21条から第27条まで、第31条、第34条第2項、第35条の2及び第35条の3の規定並びに第3章の規定は、適用しない。

仮設建築物とは、仮設興行場、博覧会建築物、仮設店舗、共同住宅等の販売のためのモデルルーム、住宅展示場内の展示用住宅、仮設選挙用事務所等が該当する。

第3 仮設選挙事務所に対する特例

非常警報設備を設置しなければならない仮設選挙事務所で消火器及び非常警報器具を設け、かつ、随時巡回する等火災の早期発見の措置をしたときは非常警報設備を設置しないことができるものとする。

第4 学区市民ホームに対する特例

学区市民ホームは、令別表第1(1)項口として消防用設備等を設置する。ただし、自動火災報知設備は令別表第1(15)項に準じて設置することができ、放送設備が必要なものにあつては、非常ベル等を設置することで足りるものとする。また、誘導灯の消灯の取扱いにあつては、申請のあつたものに限り主要避難口の施錠連動により消灯することができるものとする。

第5 地区公民館に対する特例

地区公民館は、令別表第1(1)項口として消防用設備等を設置する。ただし、自動火災報知設備は令別表第1(15)項に準じて設置することができ、放送設備が必要なものにあつては非常ベル等を設置することで足りるものとする。また、延べ面積300平方メートル未満で、平家建てのものについては、無窓階でない階で避難上有効な掃き出し窓等がある等避難が容易にできる場合に限り、非常警報設備及び誘導灯を設置しないことができるものとする。

第6 文化財建造物に対する特例

文化財建造物(以下「建造物」という。)に対する自動火災報知設備の取扱いは次によるものとする。

- 1 一間社、茶室等で延べ面積が7平方メートル以下の小規模な建造物で次の(1)及び(2)に適合するものは、自動火災報知設備を設置しないことができる。
 - (1) 他の建築物等から独立し、火災の発生のおそれが少ないこと。
 - (2) 他の建築物等からの火災の延焼のおそれが少ないこと。
- 2 電気設備及び火気使用設備を設けておらず、ろうそく等の火気を使用しない建造物の小屋には、感知器を設置しないことができる。
- 3 観覧者等を入れない多宝塔、三重塔その他これらに類する塔の小屋裏及び階段には、煙感知器を設けないことができる。
- 4 一間社、茶室等の小規模な建造物に設ける差動式分布型感知器の空気管の一の感知区域の露出長は、10メートル以上20メートル未満とすることができる。
- 5 建造物の敷地内が無人状態かつ、観覧者等を入れない建造物で常時人のいる場所に移報又は周囲に周知するサイレン等を設置した場合には、地区音響装置を設けないことができる。

第7 精神病院等に対する特例

精神障がい者等のうち、重症患者(非常時において自力避難が困難な患者をいう。)を収容する病棟又は病室が存する階(精神障がい者の診療若しくはリハビリテーションを行っている病棟又は病室が存する階を除く。)については、次のとおり特例を適用することができるものとする。

- 1 消火器具

消火器具は、規則第6条第6項の規定にかかわらず、同条第1項及び第2項の規定に基づき算定した能力単位のを各階のナースステーション内に集中して設置することができる。

2 屋内消火栓設備

- (1) 令第11条第3項第1項の定める屋内消火栓設備を設置する場合は、同号イの規定にかかわらず、ナースステーションの出入口付近に設置することができる。
- (2) 屋内消火栓箱の上部に設ける赤色の灯火は、規則第12条第3号ロの規定にかかわらず、設けないことができる。

3 スプリンクラー設備

- (1) スプリンクラーヘッドは、規則第13条の2第1項の規定にかかわらず、開放型のものとするすることができる。
- (2) スプリンクラーヘッドは、規則第13条の2第4項第1号ホの規定にかかわらず、いたずら防止のための防護具を（散水能力及び均一散水を著しく妨げるものを除く。）を設けることができる。
- (3) 制御弁は、規則第14条第1項第3号イにかかわらず、ナースステーション内（操作及び点検の容易な場所に限る。）に設けることができる。
- (4) スプリンクラー設備には、規則第14条第1項第4号の規定にかかわらず、自動警報装置を設置しないことができる。

4 自動火災報知設備

- (1) 感知器は、いたずら防止のため天井面に火災の感知に支障のないように埋没又は感知器の下方に防護具を設けることができる。
- (2) 地区音響装置は、規則第24条第5号ロの規定にかかわらず、手動により鳴動させることができる。

5 誘導灯

避難口誘導灯及び通路誘導灯には、いたずら防止のための防護具(視認性を著しく妨げるものは除く。)を設けることができる。

第8 出火危険の著しく少ない防火対象物又はその部分に対する特例

次の1から7までのいずれかに該当する防火対象物又はその部分のうち、不燃材料で造られ、出火の危険が著しく少なく、かつ、延焼拡大のおそれがないと認められるものは、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、屋外消火栓設備、動力消防ポンプ設備、自動火災報知設備、連結散水設備及び連結送水管を設置しないことができるものとする。

- 1 倉庫、塔屋部分等であって、不燃性の物品のみを収容するもの
- 2 浄水場、汚水処理場等の用途に供する建築物で、内部の設備が配水管、貯水池又は貯水槽のみであるもの
- 3 冷凍室又は冷蔵庫で、室内に面する部分の仕上げを不燃材料としたもの
- 4 抄紙工場の抄紙作業所、サイダー、ビール、ジュース工場等の洗場又は充填作

業所等

- 5 不燃性の金属、石材等の加工工場で、可燃性のものを収納せず、又は取り扱わないもの
- 6 室内プール（プールサイドを含む。）又は室内スケート場（滑走部分に限る。）の用途に供するもの
- 7 金庫室等でその開口部に特定防火設備である防火戸又はこれと同等以上のものを設けたもの

第9 自動車の修理又は整備の用に供される部分の床面積の算定に対する特例

次の1及び2により区画され不燃性の物品のみを収容する部品庫等は、床面積の算定から除くことができるものとする。

- 1 壁、床、天井等は、下地、仕上げとも不燃材料（普通及び線入りガラスを除く。）
- 2 開口部は、随時開くことができる自動閉鎖装置付きの防火戸（シャッターを除く。）

※ 昭和59年7月14日付け消防予第113号 消防庁予防救急課長回答参照

第10 電気設備が設置されている部分に対する特例

1 令第13条第1項第6欄関係

次の(1)から(5)までのいずれかに該当する場合で、電気設備が設置されている部分に大型消火器を設置したとき（警備員等が常駐するものに限る。）は、令第13条第1項の規定は適用しないことができるものとする。ただし、ケーブルが多条敷設されているものにあつては、当該ケーブルに延焼防止上有効な措置を施したものに限り。

- (1) 密封方式の電気設備（封じ切り方式又は窒素封入方式の電気設備で内部に開閉接点を有しない構造のものに限る。）で、絶縁劣化、アーク等による発火のおそれが少なく、かつ、当該電気設備の容量が15,000キロボルトアンペア未満のもの
- (2) 1,000キロボルトアンペア未満の容量の電気設備
- (3) 自家発電設備の基準（昭和48年消防庁告示第1号）、蓄電池設備の基準（昭和48年消防庁告示第2号）又はキュービクル式非常電源専用受電設備の基準（昭和50年消防庁告示第7号）に適合する構造のキュービクルに収納されている電気設備
- (4) 密封方式のOF（Oil Filled）ケーブル油槽
- (5) 発電機又は変圧器で、冷却又は絶縁のための油類を使用せず、かつ、水素ガス等可燃性ガスが発生するおそれのないもの

2 条例第40条の4第2欄関係

次の(1)又は(2)のいずれかに該当する変電設備及び発電設備が設置されている部分に大型消火器を設置したときは、条例第40条の4第1項の規定は適用しない

ことができるものとする。

- (1) 変電設備（無人変電設備を除く。）又は発電設備のうち、1・(1)、(3)又は(5)に掲げるもの
- (2) 無人変電設備のうち、1・(1)、(3)又は(5)に掲げるもので、当該変電設備において火災が発生した場合、自動的に守衛室等常時人の居る場所に火災の発生を報知する装置を備え、かつ、当該守衛室等から500メートル以内の歩行距離にあるもの

第11 鍛造場又は金属溶解設備等が設置されている部分に対する特例

鍛造場又は金属溶解設備等が設置されている部分における不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備又は粉末消火設備の設置については、規則第19条第6項第5号の規定にかかわらず、移動式のものとするができるものとする。

第12 プラットホーム、コンコース等に対する特例

- 1 両側開放のプラットホームに屋内消火栓設備を設置した場合で、当該部分の事務所、倉庫、店舗棟に有効に注水することができるものについては、令第11条第3項第1号イ及び第2号イの規定は適用しないことができるものとする。
- 2 主要構造部を耐火構造とし、かつ、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料としたプラットホーム、コンコースその他これらに類する部分に屋内消火栓設備を技術上の基準に従い設置した場合は、令第28条の2第1項の規定にかかわらず、当該部分に連結散水設備を設置しないことができるものとする。

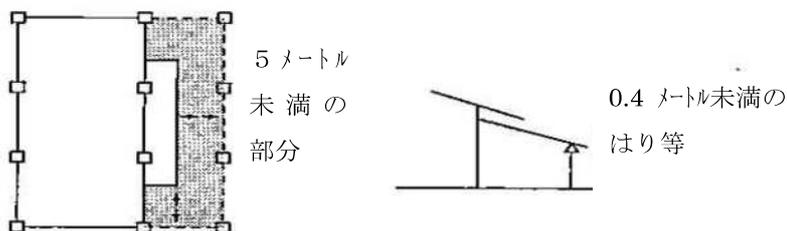
第13 屋内消火栓設備に対する特例

- 1 不燃材料で造られた防火対象物又はその部分で、発電機、変圧器その他これらに類する電気設備又は金属溶解設備等があり、屋内消火栓による放水によっては消火不能又は消火困難と認められ、又は二次的危険の発生するおそれのある部分については、屋内消火栓設備を設置しないことができるものとする。
- 2 メゾネット型共同住宅等の出入口がない階の住戸部分については、当該メゾネット型共同住宅等の出入口がある階に設ける屋内消火栓（当該出入口のない階の住戸部分を有効に警戒し、かつ、容易に消火できる位置に設けられている場合に限る。）により、令第11条第3項第1号イ又は第2号イの規定に適合しているものとみなすことができるものとする。
- 3 避難階で屋外からのみ進入が可能であり、かつ、不燃材で区画された防火対象物の部分のうち、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するものについては、令第11条第3項第1号ロ、令第11条第3項第2号イ(2)及び令第11条第3項第2号ロ(2)の規定を適用しないことができるものとする。
 - (1) 機械室（火災のおそれのある設備又は機器が設置されているものを除く。）、ポンプ室その他これらに類する室

- (2) 床打ちされた床面積2平方メートル以下のパイプシャフト等
- (3) 放射線源を貯蔵し、又は破棄する室

第14 スプリンクラー設備に対する特例

- 1 高天井の部分と高天井以外の部分とが、床、壁等により区画されていない場合で、高天井の部分の床面が、隣接する高天井以外の部分に設置された閉鎖型スプリンクラーヘッドにより有効に包含されるときは、放水型ヘッド等を設置しないことができるものとする。
- 2 高天井の部分のうち、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するものは、放水型ヘッド等その他のスプリンクラーヘッドを設置しないことができるものとする。
 - (1) 体育館（主として競技を行うために使用するものに限る。）、ロビー、会議場、通路その他これらに類する部分であって、次のアからウまでの全てに該当するもの
 - ア 当該部分の壁及び天井の仕上げが準不燃材料でなされていること。
 - イ 当該部分において火気の使用がないこと。
 - ウ 当該部分に多量の可燃物が存しないこと。
 - (2) 前(1)イ及びウの要件に該当するほか、床面積がおおむね50平方メートル未満である部分
- 3 スプリンクラーヘッドの設置を免除することができる部分の取扱いは、次の(1)から(9)までによるものとする。
 - (1) 規則第13条第3項第1号の「その他これらに類する場所」には、化粧室、洗濯場（洗濯機が設置してある場合は除く。）及び脱衣場が含まれる。
 - (2) 規則第13条第3項第2号の「その他これらに類する室」には、電話交換室、電話交換機室、電子計算機資料室、放送室、中央監視盤室、防災センター及び中央管理室が含まれる。
 - (3) 規則第13条第3項第3号の「その他これらに類する室」には、ポンプ室、冷凍機室、ボイラー室、乾燥室及びオイルタンク室が含まれる。
 - (4) 規則第13条第3項第4号の「その他これらに類する電気設備」には、蓄電池、充電装置、配電盤及び開閉器が含まれる。
 - (5) 規則第13条第3項第5号の「その他これらに類する部分」には、吸排気ダクト、メールシュート、ダストシュート及びダムウェーターの昇降路が含まれる。
 - (6) 規則第13条第3項第6号に規定する「その他外部の気流が流通する場所」とは、開放型の廊下、通路、ひさし等のうち、直接外気に面するそれぞれの部分から5メートル未満で、かつ、廊下等の天井面からはり、垂れ壁等の下端までは、0.4メートル以下であるものが含まれる。



(7) 規則第13条第3項第7号の「その他これらに類する室」には、次のアからカまでに掲げる室が含まれる。

ア 回復室、洗浄滅菌室、器材室、器材洗浄室、器材準備室、滅菌水製造室、無菌室、洗浄消毒室（蒸気を熱源とするものに限る。）、陣痛室、沐浴室及び汚物室

イ 無響室、心電室、心音室、筋電室、脳波室、基礎代謝室、ガス分析室、肺機能検査室、胃カメラ室、超音波検査室、採液及び採血室、天秤室、細菌検査室及び培養室、血清検査室及び保存室、血液保存に供される室並びに解剖室

ウ 人工血液透析室に付属する診察室、検査室及び準備室

エ 特殊浴室、蘇生室、バイオクリン室（白血病、臓器移植、火傷等治療室）、新生児室、未熟児室、授乳室、調乳室、離隔室及び観察室（未熟児の観察に限る。）

オ 製剤部の無菌室、注射液製造室及び消毒室（蒸気を熱源とするものに限る。）

カ 医療機器を備えた診察室、医療機器を備えた理学療法室

(8) 規則第13条第3項第8号の「レントゲン室等」には、次のア及びイに掲げる室が含まれる。

ア 放射性同位元素に係る治療室、管理室、準備室、検査室、操作室、貯蔵室及びR I室

イ 診断及び検査関係の撮影室、透視室、操作室、暗室、心臓カテーテル室及びX線テレビ室

(9) 次に掲げる部分

ア 金庫室等で、当該室内の可燃物品がキャビネット等に格納されており、かつ、金庫室の開口部に特定防火設備又はこれと同等以上のものを設けているもの

イ 恒温室、冷蔵庫、冷凍室等で、火災を早期に感知することができ、かつ、自動的に警報を発することができる自動温度表示装置（非常電源を付置したもの又は専用回線としたもので、前面3メートルの位置から容易に確認できる赤色の灯火及びベル又はブザー等を設けてあるものに限る。）を常時人のいる場所に設けてあるもの

ウ サウナ室

エ スプリンクラー設備、水噴霧消火設備及び泡消火設備の制御弁室

オ パイプシャフト

カ 不活性ガス消火設備及びハロゲン化物消火設備のガスボンベ室

キ ショーウィンド、ショーケース等が天井面まで立ち上がっているもので、

当該床面積が2平方メートル未満で、かつ、奥行きが0.6メートル未満のもの
ク 押入れ又は物置（以下「押入れ等」という。）で、次の(ア)から(ウ)までのす
べてに該当するものは、令第12条第2項第1号の規定にかかわらず、スプリ
ンクラーヘッドを設置しないことができるものとする。

(ア) 床面積が1平方メートル以下であること。

(イ) 壁及び天井の室内に面する部分の仕上げが準不燃材料であること。

(ウ) スプリンクラーヘッドが押入れ等の出入口に面して次の a から c まで
のいずれかにより設けられていること。

a 押入れの各部分までの水平距離が令第12条第2項第2号イの表に定
める距離に閉鎖型スプリンクラーヘッドのうち標準型ヘッド（小区画型
ヘッドを除く。）が設けられていること。

b 押入れ等の各部分までの水平距離が2.6メートル以下となる位置に小
区画型ヘッドが設けられていること。

c 押入れ等の各部分が、側壁型ヘッドを取り付ける面の水平方向の両側
にそれぞれ1.8メートル以内、かつ、前方3.6メートル以内となる範囲に
包含される位置に側壁型ヘッドが設けられていること。

4 ラック式倉庫のうち、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合は、スプリンク
ラー設備を設置しないことができるものとする。

(1) ラック等の部分が可動するラック式倉庫で、次のアからウまでの全てに該当
する場合

ア 屋内消火栓設備又はドレンチャー設備が設けられていること。

イ ラック等のうち火災が発生した箇所を容易に識別し、当該箇所を屋内消火
栓設備又はドレンチャー設備により消火することができる位置に移動するこ
とができるものであること。

ウ ラック等を稼動するために用いる電気設備等については、耐火措置が講じ
られていること。

(2) 冷蔵の用に供されるラック式倉庫（庫内の温度が氷点下であるものをいう。）
で、次のアからオまでの全てに該当する場合

ア 冷蔵室の部分における火気使用その他出火危険がないこと。

イ 冷蔵室の部分とその他の部分とが、準耐火構造（建築基準法第2条第7号
の2に規定する準耐火構造をいう。）の床又は壁で防火区画されていること。
また、当該区画に開口部を設ける場合には、特定防火設備である防火戸とす
るとともに、当該開口部には、有効に冷却することにより延焼防止できるス
プリンクラー設備、ドレンチャー設備等が設けられていること。

ウ 冷蔵室の壁、床及び天井の断熱材及びこの押さえが、次の(ア)又は(イ)のい
ずれかに該当するものであること。

(ア) 冷蔵室の壁体、天井等の断熱材料に不燃材料を使用し、かつ、これらの
押さえを不燃材料としたもの

- (イ) 冷蔵室に使用される断熱材料をコンクリート若しくはモルタル又はこれと同等以上の防火性能を有するもので覆い、かつ、当該断熱材料に着火するおそれのない構造としたもの
- エ ラック等を設けた部分に、必要に応じ難燃材料の遮蔽板が設けられていること。
- オ 当該防火対象物の周囲への防火塀の設置、空地の確保等により他の防火対象物への延焼のおそれがないこと。

5 実態上の用途が特定用途以外の用途に供される部分であって、「令別表第一に掲げる防火対象物の取扱いについて」（昭和50年消防予第41号及び消防安第41号。）2(2)により、主たる用途に供される部分の従属的な部分を構成すると認められる部分とされたため、当該部分が特定用途に供される部分として取り扱われているもののうち、次の(1)から(4)に掲げる全ての条件に該当する場合にあっては、スプリンクラー設備を設置しないことができるものとする。

- (1) 主要構造部が、準耐火構造であること。
- (2) 防火対象物全体に、消火器及び自動火災報知設備が令第10条及び第21条の技術上の基準に従い設置されていること。また、住宅部分の居室（押入れ等の収納設備を除く。）に、規則第23条第4項第1号ニに掲げる場所を除き、煙感知器が設置されていること。
- (3) 自動火災報知設備の感知器の作動と連動して起動する消防機関へ通報する火災報知設備が令第23条の技術上の基準に従い設置されていること。
- (4) 住宅部分（階段及び通路等の共有部分を除く。）の同一階及び上階に住宅部分以外の部分（以下「非住宅部分」という。）が存しないこと。ただし、住宅部分と非住宅部分が同一階の場合で、それぞれの部分が準耐火構造の壁及び床で区画され、その開口部に防火設備（随時開くことができる自動閉鎖装置付きのもの又は随時閉鎖することができ、かつ、煙感知器の作動と連動して閉鎖するものに限る。）が設置されている等、有効に防火措置がされていると認められる場合はこの限りでない。

第15 不活性ガス消火設備等に対する特例

特定防火対象物の厨房部分にスプリンクラー設備を設置した場合は、令第13条に定める不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備又は粉末消火設備を設置しないことができるものとする。

第16 自動火災報知設備に対する特例

- 1 令第21条第1項第3号に掲げる防火対象物のうち、令別表第1(16)項イ（同表(2)項ニ、(5)項イ又は(6)項イ(1)から(3)まで、ロ若しくはハに掲げる防火対象物（利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。）の用途に供される部分が存するも

のを除く。)に掲げる防火対象物で、次の(1)及び(2)の全てに該当する場合は、自動火災報知設備を設置しないことができるものとする。

- (1) 防火対象物の延べ面積は、500平方メートル未満であること。
- (2) 令別表第1(1)項、(2)項イからハまで、(3)項、(4)項、(6)項イ(4)、ハ若しくはニ又は(9)項イに掲げる防火対象物の用途（以下この基準第16において「特定用途」という。）に供される部分が、次に適合すること。

ア 特定用途に供される部分の存する階は避難階であり、かつ、無窓階以外の階であること。

イ 特定用途に供される部分の床面積の合計は、150平方メートル未満であること。

ウ 全ての特定用途に供される部分から主要な避難口に容易に避難できること。

- 2 令第21条第1項第7号に掲げる防火対象物「特定一階段等防火対象物」のうち、令第4条の2の2第2号に規定する避難階以外の階「1階及び2階を除く。」（以下「避難階以外の階」という。）の特定用途に供される部分の全てが次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合は、自動火災報知設備を設置しないことができるものとする。

- (1) 居室以外の部分（機械室、倉庫等）であって、不特定多数の者の出入りがないもの

- (2) 実態上の用途が特定用途以外の用途に供される部分であって、「令別表第1に掲げる防火対象物の取扱いについて」（昭和50年消防予第41号及び消防安第41号。以下「41号通知」という。）1(2)により、主たる用途に供される部分の従属的な部分を構成すると認められる部分とされたため、当該部分が特定用途に供される部分として取り扱われているもの

- (3) 一般住宅の用途に供される部分であって、41号通知2(2)により防火対象物全体が単独の特定用途に供される防火対象物として取り扱われることとされたため、当該一般住宅の用途に供される部分が特定用途に供される部分として取り扱われているもの

- 3 令第21条第1項及び条例第40条の5第1項に掲げる防火対象物に存する部分のうち、次の(1)から(11)までのいずれかに該当するものについては、自動火災報知設備の感知器を設置しないことができるものとする。

- (1) 準耐火建築物の天井裏等で不燃材料の壁及び床で区画された部分

- (2) 第14・3・(9)・アの金庫室等

- (3) 第14・3・(9)・イの恒温室、冷蔵庫及び冷凍室等（火災を早期に感知することができ、かつ、自動的に警報を発することができる自動温度表示装置（非常電源を付置したもの又は専用回線としたもので、前面3メートルの位置から容易に確認できる赤色の灯火及びベル又はブザー等を設けてあるものに限る。）を常時人のいる場所に設けてあるものに限る。）

- (4) 便所、浴室、シャワー室及びこれらに類する用途に供する部分

- (5) 金属等を溶融、鋳造又は鍛造する設備のある場所で、感知器により火災を有効に感知することができない部分
- (6) 振動が著しく、感知器の機能の保持が困難な場所
- (7) 階段に接続されていない10メートル以下の廊下、通路又は階段に接続された廊下や通路等で階段までの歩行距離が10メートル以下のもの
- (8) パイプシャフト、パイプダクト、ダストシュートその他これらに類するもので次に掲げるもの
 - ア 水平断面積が1平方メートル以下のもの
 - イ 耐火構造の壁若しくは床（各階又は2の階以下ごと）又は防火設備その他これと同等以上のもので区画された場所。ただし、電気配線シャフトのうち配電盤若しくは分電盤が設けられているもの又は可燃物の収納により出火危険がある部分を除く。
- (9) 押入れ又は物入れで、床面積が1平方メートル以下のもの
- (10) 不燃材料で区画され可燃性物品を収納していない水槽室等
- (11) 規則第23条第4項第1号ロに規定する「その他の外部の気流が流通する場所」とは、第14・3・(6)に準ずる場所

第17 消防機関へ通報する火災報知設備に対する特例

- 1 次の(1)から(3)までのいずれかに該当するものにあつては、消防機関へ常時通報することができる電話が防災センター等に設置されており、かつ、当該電話付近に通報内容が明示される場合は、消防機関に通報する火災報知設備を設置しないことができるものとする。
 - (1) 令別表第1(5)項イのうち、宿泊室数が10以下であるもの
 - (2) 令別表第1(6)項イ(3)及び(4)
 - (3) 令別表第1(6)項ハのうち、通所施設(就寝施設を有するものを除く。)であるもの
- 2 同一敷地内に設置義務のある棟が複数あり、主たる棟に火災通報装置本体を設置し、かつ、主たる棟以外の棟（以下「別棟」という。）に当該火災通報装置の遠隔起動装置を設置しているもので、次の(1)から(3)までの全てに該当する場合は、火災通報装置の設置を一の棟とすることができるものとする。
 - (1) 火災通報装置本体及び遠隔起動装置は、防災センター等に設置されていること。ただし、無人となることがある別棟の遠隔起動装置は、多数の者の目に触れやすく、かつ、火災に際し、速やかに操作することができることと認められる箇所等にそれぞれ設置されていること。
 - (2) 主たる棟と別棟の防災センター等の間には相互通話設備が設けられていること。
 - (3) 火災時において、通報連絡、初期消火及び避難誘導等の措置を講じることのできる体制が整備されていること。

第18 放送設備に対する特例

令第24条第2項及び第3項に掲げる防火対象物に存する部分のうち、放送設備の操作部等が設置されている防災センター等において、操作部等にモニタースピーカーが設置され、防災センター等の各部分から操作部等のモニタースピーカーまでの水平距離が10メートル以下である場合は、令第24条第4項の規定にかかわらず、放送設備のスピーカーを設けないことができるものとする。

第19 避難器具に対する特例

- 1 規則第27条第1項第3号口の規定にかかわらず、使用方法が容易に理解できる滑り台、避難橋等については使用方法を表示する標識を設けないことができるものとする。
- 2 特定一階段等防火対象物の階のうち、2階又は地上に直通する階段が2以上設けられている階については、規則第27条第1項第1号の規定は適用しないことができるものとする。

第20 誘導灯に対する特例

- 1 規則第28条の3及び「誘導灯及び誘導標識に係る設置・維持ガイドラインについて」(平成11年消防予第245号)の規定にかかわらず、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するものについては、避難口誘導灯を設けないことができるものとする。
 - (1) 常時出入りの用に供する廊下、通路及び屋外への出入口を居室の各部分から容易に見通し、識別でき、避難することができるもので、かつ、居室内の各部分から10メートル未満に存する避難口
 - (2) 令別表1に掲げる防火対象物の部分で、個人の住居の用途のみに供される階の主要な避難口。ただし、不特定多数の者の避難経路となる部分及び11階以上の部分は除く。
- 2 規則第28条の3の規定にもかかわらず、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するものについては、誘導灯を消灯できるものとする。
 - (1) 自動火災報知設備が設置されていない防火対象物において、当該防火対象物が無人である場合や外光により避難口又は避難方向が識別できる場所に次のアからウまでにより誘導灯を設置する場合
 - ア 誘導灯の消灯方法は、階段灯用点滅器、1階(避難階)共用灯用点滅器及び誘導灯手動点滅器(設置場所については、玄関ホール又は事務所内等の防火管理を適切に行うことのできる場所)の全て開(OFF)とした場合に消灯すること。
 - イ 誘導灯の点灯方法は、前アの点滅器のいずれかを閉(ON)とした場合に点灯すること。
 - ウ 誘導灯の電気回路は、誘導灯配線系統図(別添1)に準じて行うこと。
 - (2) 展示場、体育館等における一時的な催物に際し、特に暗さが要求され、誘導

灯を直ちに点灯することが可能な防火管理体制が確保されている場合。ただし、この場合、条例第53条に基づく催物開催届に誘導灯の消灯に係る防火管理体制（別添2）についての資料を添付すること。

第21 連結散水設備に対する特例

- 1 主要構造部を耐火構造としたもので外周（外壁）が2面以上及び周長の2分の1以上がドライエリアその他の外気（以下「ドライエリア等」という。）に開放されており、かつ、次の(1)から(4)までの全ての要件に適合するものについては、連結散水設備を設けないことができるものとする。
 - (1) ドライエリア等に面して消火活動上有効な開口部（直径1メートル以上の円が内接することができる開口部又はその幅及び高さがそれぞれ0.75メートル以上及び1.2メートル以上の開口部）を2以上有し、かつ、当該開口部は、規則第5条の3第2項各号の規定に適合するものであること。
 - (2) 開口部が面するドライエリア等の幅は、当該開口部がある壁から2.5メートル以上であること。ただし、消火活動上支障ないものはこの限りでない。
 - (3) ドライエリア等には、地上からその底部に降りるための傾斜路、階段等（以下「傾斜路等」という。）の施設が設けられていること。
 - (4) ドライエリア等の面する部分の外壁の長さが30メートルを超えるものは、2以上の傾斜路等を有すること。
- 2 散水ヘッドの設置を免除することができる部分の取扱いは、次の(1)から(5)までによるものとする。
 - (1) 規則第30条の2第2号の「その他これらに類する場所」には、化粧室、洗濯場（洗濯機が設置してある場合は除く。）及び脱衣場が含まれる。
 - (2) 規則第30条の2第3号の「エレベーターの機械室、機械換気設備の機械室その他これらに類する室」には、ボイラー室、ポンプ室及び冷凍機室が含まれる。この場合において、ボイラー室には、他の有効な消火設備を設置すること。
 - (3) 規則第30条の2第3号の「通信機器室、電子計算機室その他これらに類する室」には、電話変換機室、電子計算機資料室、放送室及び中央管理室が含まれる。
 - (4) 規則第30条の2第4号の「その他これらに類する電気設備」には、蓄電池、充電装置、配電盤及び開閉器が含まれる。
 - (5) 規則第30条の2第5号の「その他これらに類する部分」には、吸排気ダクト、メールシュート、ダストシュート及びダムウェーターの昇降路が含まれる。

第22 非常電源に対する特例

- 1 令第11条の規定に該当せず条例第40条の2第1項の規定のみに該当する防火対象物に限り、非常電源専用受電設備を非常電源とすることを認めて差し支えないものとする。

2 非常動力装置を次の(1)から(7)までにより設ける場合は、屋内消火栓設備の加圧送水装置の非常電源の代替として認めて差し支えないものとする。

- (1) 床面積の合計が2,000平方メートル以下の防火対象物であること。
- (2) 非常動力装置は、規則第31条の4第1項の認定を受け、同条第2項の規定による表示が付されているものであること。
- (3) 非常動力装置は、停電を確認したら自動的に起動するものであること。
- (4) 非常動力装置は、規則第12条第1項第4号ロの規定に準じて設けること。
- (5) 非常動力装置を1時間以上駆動できるための換気設備及び操作のための非常照明を設けた室に設けること。
- (6) 屋内消火栓設備の起動装置及び表示灯に対しては、別途非常電源が必要であること。
- (7) 屋内消火栓設備の加圧送水装置の原動機は、電動機によるものであること。

第23 連結送水管に対する特例

地階を除く階数が7以上の建築物のうち、延べ面積が2,000平方メートル未満で、7階以上の部分を昇降機塔、装飾塔、物見塔その他これらに類するものに使用し、かつ、電動機等以外の可燃物を収容又は使用しないものについては、連結送水管を設置しないことができるものとする。

第24 パッケージ型消火設備に対する特例

1 令第11条第1項及び条例第40の2に掲げる防火対象物又はその部分のうち、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合は、「パッケージ型消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準（平成16年消防庁告示第12号）」第3の要件にかかわらず、パッケージ型消火設備を設置することができるものとする。

(1) 地階又は無窓階を除くこととされているが、次のアからオのいずれかに該当する場合

ア 排煙のための開口として、内部からの操作により手動で開放できる構造である開口部の面積の合計が床面積の30分の1以上確保されている階であること。

イ 次の(ア)及び(イ)に掲げる場所

(ア) 使用形態が、自動車の修理場、駐車場、発電室、変電室、ボイラー室、乾燥室及び通信機械室その他これらに類するものでないこと。

(イ) 二方向避難が確保されている、主要な避難口を容易に見通すことができる等、避難経路が明確であること。

ウ 居室等の各部分から常時出入りの用に供する廊下、通路及び屋外への出入口を容易に見通し、識別でき及び避難することができるもので、かつ、居室等の各部分からの歩行距離が、避難階にあっては20メートル以下、避難階以外の階にあっては10メートル以下である場所であること。

エ 受水槽、ポンプ室その他これらに類する場所のみであること。

オ 地階であるが、避難階となる防火対象物で、規則第5条の2に規定する普通階であること。

(2) 令別表第1(14)項に掲げる防火対象物であるが、少量危険物の貯蔵又は取扱いがないこと。

また、条例別表第3(指定可燃物表)に掲げる物品で、同表の数量欄に掲げる数量以上の保管がないこと。

2 パッケージ型消火設備は、容易に視認できる共用部分で、かつ、最終避難が可能な避難口又は階段付近等に設けること。

第25 特例基準適用の手続き

1 消防長又は消防署長(以下「消防長等」という。)は、令第32条又は条例第41条の3による特例の適用を受けようとする者に対しては、別記様式による消防用設備等の特例基準の適用願(以下「適用願」という。)に、必要に応じ当該防火対象物の図面等を添えて予防課又は所轄消防署に提出させるものとする。ただし、特例の適用を建築物の確認申請と同時に受けようとする場合は、適用願を消防用設備等(特殊消防用設備等)工事計画届に添えて提出させるものとする。

2 消防長等は特例の適用を認めない場合にあっては、特例を認めない旨及びその理由を明らかにして願出人に通知するものとする。

3 前1の規定にかかわらず、次の(1)から(10)までのものは基準適用の手続きを必要としないものとして取り扱うものとする。

(1) 第13 屋内消火栓設備に対する特例

(2) 第14 スプリンクラー設備に対する特例(2及び4を除く。)

(3) 第15 不活性ガス消火設備等に対する特例

(4) 第16 自動火災報知設備に対する特例(1及び2を除く。)

(5) 第17 消防機関へ通報する火災報知設備に対する特例(1を除く。)

(6) 第18 放送設備に対する特例

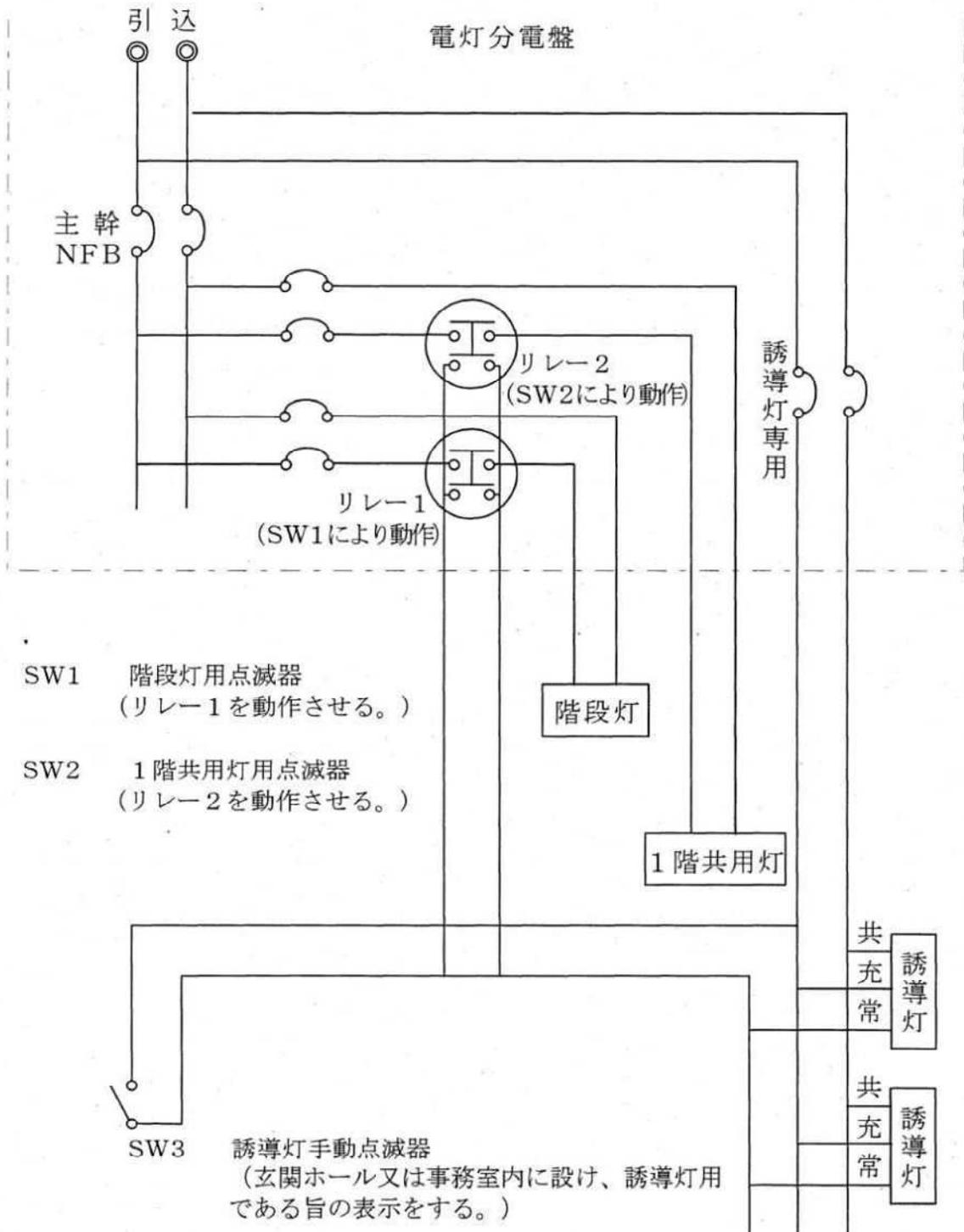
(7) 第19 避難器具に対する特例(2を除く。)

(8) 第20 誘導灯に対する特例

(9) 第21 連結散水設備に対する特例(1を除く。)

(10) 第22 非常電源に対する特例(2を除く。)

誘導灯配線系統図



誘導灯の消灯に係る防火管理等について

○自動点灯の場合

点 灯 方 式	
---------	--

○手動点灯の場合

消 灯 す る 部 分	
消 灯 する 誘 導 灯 の 種 別	
消 灯 す る 時 間 帯	
点 滅 器 等 の 場 所	
消 灯 操 作 責 任 者	
誘導灯の消灯に伴う防火管理等	

別記様式

年 月 日

(宛先) 岡崎市消防長
(岡崎市 消防署長)

(願出人) 住 所
氏 名

消防用設備等の特例基準の適用願

消防用設備等の設置について、消防法施行令第32条又は岡崎市火災予防条例第41条の3の規定による特例の適用を次のとおり願います。

なお、本願出建築物の変更等により特例の適用条件と相違するに至ったときは消防法施行令に定める消防用設備等を設置いたします。

防火対象物	所在地			
	名称		用途	
	構造		延べ面積	
	工事区分	新築・増築・移設・改修・その他 ()		
特例の適用を受ける消防用設備等				
特例の適用を受ける理由、条件等				

第4章 届出等

4-1 消防用設備等に係る軽微な工事に関する運用について

第1 消防用設備等の着工届並びに設置届及び消防検査については、消防用設備等を新たに設置する場合及び消防用設備等の増設、改造等を行う場合を対象としているところであるが、当該消防用設備等に係る工事の区分、内容等に応じ、次のとおり運用することとする。(参考1)

1 消防用設備等の着工届について

法第17条の14の規定に基づく消防用設備等の着工届は、別紙1、1から5までに掲げる消防用設備等に係る工事について要するものである。また令第36条の2第1項の規定による消防設備士でなければ行ってはならない工事から除外されている消防用設備等(以下「着工届の義務のない消防用設備等」という。)についても、当該消防用設備等の工事をする場合に消防機関の聞知しないうちに設置を完了し、その後不適事項等問題を生じることが予想されることから、事前に設備計画を確認し適正な消防用設備等の設置を指導するため、別紙1、1から5までに掲げる消防用設備等に係る工事について着工届を届け出るよう指導するものとする。ただし、別紙1、2から4までに掲げる消防用設備等に係る工事のうち、別紙2に掲げる軽微な工事に該当するものにあつては、次により取り扱うことにより、着工届を要しないことができるものとする。

- (1) 令第36条の2第1項に掲げる消防用設備等に係る工事については、着工届の有無にかかわらず、当該消防用設備等に係る甲種消防設備士が行うこと。
- (2) 甲種消防設備士は、軽微な工事を実施した場合においても、当該工事の内容を記録するとともに、消防用設備等試験結果報告書、当該消防用設備等に関する図書(設計書、仕様書、計算書、系統図、配管・配線図、平面図、立面図、断面図等)及び現場の状況を補足する写真、試験データ等を作成・整備し、防火対象物の関係者に提出すること。
- (3) 防火対象物の関係者は、消防用設備等の修理、整備等の経過一覧表に所要の事項を確実に記録するとともに、規則第31条の6第3項に規定する維持台帳に所要の書類を添付して保存し、査察時等に提示できるようにしておくこと。
- (4) 着工届の義務のない消防用設備等に係る工事についても、(1)から(3)までによるものとし、この場合において「甲種消防設備士」は「工事施工業者等で消防用設備等の知識を有するもの」に読み替えること。

2 消防用設備等の設置届及び消防検査について

法第17条の3の2の規定に基づく消防用設備等の設置届及び消防検査は、別紙1、1から5までに掲げる消防用設備等に係る工事について要するものである。ただし、別紙1、2から4までに掲げる消防用設備等に係る工事のうち、別紙2

に掲げる軽微な工事に該当するものにあつては、次により取り扱うことができるものとする。

- (1) 軽微な工事にあつても、設置届を省略することはできないものであること。
- (2) 軽微な工事に係る消防検査については、設置届に添付された消防用設備等試験結果報告書、当該消防用設備等に関する図書等の確認により消防検査を行うこととし、現場確認を省略することができること。
- (3) 軽微な工事に係る事項については、査察等の機会をとらえ、維持台帳に編冊された経過一覧表及び消防用設備等試験結果報告書の内容並びに現場の状況を確認し、消防用設備等が適正に設置・維持されていることを確認すること。

3 運用上の留意事項について

前1及び2により運用をするに当たっては、次の事項に留意するものとする。

- (1) 消防用設備等の「撤去」については、着工届及び設置届を要しないものであるが、防火対象物の関係者から事前に情報提供を求めること等により、その実態を把握するよう努めること。
- (2) 消防用設備等に係る軽微な工事については、次によること。
 - ア 消防用設備等に係る軽微な工事の範囲については、別紙2に掲げるとおりであるが、これらに該当するか否か判断が難しいものにあつては、甲種消防設備士又は工事施工業者等で消防用設備等の知識を有するものに対して、事前に相談、協議するよう指導すること。
 - イ 甲種消防設備士又は工事施工業者等で消防用設備等の知識を有するものに対しては、講習等の機会をとらえ、着工届を要する工事の区分、軽微な工事の範囲、工事実施上の留意事項等について、周知するよう努めること。
- (3) 軽微な工事に係る消防検査について、前2により現場確認を省略した場合において、消防用設備等が技術基準に適合している旨の消防機関の意思表示は、設置届の副本を返却することにより行い、検査済証の交付は行わないこと。ただし、軽微な工事に該当する場合であっても、次のいずれかに該当する場合は、現場確認を行うこと。
 - ア 関係者又は工事施工業者から現場確認の要望があつた場合
 - イ 検査済証を交付する必要がある場合
 - ウ 設置届の添付書類のみでは基準適合性の確認を行うことができない場合
 - エ その他現場確認が必要と認められる場合

第2 消防用設備等に係る届出等に関する運用について

消防用設備等の着工届及び設置届については、原則として消防用設備等ごとに当該設備に係る所要の図書を添えて提出することとされている（参考2）が、消防事務の簡素合理化の観点から、次のとおり運用することとする。

1 消防用設備等の着工届について

「消防用設備等の着工届に係る運用について」（平成5年10月26日付け消防

予第 285 号・消防危第 81 号) によるほか、同一防火対象物について同一時期に提出される複数の着工届の添付図書のうち、次に掲げるものについては、一の着工届に代表して添付することにより、個々の消防用設備等着工届出書への添付を省略できるものとする。

- (1) 付近見取図
- (2) 意匠図（平面図、断面図、立面図等）
- (3) 関係設備共通の非常電源関係図書
- (4) 防火対象物の概要表

2 消防用設備等の設置届について

消防用設備等の設置届に係る添付書類について、次のとおり運用することとする。

- (1) 当該設置に係る消防用設備等又は特殊消防用設備等に関する図書。この場合において、消防同意又は着工届に伴い既に消防機関において保有している図書に変更があったとき又は不足している図書があったときは、変更部分に係る図書の差替え又は不足図書の追加をもって足りるものとする。
- (2) 当該設置に係る消防用設備等試験結果報告書又は特殊消防用設備等試験結果報告書。この場合において、試験結果報告書の書式の規定がないときは、これに代わる図書とすること。
- (3) 届出は、防火対象物ごとに行って差し支えないものとする。

附 則

この基準は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成30年10月22日から施行する。

附 則

この基準は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和5年4月1日から施行する。

消防用設備等に係る工事の区分

1 新設

防火対象物（新築のものを含む。）に従前設けられていない消防用設備等を新たに設けることをいう。

2 増設

防火対象物に設置されている消防用設備等について、その構成機器・装置等の一部を付加することをいう。

3 移設

防火対象物に設置されている消防用設備等について、その構成機器・装置等の全部又は一部の設置位置を変えることをいう。

4 取替え

防火対象物に設置されている消防用設備等について、その構成機器・装置等の一部を既設のものと同等の種類、機能・性能等を有するものに交換することをいう。

5 改造

防火対象物に設置されている消防用設備等について、その構成機器・装置等の一部を付加若しくは交換し、又は取り外して消防用設備等の構成、機能・性能等を変えることをいい、「取替え」に該当するものを除く。

6 補修

防火対象物に設置されている消防用設備等について、変形、損傷、故障箇所などを元の状態又はこれと同等の構成、機能・性能等を有する状態に修復することをいう。

7 撤去

防火対象物に設置されている消防用設備等について、その全部を当該防火対象物から取り外すことをいう。

表 1 軽微な工事の範囲（法第 17 条の 14 の規定に基づく消防用設備等）

消防用設備等	増設	移設	取替え
屋内消火栓設備 屋外消火栓設備	<ul style="list-style-type: none"> ・消火栓箱 → 2 基以下で既設と同種類のものに限る。 → 加圧送水装置等の性能（吐出量、揚程）、配管サイズ及び警戒範囲に影響を及ぼさないものに限る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・消火栓箱 → 同一の警戒範囲内に限る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・加圧送水装置を除く構成部品
スプリンクラー設備	<ul style="list-style-type: none"> ・ヘッド → 5 個以下で、既設と同種類のもので、かつ、散水障害がない場合に限る。 → 加圧送水装置等の性能（吐出量、揚程）、配管サイズに影響を及ぼさないものに限る。 ・補助散水栓箱 → 2 個以下で既設と同種類のものに限る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ヘッド → 5 個以下で防護範囲が変わらない場合に限る。 ・補助散水栓箱 → 同一警戒範囲内に限る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・加圧送水装置、減圧弁、圧力調整弁、一斉開放弁を除く構成部品
水噴霧消火設備	<ul style="list-style-type: none"> ・ヘッド → 既設と同種類のもの → 一の選択弁において 5 個以下 → 加圧送水装置等の性能（吐出量、揚程）、配管サイズに影響を及ぼさないものに限る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ヘッド → 一の選択弁において 2 個以下 ・手動起動装置 → 同一放射区画内で、かつ、操作性に影響のない場合に限る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・加圧送水装置、減圧弁、圧力調整弁、一斉開放弁を除く構成部品
泡消火設備	<ul style="list-style-type: none"> ・ヘッド → 既設と同種類のもの → 一の選択弁において 5 個以下 → 加圧送水装置等の性能（吐出量、揚程）、配管サイズ、泡混合装置、泡消火剤貯蔵量等の能力に影響を及ぼさないものに限る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ヘッド → 一の選択弁において 5 個以下で警戒区域の変更のない範囲 ・手動起動装置 → 同一放射区画内で、かつ、操作性に影響のない場合に限る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・加圧送水装置（制御盤を含む）、泡消火剤混合装置、減圧弁、圧力調整弁を除く構成部品

<p>不活性ガス消火設備 ハロゲン化物消火設備 粉末消火設備</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ヘッド・配管（選択弁の二次側に限る。） →既設と同種類のもの →5個以下で薬剂量、放射濃度、配管のサイズ等に影響を及ぼさないものに限る。 ・ノズル →既設と同種類のもの →5個以下で薬剂量、放射濃度、配管のサイズ等に影響を及ぼさないものに限る。 ・移動式の消火設備 →既設と同種類のもの →同一室内に限る。 ・制御盤、操作盤等の電気機器、起動用ガス容器、操作管、手動起動装置、火災感知器、放出表示灯、スピーカー、ダンパー閉鎖装置、ダンパー復旧装置 →既設と同種類のもの →同一室内で、かつ、電源容量に影響を及ぼさないものに限る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ヘッド・配管（選択弁の二次側に限る。） →5個以下で放射区域の変更のない範囲 ・ノズル →5個以下で放射区域の変更のない範囲 ・移動式の消火設備 →同一室内に限る。 ・制御盤、操作盤等の電気機器、起動用ガス容器、操作管、手動起動装置、火災感知器、放出表示灯、スピーカー、ダンパー閉鎖装置、ダンパー復旧装置 →同一室内で、かつ、電源容量に影響を及ぼさないものに限る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・全ての構成部品 →放射区域に変更のないものに限る。
<p>自動火災報知設備</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・感知器 →既設と同種類のもの →10個以下 ・発信機、ベル、表示灯 →既設と同種類のもの →同一警戒区域内に限る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・感知器 →10個以下で警戒区域の変更がない場合に限る。 ・発信機、ベル、表示灯 →同一警戒区域内に限る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・感知器 →10個以下 ・受信機、中継器 →7回線を超えるものを除く。 ・発信機、ベル、表示灯
<p>ガス漏れ火災警報設備</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・検知器 →既設と同種類のもの →5個以下で警戒区域の変更がない場合に限る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・検知器 →5個以下で警戒区域の変更がない場合に限る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・受信機を除く。
<p>避難器具（金属製避難はしご（固定式のものに限る。）救助袋、緩降機）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・該当なし 	<ul style="list-style-type: none"> ・本体・取付金具 →同一階に限る。 →設置時と同じ施工方法に限る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・標識 ・本体・取付金具 →設置時と同じ施工方法に限る。

表2 軽微な工事の範囲（着工届の義務のない消防用設備等）

消防用設備等	増設	移設	取替え
動力消防ポンプ設備	・該当なし	・該当なし	・ポンプ及びポンプ駆動用の内燃機関を除く構成部品
漏電火災警報器	・音響装置	・変流器 →同一警戒電路内の場合	・全ての構成部品 →型式に変更がないものに限る。
消防機関へ通報する火災報知設備	・該当なし	・該当なし	・該当なし
非常警報設備（ベル、サイレン）	・音響装置、起動装置又は表示灯 →既設と同種類のもの →同一階の範囲に限る。	・音響装置、起動装置又は表示灯 →同一警戒区域内に限る。	・全ての構成部品
非常警報設備（放送設備）	・起動装置、表示灯 →既設と同種類のもの →同一警戒区域内に限る。 ・スピーカー →既設と同種類のもの →5個以下	・起動装置、表示灯 →同一警戒区域内に限る。 ・スピーカー →5個以下	・増幅器、操作部又は遠隔操作器を除く構成部品
避難器具（表1に該当しないもの）	・該当なし	・本体、取付金具 →同一階に限る。 →設置時と同じ施工方法に限る。	・標識 ・本体・取付金具 →設置時と同じ施工方法に限る。
誘導灯及び誘導標識	・該当なし	・該当なし	・全ての構成部品 →同一型に限る。
消防用水	・該当なし	・該当なし	・標識等
排煙設備	・防煙区画、排煙口、給気口及び風道 →排煙機及び給気機の能力に影響がないものに限る。 ・手動起動装置 →操作性に影響がないものに限る。 ・自動起動装置 →既設と同種類のもの	・排煙口、給気口及び風道 →排煙機及び給気機の能力に影響がないものに限る。 ・手動起動装置 →同一防煙区画内で、かつ、操作性に影響がないものに限る。 ・自動起動装置 →同一防煙区画内で、か	・排煙機及び給気機を除く構成部品

		つ、既設と同種類のもの	
連結散水設備	<ul style="list-style-type: none"> ・ヘッド →一の送水区域において5個以下 →送水区域に変更のない範囲に限る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ヘッド →一の送水区域において5個以下 →送水区域に変更のない範囲に限る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・全ての構成部品
連結送水管	<ul style="list-style-type: none"> ・該当なし 	<ul style="list-style-type: none"> ・該当なし 	<ul style="list-style-type: none"> ・加圧送水装置、減圧弁及び圧力調整弁を除く構成部品で同種類のもの
非常コンセント設備	<ul style="list-style-type: none"> ・該当なし 	<ul style="list-style-type: none"> ・該当なし 	<ul style="list-style-type: none"> ・全ての構成部品
無線通信補助設備	<ul style="list-style-type: none"> ・該当なし 	<ul style="list-style-type: none"> ・該当なし 	<ul style="list-style-type: none"> ・増幅器を除く全ての構成部品で、方式、周波数帯域及び設置方法に変更がない場合
パッケージ型消火設備	<ul style="list-style-type: none"> ・2基（既設と同種類）以下で、同一室内のもの 	<ul style="list-style-type: none"> ・同一室内のもの 	<ul style="list-style-type: none"> ・全ての構成部品
パッケージ型自動消火設備	<ul style="list-style-type: none"> ・ヘッド →5個以下で、既設と同種類のもので、かつ、散水障害がない場合に限る。 →パッケージ型自動消火設備の性能（吐出量、揚程）、配管サイズに影響を及ぼさないものに限る。 ・感知器 →10個以下で、既設と同種類のもの 	<ul style="list-style-type: none"> ・ヘッド →5個以下で防護範囲が変わらない場合に限る。 ・感知器 →10個以下で、既設と同種類のもの 	<ul style="list-style-type: none"> ・受信装置を除く構成部品
共同住宅用スプリンクラー設備	<ul style="list-style-type: none"> ・ヘッド →5個以下で、散水障害がないもの、かつ、加圧送水装置の性能（吐出、揚程）、配管サイズに影響を及ぼさないもの ・補助散水栓箱 →2個以下で既設と同種類のもの 	<ul style="list-style-type: none"> ・ヘッド →5個以下で、防護範囲が変わらないもの ・補助散水栓箱 →同一警戒範囲内に限る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・加圧送水装置、減圧弁及び圧力調整弁を除く構成部品

共同住宅用自動火災報知設備	<ul style="list-style-type: none"> ・感知器 →10個以下で既設と同種類のもの ・音声警報装置、補助音響装置、戸外表示器 →既設と同種類のもの 	<ul style="list-style-type: none"> ・感知器 →10個以下で既設と同種類のもの ・音声警報装置、補助音響装置、戸外表示器 →既設と同種類のもの 	<ul style="list-style-type: none"> ・感知器 →10個以下 ・住棟受信機、中継器 →7回線を超えるものを除く。 ・共同住宅用受信機 ・音声警報装置、補助音響装置、戸外表示器
住戸用自動火災報知設備	<ul style="list-style-type: none"> ・感知器 →10個以下で既設と同種類のもの ・補助音響装置、戸外表示器 →既設と同種類のもの 	<ul style="list-style-type: none"> ・感知器 →10個以下で既設と同種類のもの ・補助音響装置、戸外表示器 →既設と同種類のもの 	<ul style="list-style-type: none"> ・感知器 →10個以下 ・住戸用受信機、中継器、音声警報装置、補助音響装置及び戸外表示器
共同住宅用非常警報設備	<ul style="list-style-type: none"> ・起動装置、音響装置及び表示灯 →既設と同種類のもので、同一階の範囲内に限る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・起動装置、音響装置、スピーカー及び表示灯 →同一階の範囲内に限る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・全ての構成部品
共同住宅用連結送水管	<ul style="list-style-type: none"> ・該当なし 	<ul style="list-style-type: none"> ・該当なし 	<ul style="list-style-type: none"> ・加圧送水装置、減圧弁及び圧力調整弁を除く構成部品で同種類のもの
共同住宅用非常コンセント設備	<ul style="list-style-type: none"> ・該当なし 	<ul style="list-style-type: none"> ・該当なし 	<ul style="list-style-type: none"> ・全ての構成部品
特定小規模施設用自動火災報知設備	<ul style="list-style-type: none"> ・自動火災報知設備の例による 	<ul style="list-style-type: none"> ・同左 	<ul style="list-style-type: none"> ・同左
加圧防排煙設備	<ul style="list-style-type: none"> ・排煙設備の例による 	<ul style="list-style-type: none"> ・同左 	<ul style="list-style-type: none"> ・同左
複合型居住施設用自動火災報知設備	<ul style="list-style-type: none"> ・自動火災報知設備の例による 	<ul style="list-style-type: none"> ・同左 	<ul style="list-style-type: none"> ・同左
特定駐車場用泡消火設備	<ul style="list-style-type: none"> ・ヘッド →泡消火設備の例による ・感知継手 →5個以下 	<ul style="list-style-type: none"> ・ヘッド →5個以下 	<ul style="list-style-type: none"> ・泡消火設備の例による。

消防用設備等に係る軽微な工事に関する運用

工事の区分	着工届	設置	
		届出	消防検査
新設	<p>◎届出対象</p> <ul style="list-style-type: none"> ○消防設備士が行う消防用設備等に係る工事及び整備（例 屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、自動火災報知設備等） ○工事施工業者等で消防用設備等の知識を有する者が行う工事又は整備（例 誘導灯、非常警報設備等） 	<p>◎届出検査対象</p> <ul style="list-style-type: none"> ○別表第一(2)項ニ、(5)項イ並びに(6)項イ(1)から(3)まで、ロ及びハ（利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。）に掲げる防火対象物 ○別表第一(16)項イ、(16の2)項及び(16の3)項に掲げる防火対象物で上記の用に供する部分が存するもの ○上記以外の特定防火対象物で延べ面積が300平方メートル以上のもの ○別表第一(5)項ロ、(7)項、(8)項、(9)項ロ、(10)項及び(12)から(14)項までに掲げる防火対象物で延べ面積が500平方メートル以上のもの ○別表第一(11)項、(15)項及び(16)項ロに掲げる防火対象物で延べ面積が1,000平方メートル以上のもの 	
増設、移設、取替え	<p>☆原則として必要</p> <p>☆ただし、別紙2に掲げる軽微な工事に該当するものにあつては、次により取り扱うことにより、不要とすることができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○工事：甲種消防設備士又は工事施工業者等で消防用設備等の知識を有する者が実施 ○甲種消防設備士又は工事施工業者等で消防用設備等の知識を有する者：試験結果報告書を作成・整備 ○防火対象物の関係者：経過一覧表への記録、維持台帳の整備・保存等 	新設に準ずる	<p>☆必要</p> <p>☆ただし、別紙2に掲げる軽微な工事にあつては、次により取り扱うことにより、現場確認を省略することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○消防機関：査察時等の機会をとらえ、維持台帳の内容及び現場の状況を確認
改造	必要	必要	必要
補修撤去	不要	不要	不要

消防用設備等に係る届出関係図書

着工届出	設置届出
<p>◎添付書類</p> <p>1 消火設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ○付近見取図 ○防火対象物の概要表 ○消火設備の概要表 ○平面図 ○断面図 ○配管系統図及び展開図 ○計算書 ○使用機器図 <p>2 警報設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ○付近見取図 ○防火対象物の概要表 ○警報設備の概要表 ○平面図 ○断面図 ○配線図 <p>3 避難設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ○付近見取図 ○避難器具の概要表 ○平面図 ○立面図 ○避難器具等の設計図等 ○計算書 	<p>◎添付書類</p> <p>1 消防用設備等に関する図書</p> <ul style="list-style-type: none"> ○設計書 ○仕様書 ○計算書 ○系統図 ○配管及び配線図並びに平面図 ○立面図及び断面図 <p>2 消防用設備等ごとの消防用設備等試験結果報告書</p>

岡崎市消防用設備等技術基準
(通則・運用・特例基準編 2024)

令和6年4月1日